

子どもの虹情報研修センターの研究活動

# 研究報告書 全紹介

平成24年 3月  
(令和元年 8月増補版)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

子どもの虹情報研修センターの研究活動

# 研究報告書 全紹介

平成24年 3月  
(令和元年 8月増補版)

子どもの虹情報研修センター

## まえがき

児童虐待の問題を解決するには、幅広い分野にまたがる取り組みが求められます。この間のわが国における虐待対応の歩みを振り返ると、「児童虐待の防止等に関する法律」制定、施行以後の10数年も、さまざまな試行錯誤を繰り返しつつ発展してきました。それはとりもなおさず、今なお深め、検討し、探求すべきテーマが山積していることを示しているとも言えるでしょう。

このような中、子どもの虹情報研修センターは、平成14年に設立されてちょうど10年の歴史を刻みました。この10年、センターは、微力ながらも、現場で援助活動に当たっている方々に対してさまざまな研修を提供し、あるいは情報の収集と発信に努め、また専門相談を行い、多くの方々の協力を得て種々の研究活動を進めてきました。おかげさまで、この間に当センターが発行した研究報告書は50タイトルを超えることとなりました。この場を借りて、改めてお礼を申し上げます。

さて、センターの研究報告書は、さまざまな分野の専門家や関係機関に提供するとともに、センターが実施する各種研修において、テーマに関連の深いと思われる報告書を選んで配布するなど、多くの方々に利用していただくよう工夫してきました。

こうした経過もふまえ、このたび、研究成果をより多くの方々に伝え、より積極的に活用していただけるよう、センター発足以来発行した全ての研究報告書について、簡潔に要約・紹介文をまとめることといたしました。

紹介文は研究代表者等にご執筆いただき、原則としてそのまま掲載しています。また研究代表者の所属は報告書発行時のものとしています。

なお、研究報告書名について、本冊子では必ずしも報告書タイトルをそのまま掲載していません。たとえば、タイトルに入っていない「第1報」「第2報」といった文字を挿入したり、長いタイトルの一部を省略したりしています。これらは、紹介文のタイトルを一瞥するだけで、その内容や過去の研究とのつながりが理解できるようにと考えたものですので、ご理解ください。

研究報告書は、全てセンターホームページにて全文を閲覧することができます。なお、タイトルに<\*>マークを付しているものは、援助機関向けページにて閲覧するよう設定しています。また、配列順も、原則としてホームページと同様、新しいものから順に並べています。

これらの紹介文も参考に、積極的にご利用いただければ幸いです。

平成24年3月

子どもの虹情報研修センター 研究部

# 目 次

まえがき

1. 文献研究	1
2. 法学文献研究	13
3. 文献紹介	19
4. センター研修の分析	21
5. 課題研究	25
6. 海外視察	80
7. その他	84
8. 紀要 総目次	86

### 児童虐待に関する文献研究

「わが国の児童福祉領域におけるアタッチメントに関する理論の系譜」

研究代表者 久保田 まり（東洋英和女学院大学）

#### 1. 研究目的

本研究の背景として、近年の児童虐待の増加と「被虐待児の愛着の問題」への注目に伴い、児童養護施設等のケアにおいても「愛着」が中心的な課題となってきたことが挙げられる。それ故、本研究は、わが国の児童福祉領域において、愛着の概念や理論がどのように紹介され、受け入れられ実践に導入されてきたのかについて、主として第二次世界大戦後から現在までを通じ、その変遷を探る。具体的には、本研究は文献研究とし、国内の研究論文、書籍、実践報告、および関連する海外の研究論文を渉猟し、今後の支援策の析出に貢献できるよう、体系的にまとめ上げることを目的とする。

#### 2. 概要

本文献研究は、Ⅷ章から構成されている。Ⅰ章では、戦後から現在までの日本の児童福祉領域において、「愛着」の概念や理論がどのように紹介・導入され、実践に活かされてきたのかをまとめている。欧米のホスピタリズム研究の中でも、特に児童福祉領域に大きな影響を及ぼしたBenderの貢献や、谷川を中心とした「日本の施設児のホスピタリズム」の実態調査、『社会事業』誌上で展開された福祉実践家たちのホスピタリズム論争とその終焉、そしてその後の高度経済成長期をはさみ、現代の児童虐待の増加に伴う「愛着理論」の（再）重視の流れ、等を体系的にまとめた。Ⅱ章ではBowlbyの愛着理論の骨子および、児童虐待にも関連する現代の愛着研究の動向をまとめた。前者については、愛着という絆のもつ意味や、愛着のコントロールシステム理論、愛着パターンの個人差について概説した。また、後者については、具体的には、愛着システムの崩壊のメカニズムや、代替養育者の愛着形成の可能性などについての研究を概観した。Ⅲ章では、重篤な虐待やネグレクトを受けた子どもに見られる「愛着の発達精神病理」について、愛着障害、愛着とトラウマ、デプリベーション児を対象とした大規模な縦断研究である「ルーマニア研究」の三点についてまとめている。Ⅳ章では、乳児院や児童養護施設での担当養育者との愛着形成の実践とその効果、および「生活臨床」ということに留意した研究を紹介している。Ⅴ章では、愛着に問題を持つ子どもの心理療法を中心としたケアの実践について紹介している。Ⅵ章は、里親制度や里親養育（養子縁組里親を含む）について、里親家庭での愛着形成の問題と課題、および「SOS 子どもの村JAPAN」の実践、パーマネンシー概念と養子縁組里親の問題についてまとめている。Ⅶ章では、愛着理論に基づく親子支援の理論と実際をテーマとして、具体的には、「セラプレイ」と「サークル・オブ・セキュリティ」のプログラムについて詳述している。最後のⅧ章では、愛着理論に基づく児童虐待の援助的介入プログラムと効果について、海外の実践研究を概説している。一つは、Healthy Families America (HFA) プログラムについてであ

り、虐待の世代間連鎖のメカニズムを概観した上で、アウトリーチ型（保健師による継続的家庭訪問支援）のHFAプログラムの概要と、15年後のフォローアップ調査を通じた効果測定の結果について紹介している。二つ目は、発達精神病理との関連が指摘されている「D型愛着」の早期介入プログラムであるAttachment and Biobehavioral Catchup（ABC）プログラムの内容とその効果について紹介している。

Bb-13 平成29年度研究報告書

## 児童虐待に関する文献研究

### 「非行と虐待」

研究代表者 富田 拓（国立きぬ川学院）

#### 1. 問題と目的

児童虐待と非行には密接な関係があるとされているが、そのような理解や概念は時代によっても違い、立場によっても異なる。今回の文献研究では、そうしたことも踏まえ、戦後から日本社会において、主に児童福祉における非行対応、児童虐待対応の中で、それらがどのように絡み合い、どういった議論がなされてきたのか、それぞれの現場での議論も含め文献をレビューすることにより検討を行う。

なお、この分野についてのすべての文献を網羅することは膨大過ぎて筆者らの手に余るので、今回は、選択的にテーマを設定し、検討を行った。

#### 2. 方法

国立国会図書館、Cinii、聞く蔵等を利用し、キーワードを「非行と虐待」を基本とし、非行については、「犯罪少年」等広がりのある言葉も含め検索を行った。結果、500以上の文献が初期には収集されたが、その中から取捨選択し、テーマを以下のように設定した。

- ・「近代日本における非行と児童虐待に関する認識」
- ・「非行と虐待に関する量的研究の動向」
- ・「非行と虐待に関する新聞記事の動向」
- ・「児童相談所における非行ケースへの対応——児童相談事例集掲載ケースの検討から」
- ・「日本の精神医学は非行をどう見てきたか」
- ・「各種虐待の被害体験と非行・反社会的行動」

#### 3. 結果と考察

「近代日本における非行と児童虐待に関する認識」では、児童虐待防止のための組織の活動が欧米各国で展開される19世紀末から20世紀初頭において、日本の関係者が児童虐待と非行、犯罪をどのように捉えたかを考察している。主として留岡幸助、山本徳尚ら草創期の感化院関係者の認識を概観し、原胤昭と菊池俊諦らの論考を検討している。

「非行と虐待に関する量的研究」では、戦後から行われてきた数量的研究のうち、特に非行と虐待について検討したものについてレビューを行った。

「非行と虐待に関する新聞記事の動向」では、「非行&虐待」で検索しヒットした1985年から2017年までの新聞記事716記事のうち、176記事について検討を行い、それらの新聞記事の特徴を分析した。

「児童相談所における非行ケースへの対応——児童相談事例集掲載ケースの検討から」では、昭和24年から平成10年まで出版されていた児童相談事例集（児童のケースワーク事例集、児童福祉事業取扱事例集）を年代順に見ることで、その時々児童相談所がどのように非行を扱っていたかの比較検討を行った。

「日本の精神医学は非行をどう見てきたか」では、日本の精神医学の黎明期に精神科医が少年非行に強い関心を寄せたのはなぜだったのかというところから、家族などの虐待的生育環境に着目することになったこと、そしてその後司法精神医学が非行に対する興味を大きく減じ、近年の発達障害と非行との関連への注目、虐待と非行の関連の再発見と続いて、司法精神医学がようやく発達の視点をもつに至った経緯を文献を通して明らかにすることを目的とした。

「各種虐待による被害体験と非行・反社会的行動」については、特にネグレクトや男性の性被害などあまり言われてこなかったことに注目した。これらの被害体験と、非行、問題行動との関連を考えたとき、どのようなことが今まで言われ、どのような課題があるかについて検討を行った。

今回は、非行と児童虐待に関する文献について、特に国内文献を中心に検討を行った。歴史的には、児童福祉の始まりの時期から関連が言われていた。「児童虐待」と同様に、時代による言葉やとらえ方の変化が見られるものの、社会的にも、専門家の間でもその関連については関心が払われていた。特に、児童虐待に関する関心が児童虐待防止法成立前後で高まったが、その流れと同じ頃に非行と虐待の関連が再発見されたことになる。しかしながら、虐待が非行へ及ぼす細かい影響や長期的な影響、予後を追った研究は我が国では行われてこなかった。なぜこのような状況なのかということへの関心を持つとともに、今後は量的及び質的にこの分野に関する研究をさらに行うべきであると考えている。

Bb-12 平成28年度研究報告書

## 児童虐待に関する文献研究

### 「子どもの貧困と虐待」

研究代表者 川松 亮（子どもの虹情報研修センター）

本研究は、「子ども虐待」に関する文献の概観・分析を目的とした継続研究である。平成28年度は「子どもの貧困と虐待」に関する文献の収集と整理を行った。大きく海外と日本の文献に分けて分析を行った。

海外の文献は、1989年以前という早い時期から見られるが、その後も量的には増加しており、2010年以降も同様に推移していることが伺えた。2016年9月5日の時点で、データベースから2752件の文

献がヒットした。

特に2010年以降という、比較的新しい時期の論文群に注目し、最近の知見等が包括的にまとめられている、OECDのレポート“Economic Determinants and Consequences of Child Maltreatment”と、Child Abuse & Neglect 誌などに掲載された数点の論文の内容について、最新の動向、認識、研究方法、研究結果、課題などを探ることとした。

OECDの論文によれば、子ども虐待に影響を及ぼすリスクとして、経済的リソースが重要な役割を担っていることは多くの研究が明確に指摘しているものの、現状として、その因果関係を示すエビデンスは（皆無ではないが）まだまだ少なく今後の課題であるとされていた。他の論文からは、虐待とそのアウトカムを分析する場合、貧困は多くの場合コントロールされる要因であり、いつかの研究からは重要な仲介要因として経済状況が位置づけられていることが分かった。縦断データに基づいて分析された研究においても、経済的要因は虐待と関連していることが見えた。

一方、日本の論壇上で子どもの貧困と虐待に関する指摘が始まるのは、1990年代に入ってからだが、その数は2ケタにとどまる。2008年前後に「子どもの貧困」をめぐる議論がわが国で巻き起こり始めるのと同時期に、貧困と虐待との関連性に触れた論文が集中して発表され始めた。その論拠となる調査はまだ多くはないが、いくつか公表されている。

収集した論文は全て、貧困と虐待の相関関係に肯定的だった。とりわけネグレクトにおいてその傾向が強かった。しかし、あくまで相関の高さが確認できているにすぎず、その因果関係の分析にはさらにデータの蓄積が必要である。一方で、虐待の複合的な要因の一つとして貧困がとりあげられている論文が多く、家族形態・学歴・就労状況・夫婦関係・社会的孤立などとも絡めながら議論が展開されている。また、虐待の重症度が高いほど背景に経済的困難が見られることも合わせて指摘されている。さらに、ひとり親家庭や再構成家庭における虐待事例の経済的指標の低さを指摘するものが多かった。社会的孤立との関連性の高さに触れ、このことが支援へのつながりにくさとして現れていることを指摘した論文もあった。

今後も引き続き、家庭が抱える他の困難要因との相互関係について多面的な分析研究をするとともに、分析の結果得られた支援のポイントを整理して、具体的な支援策を検討することが必要と思われる。

Bb-11 平成27年度研究報告書

## 児童虐待に関する文献研究

精神障害をもつ保護者による虐待

研究代表者 長尾 真理子

本研究は、「子ども虐待」に関する文献の概観・分析を目的とした継続研究である。本報告書では、「精神障害をもつ保護者による虐待」をテーマに、4つの視点から文献研究を行なっている。まずは、先

行研究の全体的な概観を行なった。ここでは、親の精神障害は虐待のリスク因子の1つであること、児童相談所が扱った児童虐待事例を対象とした調査では約3～6割の保護者が心身に何かしらの問題を抱えていることなど、これまでに明らかになっている知見についてまとめている。次に、妊娠中のアルコールや覚醒剤等の摂取が子どもの認知的・行動的問題に及ぼす影響について、海外の文献を中心に概観している。そして、これまでの研究において、妊娠中のアルコールや薬物の摂取が、子どもの認知機能低下を引き起こすこと、行動や適応の問題に関連があることが明らかにされていることを示した。3つ目は、児童相談所の事例集である「児童相談事例集」を対象に、精神障害を抱える養育者の虐待事例137例について分析した。最も多かったのは「アルコール使用障害」であり、次いで「パーソナリティの異常」、「統合失調症」などの事例が続いている。最後に、平成24・25年度に発表された自治体による死亡事例検証報告書のうち、加害者である保護者に精神障害があった事例19例について検討している。それにより、支援機関が関わっているもののタイミング良く変化を捉えることが難しいこと、アセスメントの精密度を上げる必要性があることなどを明らかにした。

なお本研究においては、多くの文献や事例を対象とするため、明確な診断名がなくても精神障害の疑いがあるとされている事例等も含んでいる。

最後に、2014年および2015年の児童虐待に関する文献一覧を掲載しているので参考にされたい。

Bb-10 平成26年度研究報告書

## 児童虐待に関する文献研究

### 児童虐待とDV

研究代表者 川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）

本研究では、「DV家庭の問題」を取り上げ、収集した文献を、おもにはDV被害者の観点、及び加害者の観点から捉えたものに分けて整理した。また、DVが存在する（存在した）家族における児童虐待死亡事例についても検討した。その結果、わが国においても相当数の文献が著されていることがわかったが、先行研究や先行論文として諸外国の成果から学びつつ種々の調査等を行い、まとめているものが少なくなかった。そこで、本報告書では、「DVの目撃」という観点から、アメリカを中心に海外の文献についても収集し、紹介した。

ここでは、本研究で明らかとなった点をいくつか述べておきたい。

第一に、児童虐待死亡事例の検証結果などからうかがわれることとして、児童虐待を扱う現場においては、DVの理解がまだまだ表層的なものにとどまっており、本質的な理解がなされないままアセスメントがなされ、若しくはなされていないと思われる事例が見受けられた。

その背景には、単なる理解不足というだけでなく、DV関係を把握することの難しさが感じられた。すなわち、児童福祉援助機関が、（当事者から訴えもなされていない場合も含めて）DV被害を調査し、確認するのはハードルが高く、周囲からの情報に依存せざるを得ない点が挙げられる。

また、厚生労働省の専門委員会第7次報告は、『身体的暴力』や『暴言』などの有無によりDVの有無を捉えようとしており、『支配－被支配』といった関係性の病理という視点に基づく情報収集やアセスメントを行っていなかった」と述べていたが、単なる暴力の有無といったエピソードにとどまらず、生活の広範なありようを見て取る必要がある「関係性の病理」を正しく判断することの困難さもうかがわれた。

第二に、DV家庭にいる子どもへの影響は、身体的にも心理的にも多岐にわたり、母子相互の関係も含めて複雑かつ深刻な様相を呈していることが、いくつかの研究で明らかにされていた。たとえば(春原,2011)は「DVに子どもが巻き込まれる構造」として7つのパターンを提示していた。

第三に、DV加害者に対する支援をみると、必ずしも十分検討されているとは言えず、榊原・打越(2015)は「未だ課題はあるが、暴力の再発防止のために、加害者更生プログラムの受講を義務づける命令の実現を検討する段階にあらう」と指摘していた。

なお、昨今件数が急上昇している「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」という心理的虐待への取り組みについての研究、検討も、今後の課題ではないかと思われた。

本研究のまとめとして、「今後は、援助の具体的な実践事例を蓄積し、そこから学びつつ、DVそのものについての研究も睨みながら、DVと児童虐待の関連性や、DV家庭における児童虐待問題への対応についてさらに検討を加えていくことが望まれる」と指摘した。

なお、本報告書には、末尾に2013年に刊行された、児童虐待に関する文献一覧を掲載している。

Bb-9 平成24・25年度研究報告書

## 児童虐待に関する文献研究

### 自治体による児童虐待死亡事例等検証報告書の分析

研究代表者 川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)

自治体における児童虐待死亡事例等の検証は、2007年の児童虐待防止法第2次改正において義務化され、現在まで多くの検証が実施されてきている。ただし、検証報告書の内容は千差万別であると同時に、近年では、どの事例をとっても提言の内容など類似しているとの意見も散見されるようになった。

こうした状況をふまえ、本研究では、地方自治体でどのような虐待死亡事例に対してどのような検証が行われているのかといった自治体検証の実態を明らかにし、検証のあり方について分析することで、より適切な検証方法や、虐待死をなくしていくための効果的な方策を検討することを目的とした。

児童虐待防止法の施行日(2000年11月20日)から2012年3月末までの10年あまりの間に作成された、児童虐待による死亡事例等重大事例についての検証報告書を分析対象としたが、収集できたのは111報告書で、事例数は142、被害児童は153人であった。

分析の方法としては、虐待の態様別に、これらをまず「心中事例」と「心中以外事例」の2つに

分類し、ついで「心中以外の事例」を「身体的虐待」と「ネグレクト」に再分類した。その上で、事例数の多かった「身体的虐待」については、児童福祉法が定義する「乳児（満1歳に満たない者）」「幼児（満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者）」「少年（小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者）」に分け、年齢別、年代別にそれぞれの特徴や、関係機関の関わり方、提言内容などを吟味・検討し、分析した。

その上で、これら全体をとおして、死亡事例に至るのを防ぎ得なかった盲点などはどこにあるのかといった点を、末尾の「まとめと考察」の中で20項目にわたって示すなど、死亡事例を未然に防ぐための教訓を導き出すよう努力した。

詳細は報告書本文に譲るが、百以上の自治体検証報告書を収集した上で、それらを比較検討しながら分析を試みた調査・研究はこれまでほとんどなく、不十分さは残るとしても、今後の虐待対策に一定の示唆を与えるものとなったのではないかと考えている。

Bb-8 平成23年度研究報告書

## 児童虐待に関する文献研究

### 児童虐待重大事例の分析（第2報）

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

本研究は、「子ども虐待」に関する文献を概観、分析することを目的とし、平成15年度から継続して行っている。

今年度は昨年度に引き続き、「児童虐待重大事例」をテーマとした。今回は、2007年以降の（一部2006年度の実例を含む）13事例を取り上げた。

この第2報には、第1報で扱った2006年以前の事例には見られなかったものとして、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が問題になった事例、「乳幼児ゆさぶり症候群」（Shaken Baby Syndrome）が疑われた事例、医療ネグレクトが問題になった事例、「親子心中」事例、虐待によって子どもが追い詰められ重大事件を起こした事例などがある。

本研究では、こうした児童虐待における新たな事例についての検討に加え、「自治体における検証について」、「援助機関及び機関連携に関する問題」、「児童虐待施策への影響」、「重罰化と裁判員制度」について総括を行った。

今回分析を行ったのは以下の13事例である。①奈良県田原本町の事例（2006年）、②北海道苫小牧市の事例（2007年発覚）、③高知県南国市の事例（2008年）、④埼玉県蕨市の事例（2008年）、⑤奈良県奈良市の事例（2008年）、⑥福岡市西区の事例（2008年）、⑦岐阜県関市の事例（2008年）、⑧東京都練馬区の事例（2008年）、⑨大阪市西淀川区の事例（2009年）、⑩静岡市葵区の事例（2009年）、⑪福岡市東区の事例（2009年）、⑫東京都江戸川区の事例（2010年）、⑬奈良県桜井市の事例（2010年）。

## 児童虐待に関する文献研究

### 児童虐待重大事例の分析（第1報）

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

本研究は、「子ども虐待」に関する文献を概観、分析することを目的とし、平成15年度から継続して行っている。

今年度のテーマは「児童虐待重大事例」とした。児童虐待防止法の制定（2000年）以降、児童虐待に関する事件報道は増加し、今日に至っている。国の社会保障審議会児童部会に置かれた専門委員会は、2003年後半からの児童虐待による死亡事例の検証を行っているが、2007年の児童虐待防止法改正では、自治体においても死亡事例の検証が義務付けられた。しかし、それらの報告書で扱う内容をみると、関係した機関のあり方や連携の問題が中心で、事件そのものの経過や家族背景などについて十分に分析されているとは言い難い。そこで本研究では、2000年以後の児童虐待重大事例について、文献や検証報告書、新聞記事などを中心に整理、概観し、事件に至った経過、子どもの特徴や家族背景、社会に与えた影響などについて分析することとした。このような詳細な事例分析を積み重ねることにより、虐待予防の視点を見出すことに寄与すると考えたからである。なお、今年度は2006年までの重大事例を対象とし、2007年以降の事例は次年度研究とした。

今回分析を行ったのは、以下の11事例である。①愛知県武富町の事例（2000年）、②兵庫県尼崎市の事例（2001年）、③山形県村山市の事例（2003年）、④愛知県名古屋市の事例（2003年）、⑤大阪府岸和田市の事例（2004年）、⑥栃木県小山市の事例（2004年）、⑦福岡県福岡市の事例（2005年）、⑧群馬県渋川市の事例（2006年）、⑨秋田県の藤里町の事例（2006年）、⑩福島県泉崎村の事例（2006年）、⑪京都府長岡京市の事例（2006年）。

## 児童虐待に関する文献研究

### 子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献の分析

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

本研究は、「子ども虐待」に関する文献、実践報告等を概観、分析することを目的とした継続研究である。本報告から、これまで同様文献や研究を概観するとともに、重点テーマを設定し、それに関する文献、研究報告等をより詳細にレビューし、分析を行うこととした。本報告で扱うテーマは「子ども虐待と発達障害の関連」である。なお、本報告からこれまでの研究タイトルを「児童虐待の援助法に関する文献研究」から「児童虐待に関する文献研究」に変更している。

子ども虐待と発達障害の関連について文献を整理分析したところ、次のような流れが認められた。両者がそれまで「全く別の領域の問題として扱われていた段階」から、1990年の終わりころになると「発達障害が虐待のリスクファクターであるとした段階」が訪れ、2000年代中ごろからは「被虐待体験が発達障害を生じさせる可能性を認識すると共に、発達障害概念が拡大した段階」へと進む変遷である。特に人生早期の虐待的環境が脳に影響をもたらすという指摘は、これまで脳の機能障害というと、大きな外傷を除いて先天的なものに限られていた病理から、環境因（特に乳幼児の不適切な環境）を原因とする病理にまで拡大させた。これにより発達障害概念が拡大し、教育や福祉領域等、様々な臨床現場に混乱をもたらしている状況がうかがわれることが示された。

Bb-5 平成20年度研究報告書

## 児童虐待の援助法に関する文献研究

### 性的虐待／教育心理学関係の教科書

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）

これまでの一連の研究は、「子ども虐待」を超えて子どもの「危機的状況」という視点から、戦後日本社会の臨床研究、文献、実践報告等を概観して分析し、戦後から2007年までを第1報から第4報としてまとめてきた。それをふまえて本報告では、性的虐待と教育心理学関係の教科書という2つのテーマについて分析した。

(1) 2000年の児童虐待防止法施行以降、身体的虐待やネグレクトのケースについては、児童相談所をはじめ、さまざまな機関が積極的に対応を進め、新たな施策や対応方法が進んできているが、「性的虐待」については、十分に組み合わせていない観がある。そこで、2000年以降の性的虐待に関する研究や文献、実践報告等を改めて分析し、研究の歩みや社会の性的虐待に対する認識、取り組み状況を分析した。そして、性的被害の後遺症が極めて深刻であること、被害児童に対する福祉的援助の必要性を考えて性的虐待についての日本の定義を見直すべきであること、早期発見・対応の難しさなどを指摘した。また、性的虐待や性的被害の内容は多岐に及び、受ける年齢や状況によってその影響は異なるため、個々の実情に合った治療的手立てを見出していくことの重要性をあげた。

加えて、報告書では性的虐待に関する文献を5つ紹介している。

(2) 教育分野においては子ども虐待対応における取り組みがまだまだ十分でない状況が見られる。そこで、1990年代から現在に至るまでに出版された教員養成系の大学で用いられる教育心理学の教科書120冊の分析を行った。その結果、児童虐待についての記述が少なく、重要な情報すべてが記述されているわけではないこと、児童虐待に関する法制の目まぐるしい変化に対応できず、「虐待に関する法制・機関」の記述が全体的に少ないことを指摘した。

## 児童虐待の援助法に関する文献研究

戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの  
心理社会的分析（第4報：2000～2006年まで）

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）

本研究は、「虐待」という言葉を越えて、児童虐待に対する時代認識の変遷といった社会学的考察も含めて、「危機的状況」におかれた子どもに対する臨床研究や実践報告を概観して分析したものである。この第4報では、2000年から2006年に至る社会状況と2000年以降に出版された書籍を中心に概観したが、それに加えて児童虐待防止法が施行された2000年に発行された雑誌特集号、全国情緒障害児短期治療施設協議会の紀要「心理治療と治療教育」（第1～第17巻）、日本子ども虐待防止学会の「子どもの虐待とネグレクト」誌に掲載された1999年から2006年までの事例についても取り上げた。その結果は、以下の4点にまとめられる。

- (1) 1990年代からはじまる富裕層と貧困層の二極化の流れの拡大が、少子化の進行する中で児童虐待発生ハイリスク層の拡大に影響を与えており、児童虐待をめぐる事件報道も急増した。その中で大きく報道された重大事件が、その後の法律改正や施策に強く影響を与えたと考えられる。
- (2) 2000年からの新たな動向としては、①保育、教育関係の専門家養成用テキストに児童虐待が取り上げられるようになったこと、②翻訳書の大量の出版、③児童虐待を中核とした「子どもの危機的状況」の歴史を振り返る作業が始まったことがあげられる。
- (3) 情緒障害児短期治療施設において児童虐待問題がどのように取り上げられ、被虐待児への心理臨床的援助を担うようになってきたかについて概観した。
- (4) 事例分析からは、被虐待児の心理臨床的援助が、施設内「環境療法」から「総合環境療法」へと展開していることが確認された。

なお、本報告書では、児童虐待をめぐる記述の正確さに関する疑問と、第3報の続編として「バックラッシュ」問題について、2000年以降の国内外動向について報告した。

## 児童虐待の援助法に関する文献研究

戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの  
心理社会的分析（第3報：1990年代まで）

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）

本研究は、「虐待」という言葉を越えて、児童虐待に対する時代認識の変遷といった社会学的考察も含めて「危機的状況」におかれた子どもに対する臨床研究や実践報告を概観、分析したものである。

第1報（1970代まで）、第2報（1980年代）に続き、この第3報では1990年代以降に焦点をあてて「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析を行った。

この1990年代は、1990年の「児童虐待防止協会」の設立に始まり、1994年の「子どもの権利条約」批准から2000年の「児童虐待防止法」の施行等へと続く、日本の児童虐待対応が大きく前進した時代である。また「児童虐待」に関する文献、研究論文も著しく増加したため、文献研究としては書籍と雑誌特集号の論文に絞って分析を行った。その結果は、以下の3点にまとめられる。

- (1) 家庭での養育困難な要保護児童の増加に伴い、2つの大きな流れ（民間活動の活発化、子どもの権利擁護の拡がり）が生まれた。その中で、専門家も含めた多分野横断的協働の実践が行われ、児童虐待防止法の成立へと繋がった。
- (2) この1990年代は、当事者が声をあげ始め、それをふまえて社会全体に虐待についての危機意識が広がっていき、そうした中で様々な専門家が実践的援助に取り組んだ時代であった。
- (3) 児童相談所が扱った児童虐待事例の分析からは、①児童相談の拡がり、②児童相談所のコーディネート機能、③児童虐待事例への積極的介入、という3つの特徴が見出された。

なお、最後にアメリカとイギリスで1980年代後半から90年代にかけて大きな社会問題となった性的虐待と「バックラッシュ」問題についての文献研究をふまえて、日本の状況についても言及した。

Bb-2 平成16年度研究報告書

## 児童虐待の援助法に関する文献研究

戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの  
心理社会的分析（第2報：1980年代）

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）

本研究は、「虐待」という言葉を越えて、児童虐待に対する時代認識の変遷といった社会学的考察も含めて、「危機的状況」におかれた子どもに対する臨床研究や実践報告等を概観して分析したものである。戦後から1970年代を取り上げた第1報に続き、この第2報では1980年代に焦点をあてて「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析を行った。その結果は、以下の3点にまとめられる。

①1980年代は子どもの存在価値そのものが社会全体として薄らぎつつあったが、家事や育児よりも、遊びや仕事、社会的成功など家庭外へ意識が向かうと同時に、一方で家族は、その閉鎖性、密室性を強めていった時代でもあった。そうした中で、非行問題など様々な子どもの危機的状況において、放任と密着という一見相反する二つの傾向がみられた。②医学、法律などの領域で、それぞれの専門家が危機感を持って様々な調査研究を行った時代であった。しかしながら、専門家同士の交流がなく、「ネグレクト」という用語に対する混乱にみられるように、児童虐待という子どもの危機的状況に対する社会一般の認識は十分とは言えない時代であった。③上記をふまえて、児童相談所が、児童虐待という子どもの危機的状況をどのように捉えていたかについて、児童相談事例集に収録された事例を分析

した。その結果、児童養護問題への回帰、心理主義と社会とのズレ、児童虐待への対応の今日的課題として主訴（心身障害）によってその裏にある児童虐待や児童養護問題が隠れてしまうマスキング現象、という3つの特徴が見出された。

なお報告書では、1980年代以降の「虐待」を捉えるにあたって、重要な前提となるべき概念として家族社会学者である落合恵美子氏による「家族の戦後体制」とその崩壊をデータに基づき紹介した。さらに、戦後日本における児童虐待関連文献、研究等の年代別リストを掲載した。

Bb-1 平成15年度研究報告書

## 虐待の援助法に関する文献研究

戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの  
心理社会的分析（第1報：1970年代まで）

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）

本研究は、「虐待」という言葉を超えて、「危機的状況」におかれた子どもに対する臨床研究や実践報告等（主として『児童のケースワーク事例集』第1～20集、『児童相談事例集』第1～12集）を概観・分析したものである。児童虐待に対する時代認識の変遷といった社会学的考察もふまえ、現代の児童虐待の援助法を考える上での有益な資料を提供し、今後どのような研究が必要であるかを探ることを目的として文献研究を行った。

この第1報では、1970年代までの戦後日本社会における「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析の結果、広く危機的状況への適切な認識を欠いた背景として次の5点が明らかとなった。

①戦後の日本社会においても、子どもの危機的状況は「貧困型」から「先進国型」へと質的に変わりながら存在した。②家庭内におこる危機的状況は、児童の問題の多様化による専門家の関心の拡散と高度経済成長による地域の崩壊によって見えにくくなっていった。③児童虐待の概念規定が狭く、生命にかかわらずとも心身に影響を残すであろう身体的虐待、および遺棄を除いたネグレクト等の状況が含まれていなかった。④特に「不適切な養育」にあたるネグレクトについては、愛情剥奪や情緒的剥奪といった問題で小児医療や発達心理学の一部の研究者が扱っていたに過ぎず、子どもにとって危機的状況であるとの認識が一般社会の中で持たれていなかった。⑤「自由とはこういうもの」等といった大人の観念的とらわれが、現実の子どもの危機状況把握とそれへの対応を鈍らせてしまった。

なお本報告書には、戦後から1970年代までの子どもの「危機的状況」に関する資料や、この研究報告に対する小児医学（小林登氏）、非行・犯罪（安香宏氏）、児童福祉（高橋利一氏）および心理治療（四方燿子氏）の四領域からのコメントを掲載している。

## 2. 法学文献研究

Hb-8 平成30年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究（第9報）

### 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第8期（2014年4月から2017年3月まで）

研究代表者 吉田 恒雄（駿河台大学法学部）

本研究は、戦後のわが国の児童虐待対応において、法学分野が果たした役割を明らかにすることを目的とする。

これまでに7期に分けて法学文献資料を収集し報告書を作成してきた。今期は第8期として、2014年4月～2017年3月における児童虐待に関する法制度及び法学文献・資料の研究を行った。内容としては、法令・判例および法学研究の動向を分析し、主要判例の解説を行った。併せて、主要文献・調査の紹介と解説を行い、法学分野が果たしてきた役割を明確化した。また、資料として、①児童虐待関連通知、②民法分野判例リスト、③刑事法分野判例リスト、④行政法判例リスト、⑤児童虐待関係文献リスト、⑥日本における児童福祉に関する年表、⑦児童虐待司法関係統計を掲載している。

Hb-7 平成27・28年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究（第8報）

### 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第7期（2012年4月から2014年3月まで）

研究代表者 吉田 恒雄（駿河台大学法学部）

児童虐待に関する法学文献の収集整理を行う本研究は、第6期までの報告書を発行してきている。昨年度は第7期（2012年4月～2014年3月）における児童虐待に関する法制度及び法学文献・資料の研究を行った。

内容としては、①法令（法律・通知等）、②判例、③法学文献、④統計資料を対象に、その動向を分析し、併せて主要文献資料等の紹介・解説を付した。これにより、児童虐待対策において法学分野が果たした役割を明らかにした。

虐待の援助法に関する文献研究（第7報）

## 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第6期（2010年4月から2012年3月まで）

研究代表者 吉田 恒雄（駿河台大学法学部）

本研究は、2010年4月から2012年3月までの、児童虐待に関する法律、通知、判例、研究の動向を明らかにするものである。

第6期において最も注目されるのは、児童虐待に関する民法・児童福祉法の改正議論が本格化し、2011年5月に「民法等の一部を改正する法律」が成立したことである。同法律によって、親権停止制度の導入、親権喪失宣告の要件及び請求権者の見直し、未成年後見制度の改正、児童福祉施設入所中及び一時保護中の児童に対する親権行使等に関する児童福祉法の改正などが実現した。

研究の動向については、民法・児童福祉法の改正に関連した文献が数多く公表されるとともに、児童虐待に関する比較法的研究も散見された。社会的養護との関係においては、「被措置児童等虐待（施設内虐待）」に関する研究が深化された。刑事法分野において、司法面接に対する関心が第5期から引き続き高まりつつあること、被害児童の告訴能力に関する裁判例が公表されたことも注目される。さらに、2009年改正の「臓器の移植に関する法律」によって15歳未満の子どもからの臓器摘出が可能となったことに伴い、子どもに対する虐待の有無を的確に確認する体制が整備されるとともに、これに関連した通知も発出された。学校現場では、児童虐待防止に関する意識の変化も見られた。虐待死亡事例検証についてチャイルド・デス・レビュー（CDR）が動き出した一方で、2010年に2件の重大な死亡事件が発生したことは、虐待対策がなお課題を抱えていることを明らかにした。

次期（第7期）では、改正民法・児童福祉法の運用の実情や司法面接の実施状況、家庭的養護、里親養護の促進の状況やそれに伴う新たな課題などが論じられることになる。

虐待の援助法に関する文献研究（第6報）

## 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第5期（2007年7月から2010年3月まで）

研究代表者 吉田 恒雄（駿河台大学法学部）

本研究は、児童虐待防止法大規模改正（第2回）後の2007年7月から2010年3月までを対象として、児童虐待に関する法令、判例及び法学研究の動向を分析し、その意義を法学、社会福祉学、心理学等の観点から明らかにするものである。

第5期の動向としてまず注目されるのは、2008年11月の児童福祉法改正によって、社会的養護に関する一連の改革（子育て支援事業の法律上の明記、里親制度改正、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設、施設内虐待関係規定の追加など）が行われたことである。これに関連した通知に加え、2007年児童虐待防止法改正や虐待死亡事例検証を受けて数多くの通知が発出されている。児童虐待に関連する裁判例にも注目すべきものが現れ、児童福祉法28条審判事件において「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われた事例や、不作為による共犯や虐待の事実認定が問題となった刑事裁判例、児童福祉施設入所措置決定の取消や施設内虐待が問題となった行政法関係の裁判例が公表された。

各分野の研究動向については、2007年児童虐待防止法改正や2008年児童福祉法改正に関連する研究（自立援助ホームの歴史的研究、里親制度に関する研究など）の他に、刑事介入や警察との連携の強化に関する議論、「家族への子の権利」「親に教育される子供の権利」に焦点を当てる憲法学的研究、司法面接に関する研究、「虐待と非行」や「子どもの貧困と虐待」に関する研究、スクールソーシャルワーカーの活用に関する研究などで発展がみられる。さらに、社会的養護の当事者組織の活動の全国的な広がり、子育て支援事業の展開、自治体や厚生労働省による虐待死亡事例検証なども、今期の注目すべき動向である。

報告書には、児童虐待関係通知の概要、児童虐待関連の判例及び文献リスト、児童福祉関連年表、司法関係統計等を資料として収録している。

Hb-4 平成20・21年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究（第5報）

## 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第4期（2004年5月から2007年6月まで）

研究代表者 吉田 恒雄（駿河台大学法学部）

本研究は、2004年5月の児童虐待防止法第1回目の主要改正から2007年6月の第2回目の主要改正までの時期を対象に、児童虐待に関する法令、判例及び法学研究の動向を分析し、さらに、虐待対応の動向や研究の意義を、法学、社会福祉学、心理学等の観点から明らかにすることによって、その後の児童虐待問題に対する法的対応に与えた影響を探るものである。

第4期は、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正によって、介入的側面の強化と同時に、介入後の支援の拡充が図られた時期である。2004年5月の児童虐待防止法改正は、虐待の定義の見直し、通告義務者の拡大、被虐待児や虐待親への治療的支援、要保護児童の自立支援など、分離後の親子再統合に向けた施策をも含む総合的な改正であった。同年12月3日の児童福祉法改正では、市町村の相談体制の充実と都道府県・児童相談所による市町村に対する援助、地方公共団体における要保護児童対策地域協議会の設置、司法関与の強化（強制入所措置の有期限化、家裁から児相への勧告）など、児童

虐待対策について抜本的な改正が行われた。さらに、2007年の児童虐待防止法・児童福祉法改正では、司法関与による強制的立ち入り制度（臨検・捜索）が創設され、親に対する児童福祉司指導の実効性を高めるための手立てが講じられた。

各分野における研究動向も引き続き活発である。「施設内虐待」「性的虐待」への関心の高まり、虐待予防策の一つとしての子育て支援策の展開、虐待と非行との関連に対する認識の深化と実務的視点からの調査研究などが、対象期の特徴として挙げられる。厚生労働省においても、2005年4月以降、虐待によって子どもが死亡した事例の検証報告書が公表されるようになった。また、2004年の法改正の影響は、市町村の相談業務に焦点を合わせたマニュアルの作成や、地域におけるネットワークの構築などにもみることができる。

Hb-3 平成18・19年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究（第4報）

## 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第3期（2000年6月から2004年4月まで）

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）  
吉田 恒雄（駿河台大学法学部）

本研究では、児童虐待防止法が成立した2000年6月から2004年4月の児童虐待防止法改正までの時期を対象として、児童虐待に関する法的問題を扱う文献や裁判例、通知等の法令を分析した。

第3期において最も注目されるのは、児童虐待防止法の成立によって、これまで主として行政解釈によって行われてきた虐待対応が、立法による法的枠組みとして整備されたことである。これに関連した通知等も数多く発出され、さらに、「児童虐待」が各分野の学会でテーマにされ、雑誌において特集が組まれるなど、児童虐待防止法の制定に伴う影響も各所にみられる。「協定書」や「覚書」を通じた行政と民間組織とのネットワークの構築、市町村のマニュアル作成、被虐待児への治療に関する研究、親への治療命令に関する議論、非行原因としての虐待という視点の明確化などが、各分野における今期の特徴として挙げられる。

その一方で、「児童虐待」に関する重大な問題や日本の法制度の直面している課題が明らかになったのも、この時期であった。2004年初頭に明らかとなったいわゆる岸和田事件は、教育機関と児童相談所との連携や、学校における虐待防止に向けた取り組みのあり方に一石を投じた。司法関与のあり方、強制的立入調査制度、児童家庭相談の市町村への移譲といった問題が次の改正に向けての論点とされ、さまざまな分野から改正提言が行われた。国の社会保障審議会児童部会においても、「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書（2003年6月）、「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書（2003年10月）、「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」（2003年11月）が取りまとめられ、これらの報告書は、2004

年の児童虐待防止法・児童福祉法改正の方向性を示すものとなった。

Hb-2 平成17年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究（第3報）

## 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第2期（1990年4月から2000年5月まで）

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）

本研究は、第1期（1980年代）に続き、1990年4月から児童虐待防止法が制定された2000年5月までを対象として、児童虐待に関する法令及び法学研究の動向をさぐるものである。法学分野以外の分野の文献（児童福祉、医学、保健等）についても、前期と同様に、その内容の影響の大きさ等を勘案して、研究の対象とした。

第2期の特徴としては、まず、虐待問題に対する社会的関心の高まりに応じて、「児童虐待」概念が次第に明確になり、各分野においても児童虐待への対応が模索されたことが挙げられる。法改正や通知に関して、1997年の児童福祉法改正、厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成9年6月20日児発第434号）の発出など、児童虐待対応に向けての重要な指針が示されたのもこの時期である。裁判例についても、児童福祉法28条事件の申立件数の急増や、刑事裁判例における「虐待」の視点の導入など、虐待問題に即した対応がみられるようになった。さらに、1996年の「日本子どもの虐待防止研究会」（JaSPCAN）の設立に代表されるように、児童虐待問題に関する研究動向も各分野において活発化し、各種の児童虐待防止「手引き（マニュアル）」も数多く刊行されるようになる。

このように、第2期は児童虐待への認識が芽生えた時期であるが、本研究では、その主たる法的関心が、まだ発見、通報、初期介入に向けられるに止まっていたことも明らかにされた。法制度についても、従来の枠組みでの対応に止まらざるをえない状況にあった。親子分離後の児童と家族への援助や家族再統合、虐待親に対する治療的介入の研究は始まったものの、まだ総合的な施策を講じるまでには至らなかった。この時期の法解釈を通じた取り組みから認識された課題や実務から提示されたノウハウの積み重ねは、第3期（2000年代前半）における総合的支援のための法制度の形成に引き継がれることになる。

虐待の援助法に関する文献研究（第2報）

**児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究**

第1期（1980年から1990年まで）

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）

本研究は、1980年代の児童虐待の法的対応の経緯について、法学文献、判例および法令・通知を中心としつつ、医学、保健学、社会学、教育学、社会福祉学等の文献をも含めて、検討するものである。

対象期である1980年代の全体的な状況は、次の2点に要約することができる。その一つは、この時期、児童虐待（とりわけネグレクト）が社会的にまだ十分に認識されておらず、その対応についても虐待対応独自の視点が導入されていたとは言えなかったことである。このことは、法改正及び通知の動向や裁判例、さらに各分野の研究動向についても全般的に言えることである。いま一つは、このような虐待問題に対する社会的関心の低さにもかかわらず、児童虐待に関する研究や調査が行われ、特に児童福祉や医療の分野では、実際の見地からの提案やマニュアルの提示などがなされていたことである。これらの先駆的研究は、法制度の積極的活用を提案するまでには至らないものの、その後の児童虐待防止の大きな流れにつながるものとして注目されるものである。

本報告書は、法令・判例及び各分野（児童福祉法、民法、刑事法、医療・福祉、非行・教護）の研究動向、主要判例解説及び主要文献解説を中心に構成される。さらに、巻末に資料として、児童虐待関係厚生省通知、刑事法関係判例リスト、児童虐待関係文献リスト、児童虐待関係年表及び統計を収録し、便宜に供している。

### 3. 文献紹介

Bs-3 平成24年度報告書

## 児童虐待に関する文献紹介

(2008～2011年)

編集 子どもの虹情報研修センター研究部

本報告書は、昨年度に引き続き、「平成24年度 大学生・大学院生子ども虐待防止MDT（多分野横断チーム）研修」に参加した大学生・大学院生に依頼し、2008年から2011年にかけて発行された児童虐待に関する書籍一覧より各自1冊を選んで内容を紹介してもらったものである。なお、当該図書を読んで学んだことについても、あわせて記載するよう求めた。

今年度は、17名の大学生・大学院生が呼びかけに応え、17冊の書籍についての原稿が集まった。

本報告書発刊の意図については、すでに平成23年度報告書でも述べたとおりであるが、くりかえせば次の通りである。

児童虐待に関する著作物は増え続けており、児童虐待対応で日々の業務に追われる現場職員は、求めている情報や知識を得ることのできる場所を探すにも一苦勞すると思われる。そこで膨大な量の書籍についての情報を最適な形で提供しているとは言えないが、少しでも専門職員の参考となればという思いで、本報告書の発行に取り組んだ。

本報告書で紹介する書籍は、児童虐待に関する著作物のごく一部であり、また、まだ現場での経験が少ない学生による原稿であるが、何かしらの参考にして頂ければ幸いである。

Bs-2 平成23年度報告書

## 児童虐待に関する文献紹介

(2008・2009年)

編集 子どもの虹情報研修センター研究部

子どもの虹情報研究センターでは、年度ごとに据えられたテーマに沿って児童虐待に関する文献研究を行っている。しかし、文献研究で一つ一つについて詳しく取り上げて紹介することは難しい。すでに発行されている「平成19年度研究報告書 児童虐待に関する文献（2000～2007年）の紹介」は、当センターの文献研究を補完するものとして、千葉大学大学院教育学研究科の院生らが、書籍93冊についてまとめたものである。

以降も児童虐待に関する著作物は増え続けており、日々の業務に追われる児童虐待現場職員は、求めている情報や知識を得ることのできる場所を探すにも一苦勞すると思われる。膨大な量の書籍についての情報を最適な形で提供しているとは言えないが、少しでも専門職員の参考となればという思い

で、平成19年度研究報告に倣い、本報告書の発行に取り組んだ。

本報告書は、「平成23年度 大学生・大学院生子ども虐待防止MDT（多分野横断チーム）研修」に参加した大学生・大学院生に、2008年から2009年にかけて発行された書籍一覧より各自1冊を選んで内容を紹介し、可能ならば該当図書を読んで学んだことについて執筆するよう依頼し、集まった原稿をまとめたものである。研修参加者全員が応じたわけではないが、16名の大学生・大学院生が執筆を引き受け、17冊の書籍についての原稿が集まった。本報告書で紹介する書籍は、児童虐待に関する著作物のごく一部であり、また、まだ現場での経験が少ない学生による原稿であるが、何かしらの参考にして頂ければ幸いである。

Bs-1 平成19年度報告書

## 児童虐待に関する文献紹介

(2000年～2007年)

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）

これまでの一連の研究では、「子ども虐待」を超えて子どもの「危機的状況」という視点から、戦後日本社会の臨床研究、文献、実践報告等を概観、分析し、戦後から2007年までを第1報から第4報としてまとめてきた。その中で、特に1990年以降は「児童虐待」を扱う著書が数多く発行されていること、それまで多くを占めていた小児医学・精神医学・児童福祉等からのものに加え、法律・保健・社会学等の各分野からの実践活動や、虐待を受けた当事者による手記やジャーナリストによるルポルタージュ、小説や漫画といった様々な表現方法によるもの、ブックレットや新書など様々な出版形態での書籍など、児童虐待防止の啓発という意味では大きな貢献を果たしたと考えられるものも増えてきたことが確認できた。

そこで、2000年から2007年に発行された文献（2000年6冊、2001年10冊、2002年10冊、2003年14冊、2004年21冊、2005年15冊、2006年13冊、2007年3冊、2008年1冊の合計93冊）について、目次を含めてその内容を簡潔に紹介したうえで、コメント（書評）を付して、これまでの一連の報告書の別冊としてまとめた。

### \* センター研修における事例検討の分析

#### －児童相談所等と児童福祉施設74事例の検討

研究代表者（平成18年度）四方 燿子（子どもの虹情報研修センター）  
（平成19年度）川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）

子どもの虹情報研修センターは、平成14年に設立されて以後、我が国で児童虐待対応に直接かかわっている児童相談所や児童福祉施設の職員等を対象にして数多くの研修を実施してきた。研修プログラムについては、可能な限り現場の実態に即したものとなるよう努力しているが、その中で重視してきたことの一つは、参加者が現に直面している問題に焦点を当て、現状のどこに困難性があり、何が課題で、どのような解決の道筋があるのか、その方向性を示唆するということであった。中でも事例検討は、1年をとおしてみると現場で抱えている種々の問題がほぼ網羅されており、これらの事例全体が、図らずも現在の我が国の児童虐待の縮図であり、最先端の現場実践の内容をリアルに示しているという点で、大変学びの多いものであった。

本研究は、個々の事例が特定されないことを前提に、センターにおける事例検討を振り返り、再度整理し、分析することで、我が国の児童虐待対応の現状や取り組むべき課題などを浮かび上がらせようとしたものである。

具体的には、平成18・19年度に行われた事例検討の中から児童相談所及び児童福祉施設の事例74例を選び、それぞれの検討から得られた教訓や、今後の課題を示した。

### 研修評価に関する研究

#### 児童福祉臨床での有益性を評価の視点とした 研修プログラムの作成について

研究代表者 平山 英夫（子どもの虹情報研修センター）

児童福祉施設では、社会的養護ケースに対するアセスメント力の向上が大きな課題の一つとなっている。研修がこの力を養うためにどれだけ有効であったかを検討したのが本研究である。平成20年度児童養護施設職員指導者研修の参加者84名を対象に、次の4つの側面から評価を行った。

- ①参加者の研修に対する感想（「大変良い」から「工夫が必要」までの5件法）。
- ②実効性のある具体的な援助プランが策定できたか否か。
- ③そのプランが実際の支援において有益であったか否か（研修1年後に評価）。
- ④研修を通しての知識がどれほど深まったか、新たに気づけたことの有無、自身のケースへの気づ

きの程度。

①については、参加者の主観的評価として8割以上が「良い」以上の評価をしていた。②については、ほとんどの参加者が具体的なプランを立てることができた。④については、アセスメントにかかわる多くの項目で、気づきや新たな知見を学んでいた。③については次年度に評価を行うこととした。

なお概ね良好な結果となったが、その背景として、事前課題として事例の概要作成を求めたこと、事例をさらに簡潔にまとめる演習を取り入れたこと、支援プランを作成する前に、事例で取り上げた子どもについて、課題となる生活場面や伸ばしたい場面等を整理し、支援のポイントを絞ったこと、グループで話し合いながらプランを立てたことなどが挙げられた。

Ks-3 平成19年度研究報告書

## \* 児童養護施設における困難事例の分析

児童養護施設に入所した195事例の検討

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

本研究は、平成17年度の「児童養護施設における困難事例の分析」に続くものである。ここでは、援助者が抱えた子どもや家族の問題をさらに詳細に分類し、援助者がどのような課題や問題に対峙しているか、それらがどのように推移するかなどを把握し、それらを援助者が捉え、理解するあり方を整理検討し、どのような援助の工夫やアプローチをしているかを見出すことを目的とした。結果と考察は以下にまとめられる。

- ①援助者の目につきやすい子どもの問題と、その気になって注意や感性を働かせないと見えにくい課題や問題がある。
- ②子どもの加齢とともに変化する状態像として、就学前は基本的な生活習慣と衝動性に関する問題が中心であり、小学校低学年では、活動範囲が広がる中で、学校や施設生活を困難にさせる問題が多岐にわたって見られるようになる。小学校高学年以降は、施設や学校内でのいじめと地域での非行が目立ってくる。これにより職員が見えにくい問題が増加し、さらに援助が困難となる。
- ③「役にたった」と感じられた取り組みや工夫としては以下の4点が見出された。
  - ・核になり、しっかり受け止めてくれる、信頼できる大人とのかかわり
  - ・子どもの発達状況や特徴、そのときの状態に適した課題、場の提供、かかわり
  - ・その子の良い資質や得意とするところの発見、周囲から認められる体験の創出
  - ・関係者（施設内・外）の連携

この4点は、第1報告（平成17年度研究報告）と同様の結果であった。

## \* 児童養護施設における困難事例の分析

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

子どもの虹情報研修センターでは、児童養護施設職員対象の研修の事前課題として、担当するケースの一つを選び「事例概要」としてまとめることを求めている。本研究は、その「事例概要」（過去2年間全206例）の記述から、入所に至るまでの生育歴上の特記事項、入所後の子どもや家族の問題、それらに対する援助体制や取り組みの工夫等を抽出し、整理、分析することを目的とした。

結果として以下の4点が見出された。

- ①困難な事例に、3歳までの分離体験が多く見られる。
- ②小学校3、4年時は、適応的な行動がとれるようになり状態が安定するケースと、弱者へのいじめ、非行などの問題が生じ始めるケースに分かれる。
- ③問題が多発するケースの背景に、未解決なままに残されている家族の問題がある。
- ④好転したケースの要因として以下の5つが認められる。
  - ・関係者（施設内・外）の利用・連携
  - ・信頼できる大人とのかかわり
  - ・子どもの発達状況や特徴、状態に適した課題や場の提供
  - ・子どものよき資質や得意なことを見出し、周囲から認められる体験
  - ・根気と時間をかけること

## 児童虐待をテーマとした研修の在り方について

子どもの虹情報研修センターにおける  
児童相談所、児童福祉施設職員対象の研修を通して

研究代表者 甲能 迪（子どもの虹情報研修センター）

本研究は、子どもの虹情報研修センターで行った研修について、参加状況（地域別、機関・施設別、経験年数別）、研修後の評価、参加者のニーズ（研修内容、研修形態）、参加者の研修後の活動（研修報告、研修活動など）を把握し、まとめたものである。

参加者は年々増加しており、参加者の領域も拡大しつつあることが示された。経験年数については、児童相談所スーパーバイザーの経験年数の短さが示されたが、背景に採用と転勤の問題があることが指摘された。研修への評価は、どの研修もおおむね高く、研修参加者に対する所属長の評価として、「自信がうかがえるようになった」「新たな知見や知見が修得できた」が7割近くを占めた。参加者の研修内容へのニーズとして「ケースカンファレンス」「アセスメント」「保護者の理解と援助」が全ての

対象機関や施設で共通してあげられていた。研修形態としては、「テーマを絞った短期濃縮型研修」と「関係機関の合同研修」が高く求められた。参加者の研修後の活動として、児童相談所は「報告書を回覧したのみ」が最も多く、児童福祉施設は「定例の会議などを通して報告」が多かった。事後に研修会を開催する参加者は少なかった。

# 児童相談所と市町村における児童相談担当職員の 人材育成に関する研究

(第2報)

研究代表者 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)

### 1. 目的

急増する児童虐待通告に対応を迫られ、困難ケースも増加しており、児童の保護と支援を行う上で、児童相談所（以下、児相）にはより高度な専門性が期待されている。しかしながら、卒前教育のあり方や自治体の人事システムが、社会が必要とする児童福祉司の専門性確保に追いついていない現状もあり、その狭間にあって、職員のメンタルヘルス不調や早期異動希望者などの問題が発生している。そこで本研究では、スーパーバイザーを担う児童福祉司が入職前に学んでいた専門領域および人事異動歴の実情を把握するとともに、それが児童福祉の専門性の意識や児童相談担当職員に求められる到達度の自覚にどのように関係しているかを調べ、今後の人材確保や異動のあり方を検討するための基礎資料となることを目的とする（研究1）。

次に、児童虐待防止に関して先駆的な取り組みをしているイギリスのChildren's Social Care（以下、CSC）におけるソーシャルワーカーの役割と専門性向上のための育成システム、およびキャリアロードマップについて調査するなどして、日本のソーシャルワーカーの育成のあり方にとって有用な視点を考察することを目的とする（研究2）。

### 研究1 児童福祉司スーパーバイザーの職業的背景と専門性について

#### (1) 方法

センターで行われた「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修」の前期・後期ともに参加した160名を分析対象とした。ただし職業的背景に関する分析については、前期研修を受講した161名を対象としている。調査内容は、職業的背景、入職前に学んだ専門領域、現在の得意な専門領域への回答を求め、スーパーバイザーの到達目標に沿った自己評価得点との関係を調べた。

#### (2) 結果

異動歴のパターンは①児相のみ群（現所属先にのみ勤務）、②初回群（児相以外の部署・機関から初めて児相に異動）、③児相間異動群、④以前1回群（児相勤務後に他部署・機関へ異動の後、再び児相）、⑤以前複数回群の5つに分けられた。

③児相間異動群は「アセスメントと支援方針」「機関連携」において②初回群、④以前1回群より高く、「ソーシャルワークの基本プロセス」「ケースマネジメント」では④以前1回群より高かった。③児相間異動群での専門領域は、学んだ専門領域は幅広いが、得意な専門領域は児童福祉が多かった

群である。つまり、異なる児相を異動する中で児童福祉に対する知識や技術が身につき、児童福祉を得意として自覚できるようになり、そのことが到達目標の得点の差として表われたと考える。

また、④以前1回群については、「アセスメントと支援方針」「機関連携」「ソーシャルワークの基本プロセス」「ケースマネジメント」において③児相間異動群より低かった。以前1回群は行政職が多い群である。このことも踏まえると、この群は、自分の得意な専門は児童福祉としながらも、実際の実務機能となると、まだ十分な専門性を身につけるに至らず、困難さを自覚しやすいのかもしれない。

以上を踏まえると以下のことが可能性として見えてくる。児相の児童福祉司が様々な専門領域から任用される実態から、当然児童福祉を得意でないとする者も実務を行うことになるが、1箇所の児相経験だけでなく複数の児相を経験することで、児童福祉を得意な専門領域と意識し、到達目標の達成度も上昇するという可能性である。児童福祉司の人事を行う際、児童福祉スーパーバイザーとしての専門性を高めるためには、複数の児相経験が有効であることが示唆された。

## 研究2 イギリスにおける児童家庭ソーシャルワーカーの役割と育成について

### (1) 目的

イギリスの児童家庭ソーシャルワーカーの歴史的変遷を踏まえた上で、日本の児童相談所に当たる Children's Social Care (以下、CSC) におけるソーシャルワーカーの役割と専門性向上のための育成システムを把握し、併せてキャリアロードマップの実際をヒアリング調査するなどして、日本のソーシャルワーカーの育成のあり方にとって有用な視点を考察することを目的とする。

### (2) 方法

資生堂社会福祉事業財団主催の第44回児童福祉海外研修がイギリスの視察であり、それに同行し、以下の方法で情報を集め、整理、分析の対象とした。視察期間は2018年9月25日(火)から10月7日(日)であった。

- ・児童家庭ソーシャルワーカーが従事し、中心的あるいは重要な役割を担っている機関の視察およびヒアリング
- ・学識者へのヒアリング
- ・現任のソーシャルワーカーへのヒアリング
- ・関連する資料の収集

### (3) 内容

1. 児童虐待防止における Child Family Social Worker の歩み
2. Children's Social Care と Child Family Social Worker の役割
3. Children's Social Care 以外で Child Family Social Worker が雇用される場
4. 児童家庭ソーシャルワーカーの育成体系：Professional Capabilities Framework (PCF) の概要
5. Child Family Social Worker のキャリアロードマップの実際

## 乳児院養育の可能性と課題を探る

— 現代発達科学的視座からの検証 —

研究代表者 遠藤 利彦（東京大学）

### 1. 目的

現在、乳児院に入所してくる子どもの相当数が、入所時点で既に重篤な発達リスクを抱えており、逆に心身に医療的課題を持たない子どもは、半数にも満たないという状況がある。また、入所時に顕在的な問題を有さない子どもでも、虐待やネグレクト等の不適切な、あるいは劣悪な環境下で過ごしてきたことが疑われるケースが少なくなく、総じて、入所児の発達状態は入所段階から、定型的环境で成育している子どもと比して、低水準に止まると言わざるを得ない。実態として、乳児院の多くは、そうした子どもに対して専門的なケアを施し、その発達の改善を図り、また実現していることが想定される訳であるが、一般的に、退所時の発達状態のみをもって、乳児院で成育してきた子どもの発達は「著しく遅れ、また歪んでいる」と安易に判断されてしまうという社会的状況があることは否めない。本来、乳児院における子どもに対するケアの評価は、個々の子どもが入所時から退所時にかけていかに変化し得たかということをもってなされるべきであるが、退所時の子どもの状態が一般的な子どもの標準値に比して低いということだけから、乳児院養育の機能が不当にも過小評価されてしまっているという由々しき事態がある。もっとも、これについては、これまで日本の乳児院全体で、入所児の成長発達を共通に捉え得る標準的なアセスメント・ツールがなかったことも一因として考えられる。こうした状況認識の下、本研究は標準的なアセスメント・ツールを作成し、全国の乳児院で入所から退所にかけての入所時の成長発達の様相を明らかにすることを目的とする。2018年度は、その試案に関して現場職員から広く意見聴取するとともに、それをいくつかの乳児院で試行実施してもらい、そこにおける課題の掘り起こしとそれに基づいた修正作業を重ねる中で、標準アセスメント・ツール（以下、発達票と表記）を完成させることを企図した。

### 2. 調査1

- (1) 方法 全国乳児福祉協議会研修会のワークショップ参加者である乳児院で勤務する職員82名を対象に、発達票の実施をワークショップの一環として依頼し、発達票についての改善点を広く聴取した。
- (2) 結果・考察 各項目のワーディング以外にも、実際の月齢と項目が想定する月齢のズレによる評定の難しさや項目内での大人（担当養育者、大人、保護者など）の区別の難しさなどの困難があげられた。これらの意見をもとに発達票および手引き・マニュアルの改訂を行った。

### 3. 調査2

- (1) 方法 施設の2018年11月～12月末日までに入所した児童を対象とし、入所時点および退所時点（入所継続の場合は2019年1月末）での発達票を実施した。32名についての返送があり、有効

回答は26名分であった。

- (2) 結果・考察 「担当養育者」や「馴れている大人」はどの職員を指すのかという疑問点があげられた。また予備的ではあるが、数量的な分析を行い、信頼性・妥当性の検討をおこなった。心理社会的発達および子どものSOSサインについては概ね再検査信頼性がみとめられ、基準関連妥当性が示唆された。一方で、担当養育者へのアタッチメントについては、安全基地と無秩序・無方向型アタッチメント、反応性アタッチメント障害については2時点で弱い相関がみられ、有意ではなかった。またそれぞれの時点での相関の様相が異なっていたり、健常サンプルから予測される相関と異なったりする場合がみられた。これは、入所時の生育歴や2時点間での関係性の構築の中での変化に起因する可能性があるが、今回はあくまでも予備的であるため以降さらなる検討が必要であろう。また、1か月という短期間ではあったが、心理社会的発達、アタッチメントの安定性、安全基地行動の得点の増加、および子どものSOSサインと反応性アタッチメント障害の得点の減少がみられた。

Kd-65 平成30年度研究報告書

## 市区町村における子ども家庭相談実践事例に関する調査研究

(第1報)

研究代表者 川松 亮 (子どもの虹情報研修センター)

### 1. 研究目的

2016年の児童福祉法改正により、市区町村における身近な子ども家庭相談の役割が重要視されるようになり、そのための市区町村相談体制強化が図られた。具体的には、市区町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することとし、その人員配置基準が示された。一方、従来の市区町村子ども家庭相談体制は十分な人員配置がなされておらず、相談業務の遂行に課題を抱えている自治体も見られた。国によって示された子ども家庭総合支援拠点の整備にはまだ時間がかかるものと想定される。

そこで、支援拠点を設置して相談体制を強化している自治体をヒアリングし、併せて要保護児童対策地域協議会の取り組みや子育て世代包括支援センターとの関係も調査し、整備に向けての経緯や工夫点、さらには課題を整理することで、全国の市区町村の体制充実強化の参考とするため、本調査研究を実施することとした。

### 2. 研究方法

共同研究者の協議により、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを共に整備している自治体を中心に、取り組みが進んでいるまたは取り組みに特徴があると考えられる自治体を選択した。子ども家庭総合支援拠点の小規模A・B・C型、中規模型、大規模型のそれぞれに属する自治体をヒアリングできるようにした。ヒアリングには共同研究者2名が訪問し、聴き取り内容を録音して逐語録を作成したのちに原稿にまとめた。ヒアリング自治体に対しては、自治体名を明記して報告書

を作成することを前提に、承諾を得たうえでヒアリングを実施し、個別事例情報は聞かずに相談体制を中心として聴き取りを行った。報告書の原稿は該当自治体の確認修正を経て作成した。

### 3. 結果と考察

訪問先の情報を例示すると、小規模Bにあたる三条市では、教育委員会に調整機関が置かれ、子ども・若者総合サポートシステムの中核となっていた。保健師も同一部署に配属されていた。こうした方法で、教育と福祉・保健との融合・連携が図られていた。また、小規模Cにあたる東近江市では、従前から子ども家庭総合支援拠点の人員配置基準を満たしていたが、支援拠点になることで専門職配置が可能となったと評価された。中規模の松戸市では、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が同じ建物に入っていた。また、子育て世代包括支援センターにはランチが置かれており、それぞれに社会福祉職が配置され、ハイリスクケースはその社会福祉職を通して子ども家庭総合支援拠点と協働する体制が構築されていた。

全体として、子ども家庭総合支援拠点となることで大きな変化はなく、これまで行ってきた取り組みを継続するために活用している状況が見られた。市民向けに子ども家庭支援拠点という看板を示すメリットは特に示されなかった。しかし、子ども家庭総合支援拠点になることで、人員の質も量も確保向上できる点は評価されていた。ただ、補助基準額では常勤雇用が不足しており、自治体独自の予算確保がなされる必要があることが指摘された。子育て世代包括支援センターとの関係は、建物が異なる場合が多く、連携協働には課題が見られた。その中で、松戸市の子育て世代包括支援センターにおける社会福祉職の存在が有効と考えられた。

いずれにせよ、自らの自治体の子ども家庭相談に責任を持ち創造的に構築しようとしている自治体は、国の制度を効果的に活用することが可能となったと考えられる。各自治体の担当職員の意欲や熱意によるところは大きいと思われた。

本ヒアリング調査は次年度も継続し、2年間のまとめとして、今後の子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会運営のあり方について考え方を整理して提示する予定である。

Kd-64 平成30年度研究報告書

## 児童相談所における児童心理司の役割に関する研究

(第1報)

研究代表者 菅野 道英 (育ちと臨床研究会)

### 1. 目的

児童相談所（以下、児相）が行う相談業務において、子どもと家族の心理的アセスメントやケアなどで、児童心理司の果たす役割は大きい。しかし、その業務内容については明記されておらず、それぞれの設置自治体の事情により業務体制や内容も異なる。また、同一自治体内の児相であっても、管轄地域の基礎自治体との関係においても、業務内容が異なるなど、類型化して語ることの難しさが指

摘されている。本研究は、子ども家庭相談の現場において、心理職に期待される役割、人材育成、スーパービジョンのあり方などについて、提言を行うことを目的とした。

## 2. 方法

本研究を遂行するにあたり、児相でさまざまな立場で活動している児童心理司、および、児童心理司経験者を共同研究者として迎え、悉皆調査実施にむけた調査票作成のため、児相の現状について意見交換を行った。具体的には、児相における児童心理司の現状、他職種との連携、児童心理司の養成の現状と課題について検討した。

## 3. 結果

### ①児童心理司の現状

児童福祉司の増員や配置基準が定められたことにより、児童心理司の採用も進み、現場には経験年数5年未満の職員の割合が高くなった。専門職として採用されたとしても、他職種へ異動する場合もあることから、配属された部署に関わらず、公務員として広い知識と経験が求められる。

児童心理司の業務は、心理診断と継続的支援に大別されるが、相談件数の増加に伴い、既存のケースを継続することが困難になり、継続的支援の比率が低くなっていることが指摘された。

### ②他職種との連携

児相内で児童心理司が他職種と連携する際の基本は、児童福祉司とのチームによる見立てと支援を行うことである。また、相談内容によっては、医師や保健師など他職種との協働も行っている。さらに、対外的には、児相の職員として他機関との連携を図るため、外部機関の会議に参加することも必要になっている。

### ③児童心理司の養成

従来は、児童心理司は採用人数を低めに設定し、OJTを中心とした丁寧な個別指導により専門性の高い人材を育成する方法が採られてきた。しかし、昨今の児童心理司の急激な増員により、ベテラン職員が多数の新人を指導することになり、業務の遂行に支障をきたす事態も見受けられるようになってきている。

### ④調査票設問テーマの検討

先行研究を基に児童心理司の業務内容について分析を行うのではなく、児童心理司が支援現場で実際に経験していることを問える設問テーマとする。具体的には、a. 児童心理司が自身の業務についてどのような認識を持っているのか、b. 児童相談所の使命を果たすために、心理専門職としてどのような工夫をしているのか、c. 児童心理司は自らをどのように評価しているのか、の3点が明らかになるような設問テーマを設定し、設問項目を検討した。

## 4. 考察

児相は、その時々、社会的な課題に先進的に取り組み、社会システムの構築に貢献してきた。代表的なものとしては、設立当初は、戦後の戦争孤児対策にはじまり、障害児の早期発見・早期療育、不登校児の支援などがあり、非行に関する相談にも長年取り組んできた。平成7年頃には、児童相談所の役割として『3つのC』が提唱されていた。それは、①高度に専門的な指導・治療を必要とする事例

や困難な事例の相談に応じるクリニック機能（Clinic）、②市区町村への情報提供や技術支援などのコンサルテーション機能（Consultation）、③広域ネットワークの核としてのコーディネーター機能（Coordinator）とされ、②③については新たな機能として専門の担当者を設置し、スキルを磨いていくことを課題とした。

しかし、虐待の相談件数が増え続ける中、児相が児童虐待への対応に追われ、行政権限による介入が強調される状況がある。支援を担う部署や機関がお互いに協働し連携する支援体制整備が急務である。子どもの最善の利益を優先する支援を行うには、子どもの発達や心理療法に関する児童心理司の知識やスキルの果たす役割は大きなものがあると考えられる。その人材の確保と育成が課題となる。

Kd-63 平成29年度研究報告書

## 児童相談所における弁護士の役割と位置づけに関する研究

（第2報）

研究代表者 影山 孝（東京都児童相談センター）

児童相談所のソーシャルワークにおいて法的な対応を求められることが多くなり、そのために弁護士と連携協働して対応する機会が増えている。こうした状況の中、2016年児童福祉法改正により児童相談所への弁護士配置が進められることとなった。各自治体における配置は、常勤・非常勤・個人契約・団体契約とさまざまであり、常勤以外の弁護士相談頻度もまちまちである。地域の特性に根差した児童相談所体制の充実を図る中で、弁護士の利点をどう活かしていくかが問われているだろう。そのために、弁護士を配置することで児童相談所の業務にどのような効果が生まれているのか、弁護士と協働した取り組みをする上での課題は何かなどを整理して、今後のあり方を検討することを目的として本研究を実施した。2017年度は2016年度に行った質問紙調査を補足して、法改正後の状況を把握するため再度調査を行った。また特徴のある児童相談所を選んでヒアリングを実施した。

2017年度の質問紙調査で判明した弁護士配置状況は、児相弁護士を新たに常勤配置した自治体が1か所増え、5自治体となった。また、非常勤配置した自治体が31か所と平成28年度調査より22か所増えた。一方団体契約については2016年度調査と変化なく、弁護士個人との契約は42か所から27か所に減るなど、契約弁護士から非常勤弁護士に代わって配置が進んだものとみることができる。ただし、常勤以外の弁護士への相談頻度や方法はさまざまであった。

2017年度研究では、全国の10児童相談所に対して弁護士配置の状況に関するヒアリングを実施した。ヒアリング先は、常勤配置2か所、非常勤配置2か所、非常勤と個人契約の併用1か所、個人契約3か所、団体契約1か所であった。多くのヒアリングで児童相談所に配置された弁護士の同席を得た。

本調査結果を踏まえ、今後の弁護士配置のあり方については以下のように考える。

第一に、児童相談所の地域性などを考慮することである。全国それぞれの児童相談所が所管する面積や人口規模、地域特性はさまざまであり、そのことは相談対応件数の違いからも明らかであり、全

国一律に児童相談体制を検討することは適当ではないし、弁護士の配置形態を全国一律に考えることはできない。弁護士の配置形態についても、各々の自治体の実態に応じて多様な形態を尊重すべきである。

第二に、児童福祉に理解と情熱を持った弁護士を確保することである。児童相談所は、子どもの相談機関として位置付けられているが、常に子どもの最善の利益が確保されるかどうか、唯一の判断基準となっている。子どもの福祉実現のために職務を行い、子どもの権利を守ることを最優先の目的として、熱意を持って取り組める弁護士を確保し、育成していくことが必要となる。

第三に、常勤弁護士についてバックアップを行う仕組みが不可欠である。どのような形でバックアップを行うかは地域の実情を考慮することが必要であるが、県弁護士会の協力は不可欠であり、そのためには弁護士会で行われている委員会や研修への参加時間を保証していくことが必要で、場合によっては常勤弁護士が他の弁護士のスーパーバイズを受けられる費用を負担できる仕組みも考慮すべきである。また、申立件数や事例の困難度に応じて常勤弁護士と共に常勤以外の複数の弁護士による代理人を選任できる体制を整えていくことも必要である。

第四に、非常勤、個人契約弁護士の場合には、定期的に弁護士が児相に赴いて、気軽に相談できる体制を作ることが必要と考える。常勤弁護士のメリットとして、弁護士と日常的に関わり、立ち話的にも法律相談を行えることがある。しかし、常勤弁護士でなくとも、弁護士が定期的に児童相談所を訪問し、同じフロアに座り、ふらっと相談できる体制を作ることが可能である。また、弁護士相談に対する需要が高まるのであれば、弁護士の相談時間増を行うだけでなく、複数の弁護士を配置することが効果的である。

最後に、子どもに対して児童相談所弁護士が積極的に関わることを検討すべきである。子どもに対して、家事審判手続きや司法手続きの流れを、弁護士が直接子どもに説明することが有意義である。

Kd-62 平成29年度研究報告書

## 児童家庭支援センターの役割と機能のあり方に関する研究

(第2報)

研究代表者 川並 利治 (金沢星稜大学)

### 1. 目的

児童養護施設等に付置している児童家庭支援センター（以下、センターという。）は、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定され、児童家庭支援センター設置運営要綱で地域に根差した支援を提供できる専門性の高い相談機関として、その基本的なあり方が位置づけられている。

しかし、2019年度末までに340か所（少子化社会対策大綱）と示された目標設置数は123か所（2018年5月1日現在 全国児童家庭支援センター協議会調べ）に留まっており、本研究1年目に実施した

2016年度アンケート調査によれば、地域による取り組みの格差が生じ、また、総じて行政からの認識も希薄で、正しい理解がされているとは言えないことがわかった。

2年目となる2017年度は、先進的もしくは特徴的な取り組みを行っていると思われるセンターを直接訪問し、経緯や工夫点、課題についてヒアリングを行って、有効な連携のあり方や取り組み例の紹介を通して、センターの今後の取り組みの進展・向上に寄与することを目的とした。

	所在地	児童家庭支援センター名	付置先
1	北海道札幌市	興正こども家庭支援センター	児童養護施設
2	岩手県大船渡市	児童家庭支援センター 大洋	児童養護施設
3	埼玉県加須市	愛泉こども家庭センター	児童養護施設
4	埼玉県比企郡嵐山町	らんざん児童家庭支援センター	児童心理治療施設
5	千葉県千葉市	児童家庭支援センター ふたば	児童養護施設
6	千葉県いすみ市	子山こども家庭支援センター	児童養護施設
7	福井県越前市	児童家庭支援センター 一陽	児童養護施設
8	滋賀県大津市	こばと子ども家庭支援センター	乳児院・児童養護施設
9	鳥取県米子市	児童家庭支援センター 米子みその	乳児院
10	大分県中津市	児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」	児童養護施設

## 2. 方法

選定に当たっては、アンケート調査から得られたデータより「独自性がある」「相談件数が多い」などを指標に、地域的な偏りが生じないように北海道から九州までの全国ブロック別に最低1か所程度選定されるよう協議した。うち、4センターは共同研究者のセンターとし、表に示した10センターへのヒアリングを行った。

## 3. 結果及び考察

相談件数が多いセンターはいずれもセンター職員と行政職員との「顔の見える関係」が構築されており、相互理解ができているがゆえ、スムーズな連携が図られている。

また、今回のヒアリング先は、所在する自治体の人口が100万人を超えるセンターもあれば、10万人以下のセンターも複数あったが、自治体の人口によりセンターの求められるニーズが異なり、それぞれの役割を果たすことにより自治体との好連携が生み出されていることが見えてきた。

例えば大都市モデルのセンターの役割として、特定のスキルに特化した支援の提供が求められる。具体的に「里親支援」「親子関係再構築支援プログラム」「通告時の安全確認」などが考えられる。また、全国の9割強を占める人口20万人未満の自治体においては、相談にかかわる高い専門スキルや豊富な社会資源を期待しにくい。したがってこのようなモデルのセンターは、児童相談所が近くにない中で様々なスキルを求められる。ヒアリング調査から、要保護児童対策地域協議会においてキーパーソンを担い、要保護児童の発見と支援の裾野を広げる役割を担っているセンターや、いち早く「フォスターリング機関」の前段階としてのモデルを実現し、里親支援及び児童虐待予防を充実させているセンターが存在することがわかった。さらに人口1万人未満の町村におけるセンターのモデルは、十分とはいえない社会資源や相談体制の中での児童相談所の補完機能や全般的支援の役割が求められるであろう。

一方で、センターの人材確保、財政措置の課題をどうクリアするのか模索状態が続いている。センター

を拡大していけるかは、都道府県（指定都市、中核市を含む）の意向に大きく左右され、圏域内でセンターを児童虐待防止の相談機関として明確に位置づけてもらえるような働きかけも重要である。

「新しい社会的養育ビジョン」にも示されている通り、今後、センターは市区町村子ども家庭総合支援拠点と連携して、里親ショートステイを調整する機能、フォスターリング機関事業の機能や在宅措置・通所措置の機能など、リスクの高い家庭への支援や代替養育後のアフターケアなどを担う有力な社会資源として機能しなければならない。そのためには「児童家庭支援センターが提供できるスペシャルなスキルはこれです。」という明確なコンセプトが示せることが必要である。

Kd-61 平成29年度研究報告書

## 児童相談所と市区町村における 児童相談担当職員の人材育成に関する研究 (第1報)

研究代表者 川松 亮 (子どもの虹情報研修センター)

### 1. 目的

2016年児童福祉法改正により、児童相談所児童福祉司の研修が義務化されたが、そのうちのスーパーバイザー（以下、SV）研修については児童相談所や地域の子ども家庭相談における要となる人材の育成につながるため、国としても全国的に統一された方法による研修を実施することとなり、子どもの虹情報研修センターがその委託を受けることとなった。そこで、SV研修の効果について測定し今後の研修の質的向上を図ることが必要となり、研修実施効果を検討して、SV研修のあり方について提言としてまとめることを目的に本研究を実施した。

### 2. 方法

2017年度に子どもの虹情報研修センターにおいて実施した、前後期2班編成の計4回の研修について、事前事後に参加者アンケートを実施し、①SV研修到達目標の自己評価、②SVにおける困難度、③研修の満足度、④研修後振り返りシート、⑤修了レポート、⑥講師への実施後アンケートを実施し、SV研修効果についてプロセス評価とアウトカム評価の両面から多角的に検討することとした。また、合わせて、児童福祉領域における国内外のSV育成に関する文献資料を収集し、理論的な到達点を分析して今後のあり方の参考として提供することとした。

### 3. 結果

SV研修を前後期ともに修了した方は175名であった。児童相談所経験年数平均8.9年、児童福祉司経験年数平均6.8年、SV経験年数平均2.0年であった。職種別には、福祉職46.3%、行政職40.6%、心理職7.4%などとなっていた。研修評価のために、国が示した児童福祉司SV研修到達目標を自己チェックする質問項目を作成し、研修前後で自己記入してもらった。知識、技術1、技術2、態度の4領域ごとに到達目標の構造を確認するため因子分析を行い、知識では5因子、技術1では4因子、技術2で

は3因子、態度では1因子が抽出された。それぞれの因子について、研修前後の得点差を見るといずれも有意に得点が上昇していた。また、SV困難度アンケートについても、5項目中3項目で有意に困難度が軽減していた。このように到達目標の因子構造と研修の効果が明らかになった。

#### 4. 考察

児童相談所の歴史を振り返ると、SVの位置づけや役割が時代とともに変化してきている。また、1964年から1986年までは国主催のSV研修が実施されていたが、その後は行われていない。児童相談所のSVに関する研究文献もわずかししか検索できず、SVのあり方に関する研究は十分に行われてきたとは言えない。当センターではかつて、2008～2009年の課題研究において、7タイプのSV方法を整理した。海外に目を転じると、SVの発展とともにその教育が理論化されてきている。特に、Kaudushinのエコロジカル・アプローチによる概念化が注目される。そのソーシャルワーク・スーパービジョンのスタンダード（7眼流モデル）には汎用性があると考えられる。この視点からSV研修の到達目標を整理し、SVが機能するように質の向上を図っていくことが必要である。今回の研修効果測定で、到達目標の因子構造や研修効果が一定程度確認できたが、実務にとってより効果的な研修内容となるように継続した検討が必要である。

Kd-60 平成29年度研究報告書

## 乳児院養育の可能性と課題を探る①

— 現代発達科学的視座からの検証 —

研究代表者 遠藤 利彦（東京大学）

### 1. 目的

現在、乳児院に入所してくる子どもの相当数が、入所時点で既に重篤な発達リスクを抱えており、逆に心身に医療的課題を持たない子どもは、半数にも満たないという状況がある。また、入所時に顕在的な問題を有さない子どもでも、虐待やネグレクト等の不適切な、あるいは劣悪な環境下で過ごしてきたことが疑われるケースが少なくなく、総じて、入所児の発達状態は入所段階から、定型的環境で成育している子どもと比して、低水準に止まると言わざるを得ない。実態として、乳児院の多くは、そうした子どもに対して専門的なケアを施し、その発達の改善を図り、また実現していることが想定される訳であるが、一般的に、退所時の発達状態のみをもって、乳児院で成育してきた子どもの発達は「著しく遅れ、また歪んでいる」と安易に判断されてしまうという社会的状況があることは否めない。本来、乳児院における子どもに対するケアの評価は、個々の子どもが入所時から退所時にかけていかに変化し得たかということをもってなされるべきであるが、退所時の子どもの状態が一般的な子どもの標準値に比して低いということだけから、乳児院養育の機能が不当にも過小評価されてしまっているという由々しき事態がある。もっとも、これについては、これまで日本の乳児院全体で、入所児の成長発達を共通に捉え得る標準的なアセスメント・ツールがなかったことも一因として考えられる。

こうした状況認識の下、本研究は、将来的にそうした標準的ツールを作るための下準備として、2017年度は、個々の乳児院が、どのようなアセスメント・シートをいかに用いてきているかについての実態調査を行うこととした。

## 2. 方法

全国の乳児院すべてに<sup>しっかい</sup>悉皆的に、入所前後・入所中・退所前後において、子どもの発達状態や課題、また家族の情報等を捉えるために用いているアセスメント・シートや記録フォーマットの送付を依頼した。

## 3. 結果・考察

結果的に、全体の84.7%の乳児院から協力を得ることができ、収集されたアセスメント・シートの内容を、主に発達臨床心理学の視座から整理・分析し、現状として、子どもの心身発達あるいは子どもの家庭状況等のどのような側面に対して、より多く着目しているか、あるいは逆にあまり着目していないか、また子どもの発達の状況をどこまで踏み込んで詳細に捉えようとしているか、あるいは逆に表面的にしか捉えようとしていないかなどに関して、体系的に知見をまとめることができた。さらに、その知見に基づき、今後、日本の乳児院で広く活用されるべき、標準的なアセスメント・シートおよびアセスメント・システムの試案の作成を行った。

Kd-59 平成29年度研究報告書

# 嬰兒殺が起きた「家族」に関する実証的研究

研究代表者 川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）

日本の虐待死亡事例において犠牲になる子どもの年齢として最も多いとされるのが「0歳児」である。本研究では、『平成27・28年度研究報告書嬰兒殺に関する研究』（以下、「H27・28年度嬰兒殺研究」）の目的を一部引き継ぎ、母親が加害者となった0日児の虐待死亡事例を対象に、加害者である母親が置かれていた状況を明らかにするとともに、死亡事例をなくすために必要な社会的支援について検討することを目的とする。

研究方法では、対象は「H27・28年度嬰兒殺研究」の5事例（①～⑤）と、2008年度から2017年3月までの間に発表された地方自治体による死亡事例検証報告書から確認できた4事例（A～D）の計9事例である。分析方法には3つのアプローチを用いた。第1に、先行研究で指摘された社会背景をベースに、mvQCAを用いて、どのような社会背景が組み合わされると嬰兒殺が起きるのかを析出した。第2に、ABC-X理論を用いて、対象事例に共通してみられる母親とその家族の生活状況と家族の問題解決のパターンについて検討した。第3に、エスノメソドロジーの視角から、母親が妊娠の事実を「誰にも相談しなかった」と理解されてゆく軌跡を検討した。以上より、加害者たる母親の置かれていた状況を捉え、死亡事例をなくすために必要な社会的支援について検討を行った。

結果は、第1では、新生児殺に至る2つのパス（道筋）が析出された。具体的には、①家族生活に

経済的な困窮があり、加害者（母親）が家族やパートナー（父親）に対して葛藤を抱え新生児殺がおきるというパス（7事例）、②経済的な困窮やプレッシャーはないが、加害者がパートナーや同居家族に対し葛藤を抱え新生児殺がおきるパス（2事例）だった。

第2では、対象の5事例が3つのカテゴリーに分類された。具体的には、経済的困窮が背景にあり、①低所得を多就業によって補う家族で、子育てのパートナーは父親だが母親が出産・育児に経済的な負担から同居の祖父母に負い目を感じ犯行に至った型（2事例）、②貧困状況にあり、父親は不在で子育てのパートナーを母方祖母もしくは祖父が担う家族で、母親の性産業で家計を支える型（2事例）、そして、安定就業の家族だが、③父親の連絡が途絶え途方にくれた母親が妊娠を秘匿し、社会的不名誉を避けるため犯行に至った型（1事例）だった。

第3では、新生児殺事件の裁判過程で、加害者となった母親の妊娠の秘匿について、しかるべき相手に相談しなかった状況を、「相談すべき者／相談すべきではない者」に関する社会的知識が動員される仕方を明らかにした。加害者（母親）によるパートナー（父親）への妊娠の相談が適切か否かでは、社会通念に準じて両者がカテゴリー化され、双方のカテゴリーの親密度に応じて、一連の行為が理解される傾向にあった。新生児殺に至る背景を解明する際には、裁判過程の基準を離れ、母親と父親の双方の行動に基づいたストーリーを改めて理解する必要がある。

以上から、嬰兒殺は、経済的基盤が脆弱で嬰兒の父親又は同居家族に葛藤がある状況で、母親に家計や家事、育児といった主たる家族生活の運営を担う負荷がかかり、他の家族成員に相談することができなかった型がある一方で、経済的な困難はないが、母親の未熟性と嬰兒の父親の責任回避が要因となり、母親が妊娠の責任を一方的に負わざるをえなくなった型があることが示された。また、量刑を科すことが目的の裁判では背景要因の抽出が主要な検討課題とはならないため、裁判で構成されるストーリーを基に改めて事例の背景を汲みとる作業が必要であることが示唆された。死亡事例をなくすためには、望まない妊娠を防ぐことは基より、社会通念や家族力動によって母親に課せられた負荷を取り除くことが肝要となる。今後は、母親だけでなく、嬰兒の父親（法的及び生物的）の行動や、家族内の母親の位置にも焦点をあてた検討が必要である。

Kd-58 平成28年度研究報告書

## 市区町村児童家庭相談における人材育成モデルについての研究 (第3報)

研究代表者 宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院）

本研究は、子ども家庭相談事業および要保護児童対策地域協議会の調整機関に携わる職員の専門性の向上、及び要保護児童対策地域協議会の機能の向上を図るため、それぞれを対象とした研修を企画、実施しながら、効果的な研修教材の開発と人材育成体系の構築を目指したものである。平成26年度から3年計画として行なわれており、第1報では「包括的アセスメント力」の育成を図るための研修教

材の開発について報告し、第2報では、「ケースカンファレンスを行う力」の向上を目的とした研修のあり方を検討した。今回の第3報においては、「コーディネート」を中心とした研修のあり方を検討し、そのために有効な教材の検討も行った。

有効な研修方法と教材作成のために、まずコーディネートについての考え方を研修の中で解説し、研修生からのフィードバックを得て、「コーディネートの構造」について考え方の整理を行った。次に、その考え方を踏まえて演習を行い、コーディネートに関する有効な研修のあり方を検討した。

研究を進める過程で、コーディネートのための教材開発を進めた。

Kd-57 平成28年度研究報告書

## 市区町村における児童家庭相談実践の現状と課題に関する研究

～政令市の区と児童相談所設置市編～

研究代表者 川松 亮（子どもの虹情報研修センター）

全国で先進的あるいは特徴がある取り組みを実施していると思われる自治体を選定し、ヒアリングを行うことで、市区町村の児童家庭相談実践の現状と課題を整理し、参考になる事例を周知することを目的とした研究を3年にわたって実施した。3年目となる平成28年度は、政令市の区と児童相談所設置市を対象とし、7区2市を訪問してヒアリングした。

まず、全国20政令市に区の相談体制に関するアンケートを実施した。その結果、区に要保護児童対策地域協議会の調整機関を設置している政令市は20市中16市であった。区の実務者会議はすべての政令市で実施されており、毎月開催が9市に上った。区と児童相談所との連携ルールは7割の自治体で設定されていたが、共通アセスメントツールは55%の自治体が持っていなかった。

ヒアリング調査では、比較的大きく歴史のある政令市において、区の相談体制の構築がようやく始められてはいるものの、未だ十分に整っているとはいえない自治体が見られた。その結果、児童相談においては児童相談所に委ねる傾向が見られた。それに対して、平成17年以降に政令市となった自治体の中には、児童相談所設置と同時に区の相談体制整備が進み、児童相談所との協働関係も構築されている自治体が見られた。

政令市においては、区と児童相談所の組織が横並びである一方で、相互の意見の対立が語られることがあった。その点では、市の本庁が、区と児童相談所との調整機能を果たしている自治体も見られた。いくつかの自治体では、小学校や中学校区別に実務者会議を開催している区があった。今後は児童相談所の人員配置とからめながら、区の相談体制強化を進めるとともに、児童相談所との人事異動も進める必要があると思われる。

次に、中核市の中で児童相談所設置市となっている横須賀市と金沢市にヒアリングを行った。両市は、要保護児童対策地域協議会の事務局を児童相談所に置くか本庁に置くかという相違があったが、いずれも歴史的な地域の取り組みをベースに児童相談所が設置されてきており、子育て支援と介入機

能を一体で実施することが有効と評価されていた点が共通であった。

Kd-56 平成28年度研究報告書

## 嬰兒殺に関する研究

研究代表者 川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）

わが国における虐待死亡事例の中では、0歳児、とりわけ0日0か月児の割合が一貫して高くなっていることが、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が公表している「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」によって明らかになっている。したがって、0歳児の死亡をなくしていくことは、虐待死を克服する上での大きな課題と言える。しかしながら、こうした事例については、出生直後、もしくは出産後間もない事件であること、関係機関の関与も少ないことなどから、その実態が十分に把握できているとは言い難い現状にある。

そこで、嬰兒殺（0歳児の虐待死）について、公判の傍聴などを含む詳しい実情把握を行い、その発生要因や防止策を検討することを目的として本研究を行った。

1. 新聞データ検索システムおよびインターネットサイトYahooニュースを利用し、嬰兒殺（0歳児の虐待死）事件を収集。
2. 嬰兒殺（0歳児の虐待死）事例、12事例の公判を傍聴し、記録を整理。
3. 12事例の概要をまとめ、研究会で検討した上で、共同研究者がコメントを執筆。

以上をまとめて報告書を作成した。

Kd-55 平成28年度研究報告書

## 児童相談所における弁護士の役割と位置づけに関する研究

（第1報）

研究代表者 影山 孝（東京都児童相談センター）

本研究は2年間の計画で実施し、初年度にあたる平成28年度は全国の中央児童相談所（69所）に対する質問紙調査を実施して、弁護士の果たすべき役割や課題等について意見集約することを目的とした。

全国全ての中央児童相談所から質問紙による回答を得ることができ、回収率は100%となった。

調査結果によると、全ての中央児童相談所で弁護士への相談体制がとられており、児童相談所に弁護士が配置されている自治体が61自治体あり、常勤弁護士配置が4自治体、非常勤弁護士配置が9自治体、他の自治体においては契約弁護士がとられていた（一部併用在り）。

施設入所承認審判や親権制限審判など被虐待相談を中心とした家事審判事件については、申立書作成については半数以上の自治体で弁護士に作成を依頼しており、審問段階でも約半数の自治体において弁護士が関与していた。しかし、触法少年の家裁送致案件で、弁護士が関与している割合は1割弱

であり、関与自治体の大半は常勤弁護士配置自治体であった。

弁護士配置については、勤務条件（報酬）が一番大きな課題としているが、サービス関係（兼業制限）をどのように考えていくのかも大きな課題となっている。児童相談所の非常勤又は契約弁護士が当該自治体に対する事件を取り扱う場合の利益相反の課題が存在することがわかった。

児童相談所が弁護士に依頼したい業務は、文書作成、面接、相談に関する相談が多かった。家庭裁判所における司法手続きの申立書等の作成を弁護士に依頼することで審判における要点を押さえたものとなるなど、裁判手続きになじむものとなる可能性は高い。一方で、保護者に対して子どもの一時保護や施設入所についての説得をおこなったり、虐待環境の改善を促したりすることは、児童相談所本来のソーシャルワークとしておこなうことであり、こうした保護者との面接や相談援助活動に対して弁護士の活用を期待するのは、児童相談所自体の相談対応力の低下をきたすおそれがあり、注意が必要である。

また、弁護士を常勤配置することで、すべてが解決することではなく、児童福祉や児童相談所業務に精通した弁護士を地域に確保することが必要である。そのためにも児童相談所に配置された弁護士（常勤、非常勤、契約などの形態を問わず）と弁護士会や弁護士グループとの連携やバックアップ体制をいかに充実するかが大きな課題となっている。

次年度はいくつかの自治体をヒアリングして、その結果と合わせて、児童相談所における弁護士の役割と位置付けに関する提言を行いたい。

Kd-54 平成28年度研究報告書

## 児童家庭支援センターの役割と機能のあり方に関する研究 (第1報)

研究代表者 川並 利治（花園大学）

地域における児童家庭福祉の相談体制を充実させるうえで、児童家庭支援センター（以下、センターという）は地域に根差した支援を提供できる資源として、その役割の可能性は大きい。しかし、現状においては地域による取組の格差が生じ、また、児童相談所及び市町村児童家庭相談所管課と必ずしも適切な役割分担ができていないと言えない。

そこで、今後のセンターの施策展開の基礎的資料づくりを目指して、28年度から2年間、本調査研究を実施した。まず、全国のセンター及びセンター所在市町村と各自治体の中央児童相談所に対して、質問紙調査による取組の現状や体制及び行政からの評価に関するアンケート調査を実施した。そして、現状の把握と課題の抽出を基に、全国児童家庭支援センター協議会の協力も得ながら分析を行った。

課題を整理していく中で、「行政との連携」「要保護児童対策地域協議会」「指導委託」「里親支援」「専門性の担保」「体制・マンパワー」がセンターの運営・取組に大きく影響するファクターであるという仮説を立てた。そして、アンケート分析から「行政のセンター認知度」の大きさが「スムーズな連

携を可能にするか否か」と相関性が高いことがみえた。

また、児童相談所の「指導委託」は1センターあたり年平均4.8件と、依然として少ない状況ではあるが、「里親支援」の相談は少なくないことがわかった。

さらに、「今後、職員に身につけてほしいスキル」については、再構築プログラムでもカウンセリング技術でもなく、ベーシックなソーシャルワークと機関連携を挙げる所属長がほとんどであった。このことは、児童家庭福祉における相談援助の専門性の尺度は、他ならぬしっかりしたアセスメントができるケースマネジメント力とネットワークの構築力であることを意味している。

次年度は先進的な取組みやユニークな取組みを行っている児童家庭支援センターを数か所ピックアップしてヒアリング調査を行い、より詳細な現状の把握と課題を整理し、センターの支援のあり方について提言を行う予定である。

Kd-53 平成27年度研究報告書

## 市区町村児童家庭相談における人材育成モデルについての研究

(第2報)

ーケースカンファレンスの質的向上を目指した研修と教材の開発についてー

研究代表者 宮島 清 (日本社会事業大学専門職大学院)

本研究は子ども家庭相談事業および要保護児童対策地域協議会の調整機関に携わる職員の専門性の向上、及び要保護児童対策地域協議会の専門性の向上を図るため、それぞれを対象とした研修を企画、実施しながら、効果的な研修教材の開発と人材育成体系の構築を目指したものである。平成26年度から3年計画として行なわれており、第1報では「包括的アセスメント力」の育成を図るための研修教材の開発について報告した。今回の第2報においては、「ケースカンファレンスを行う力」の向上を目的とした研修のあり方を検討し、そのために有効な教材の開発を行った。

有効な研修方法と教材作成のために、まず第1ステップとして課題探索的な研修を行い、その結果を踏まえて作成された研修教材を用いて第2ステップとして効果確認のための研修を行った。

研修受講者からは、それぞれの研修の効果についてフィードバックしてもらい、それに基づいての検討を行った。その結果、ケースカンファレンスの演習として次のような方法や教材が有効であることが確認された。

- ① 模擬事例を活用しての初期対応の演習
- ② 多機関合同での模擬ケースカンファレンスの演習
- ③ 事例のまとめシートを活用した資料作成演習
- ④ 事例を短時間で報告する演習

研究を進める過程で、ケースカンファレンスの質的向上を目指すために有効な研修を実施するための教材開発を進めた。研修で使用した教材をさらに充実させて作成したものを、報告書の中に「付属資料 要保護児童ケースのためのケースカンファレンス・トレーニング」として掲載している。

## 今後の虐待対策のあり方について

### (3) 虐待対策における課題解決のための具体策の提言

研究代表者 津崎 哲郎 (花園大学)

本研究は3年をかけた研究の最終年の報告書である。児童虐待対策の全般的な課題点を整理し、いくつかのテーマに絞ってその課題を克服するための具体的な方向性や方法の提言を試みている。

- 1 児童虐待の防止制度を構築していくうえでの理念  
包括的理念と、政策を進める上での重要な政策理念について提示する。
- 2 児童虐待対策における課題点とその解決策に向けた提言
  - ①24時間通告受理と、安全確認のありかた及び役割分担について
  - ②児童相談所の体制強化について
  - ③児童相談所の介入と支援役割の矛盾、保護者支援の向上について
  - ④家族再統合支援に係る条件、機関連携、親子関係再構築機能の向上、改善について
  - ⑤施設からの自立に向けた対策の整備、拡充
- 3 医学医療の発展への課題  
今後医学医療関係者が、取り組みを進めるための方向性を提示する。
  - ①医学医療の役割の見直し
  - ②子どもの心身の健康障害の精査と治療の実施
  - ③医学的研究の推進
  - ④虐待医療を進める制度整備
- 4 虐待保健の発展への課題  
医療保健モデルで虐待を理解し対策を再構築して、系統的に事業化・体制整備し、人材育成を行う必要がある。
  - ①虐待保健の役割の見直し
  - ②子どもの心身の健康の精査と推進の実施
- 5 一時保護及び一時保護所について  
今後の一時保護所の活用に関わっての方向性を提示する。
  - ①一時保護をめぐる児童相談所と保護者の対立
  - ②一時保護の判断の違いをめぐって
  - ③一時保護の活用
- 6 統計について  
統計処理が持つ問題点と今後の取り組みの方向性について提示する。
- 7 教育分野

教員初任者研修の実情をレポートし提言を行う。

## 8 市町村体制の強化と課題

市町村の養育支援体制、要保護児童対策地域協議会の方向性を提示し、アメリカ・ワシントン州の取り組みを紹介する。

Kd-51 平成27年度研究報告書

# 市区町村における児童家庭相談実践の現状と課題に関する研究

## 第2報

研究代表者 川松 亮（子どもの虹情報研修センター）

2004年に児童福祉法が改正され、市区町村が児童虐待対応の窓口になるとともに、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）が法定されて、すでに10年以上が経過している。この間に、各市区町村では様々な工夫を繰り返して、相談体制の構築や要対協運営の活性化を図ってきた。しかし今だに相談体制が整わず、要対協の効果的運営に至っていない自治体もみられる。本研究は全国で先進的あるいは特徴がある取り組みを実施していると思われる自治体を選定し、ヒアリングを行うことで、市区町村の児童家庭相談実践の現状と課題を整理し、参考になる事例を周知することを目的とした。2年目にあたる本年度は、人口20万人以上の市（政令市、児童相談所設置市を除く）9市のヒアリングを実施した。

ヒアリング実施自治体はいずれも専門職員複数を含む常勤職員が多く配置されており、人口規模を活かした充実が図られていた。またその職員が地域を分担して担当する体制も構築されていた。この地域割りは、合併前の旧村、保健センターエリア、中学校区など、それぞれの工夫が見られた。これに合わせて、要保護児童対策地域協議会の実務者会議のエリア細分化も図られており、それぞれに定期的な会議を開催することで、小エリアでの密度の濃い協議が行える工夫がこらされていた。

課題として共通に語られていたのは、関係機関が対応を市に頼ってしまう傾向、進行管理ケースが多いため丁寧な見直しができないこと、会議が情報を報告しあうだけに終わってしまう傾向、事例に関与していない関係機関の参加意欲の低下、調整機関の担当者が相談対応もすることでの難しさなどが指摘された。

児童相談所との関係においては、児童相談所の判断にゆだねる段階から、自立して独自に判断しながらも双方が協働できている関係までの発展段階があることが想定された。

いずれの自治体もそれぞれ異なる経緯を持っているが、その自治体にあった取り組みを構築しようという職員の熱意とそれを受け止める市の姿勢があって発展してきたことが感じられた。

## 母子生活支援施設における母子臨床についての研究

### 第2報

研究代表者 山下 洋（九州大学病院）

本研究は、母子生活支援施設に入所中の世帯の母子関係の現状を把握し、そこでみられた問題に対する治療的支援の方法としての母子臨床の可能性やあり方などについて整理・検討することを目的としている。本報告書では、前報における実態調査の結果を踏まえ、母子臨床の取り組みを行なっている5施設を対象にヒアリング調査を実施し、その結果を整理・検討した。ヒアリング対象となった施設は倉明園、皐月、東さくら園、永生会母子ホーム、野菊荘であり、それぞれが独自の特色を持って支援を行なっていた。

ヒアリング結果については、①アセスメント、②母親への支援、③子どもへの支援、④母子関係調整のための支援、⑤情報共有（チームワーク）、⑥他機関連携、⑦その他の7つの視点に沿って、各施設の支援実態について、事例を交えながら整理した。具体的な支援のノウハウ、施設の理念、支援者の思い等を読み取ることができ、現場の支援者にとっても得るものが多い内容となっている。

各施設が利用者のニーズに合わせて様々な専門的支援を行なっている一方、全施設に共通していたのは、母子が共に生活できる母子生活支援施設のメリットを最大限に活かし、チームで母子臨床の取り組みを行なっていたことであった。考察では、上記7つの視点から、全施設に共通していた取り組みや姿勢等について検討を加えている。

また巻末には、各施設の利用者向けの葉、自立支援計画書、家庭調査票等を資料として載せており、現場の支援者が活かせるようになっている。

## 市区町村児童家庭相談における人材育成モデルについての研究

### （第1報）

研究代表者 宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院）

横浜市の子ども家庭相談事業および要保護児童対策地域協議会事務局に携わる職員の専門性の向上を図るため、それぞれを対象とした研修を企画実施しながら、効果的な研修教材の開発と人材育成体系の構築を目指して、横浜モデルとして全国に発信することを目的に、3年計画で実施することとした。初年度はアセスメントの考え方をまとめ、18種類のアセスメント自己研修教材として開発した。これらの教材はWEBトレーニングとして、子どもの虹情報研修センターのホームページにアップした。

## 今後の虐待対策のあり方について（2）

—虐待対策における課題解決の方向性

研究代表者 津崎 哲郎（花園大学）

研究会での集会的討議を経て、以下の領域に関して課題の提示を行った。

- （1）実務上の主要な課題点と、その克服のためのいくつかの試案、及びそれらの利点、課題の提示
- （2）医療・保健領域におけるいくつかの課題点と、その克服の方向性及び実践例、関連資料等の提示
- （3）一時保護のあり方について、現状と今後の活用をめぐる提示
- （4）統計のあり方について、現行の問題点の整理と今後の方向性についての提示
- （5）児童虐待に係る学校教員研修の実情把握に関わっての提示
- （6）市町村在宅支援体制の課題とその強化に向けての方策提示、並びにアメリカワシントン州における取組の紹介

## アジアにおける児童虐待への取り組みに関する研究

体罰の防止に向けて（第2報）

研究代表者 柳川 敏彦（和歌山県立医科大学保健看護学部）

虐待に対する取り組みの先進国である欧米諸国の実態や取り組みは、従来からわが国に紹介され、わが国の対策の一助となっている。一方、アジア地域で子どもの人権擁護の概念が今なお乏しく、家庭、学校等における体罰の是非についての社会的課題が依然大きく残されている。本課題研究は2年間研究で、アジア各国の児童虐待の現状を明らかにすること（25年度）、体罰対応の課題を抽出・分析し、アジアにおける今後の虐待対策に資すること（26年度）を目的とした。

26年度研究では、国際児童虐待防止学会の中で開催された新興国フォーラムでの「体罰の撲滅」ワークショップからアジア各国（イラク、日本、中国、韓国、タイ）の報告等を収集した。

現状は家族/家庭、学校、地域等、日常の場面で児童への体罰が広く蔓延していることが再確認された。体罰の定義・認識は強者の立場による定義が使用されていること、「児童の権利」が依然として尊重されていないこと、体罰による児童への悪影響の知識が不十分であることなどが課題として抽出された。「体罰の撲滅」への対応は、あらゆる子どもを対象に、いかなる場面、いかなる地域においても「児童の権利」を基盤とすることが必須であり、「体罰意識の変容」、「あらゆる体罰を禁止する法律」、「前向きな子育て」等のキーワードが採択された。今後は、多職種の関与による具体的、実

践的な社会整備が望まれるとともに、若い世代に対して学校等の教育場面での周知が必要である。

Kd-46 平成26年度研究報告書

## 市区町村における児童家庭相談実践の現状と課題に関する研究

### 第1報

研究代表者 川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）

2004年に児童福祉法が改正され、市区町村が児童虐待対応の窓口になるとともに、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）が法定されて、すでに10年以上が経過している。この間に、各市区町村では様々な工夫を繰り返して、相談体制の構築や要対協運営の活性化を図ってきた。しかし今だに相談体制が整わず、要対協の効果的運営に至っていない自治体もみられる。本研究は全国で先進的あるいは特徴がある取り組みを実施していると思われる自治体を選定し、ヒアリングを行うことで、市区町村の児童家庭相談実践の現状と課題を整理し、参考になる事例を周知することを目的とした。ヒアリング対象として選定した自治体は、町が2自治体、人口10万人以下の市が2自治体、人口10万人から20万人以下の自治体が2か所であった。

それぞれの自治体の特徴を見ると、小さい自治体なりの工夫や小さい自治体でもできることが見られた。例えば、全ての学校・保育園を児童相談担当者が巡回して相談を受けることで、連携関係をスムーズにしながら要支援事例を掘り起こしている自治体があった。また、庁内の教育・福祉・保健部署の一体化を図ることで、縦割りを超えた連携を可能とした自治体もあった。一方で、専門職員の複数雇用や異動周期を長くすることなどで、職員体制を充実させている自治体もあった。

また、児童相談所との関係では、共通アセスメントによる協議や適宜の連絡体制が確保され、良好な関係が維持されている自治体が多かった。要対協の運営でも地域別会議を設けて進行管理の密度を高めたり、部会を設けるなどの工夫がそれぞれの自治体でなされていた。

いずれの自治体においても異なる歴史や背景を持っているが、その特徴を踏まえながら、職員の創意工夫により現在の体制が構築されてきていることがわかった。自治体や首長の積極的な姿勢も体制強化に寄与していると考えられた。

Kd-45 平成24・25年度研究報告書

## 母子生活支援施設における母子臨床についての研究

### 第1報

研究代表者 山下 洋（九州大学病院）

本研究は、母子生活支援施設入所中の世帯の母子関係の現状を把握し、その関係性に課題を抱えた

ケースへの母子臨床の可能性やあり方などについて整理・検討することを目的とした。平成24・25年度は、母子関係の実態を把握するため、全国の母子生活支援施設を対象に質問紙調査を実施した。回収率は77.4%（192/248施設）であり、入所世帯2948世帯についての回答が得られた。なお、調査は、全国母子生活支援施設協議会の協力を得て行った。

その結果、母親については、その5割以上が18歳以降に暴力を受けており、2割以上が不適切な養育体験を経験していた。精神科に通院している母親は2割弱いることが分かった。子どもについては、年代が上がるにつれて、不適切な養育体験を経験している者の占める割合が増えていき、中学生以上では半数弱が該当していた。各年代を通して、愛着形成の障害から派生する感情や行動の調節の問題が見られ、成長の各時点において母子関係調整が重要な支援になると示唆された。

各施設の体制については、在籍世帯が30世帯未満の施設が多く、在籍世帯10世帯以上の施設では11人以上の職員が勤務していた。心理職を配置している施設は5割強であった。入所時の情報把握では、入所理由と経緯については、ほとんどの施設で半数以上の世帯の情報を得られていた。緊急を要する状況等もあり、入所時に得られる情報が限られている場合もあると考えられた。また、孤立や虐待につながる恐れのある母子関係の調整については、多くの施設で十分できているとの自己評価ではあったが、良好な母子関係育成に向けた予防的介入や心理教育的アプローチを実施している施設は少なく、今後取り組まれるべき課題として挙げられた。

次年度は、今回の調査をもとに複数の母子生活支援施設を対象にヒアリング調査を実施し、具体的な支援の方法・工夫等を探る予定である。

Kd-44 平成24・25年度研究報告書

## 「親子心中」に関する研究

### （3）裁判傍聴記録による事例分析

研究代表者 川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）

本研究は、児童虐待の一つの形態である「親子心中」について、その実態を明らかにし、今後の防止に寄与することを目的として、平成22年度から平成25年度までの4年間にわたって実施したものである。第1報では「親子心中」に関する先行研究の概観・分析を報告、第2報では2000年代（2000～2009年）に新聞報道された「親子心中」事例の分析を行い、現代における「親子心中」の実態を把握した。第3報となる本報告書では、「親子心中」事例の公判傍聴記録に基づき、「親子心中」の具体的な諸相（背景、動機、経緯等）について検討・分析した。

本報告書で取り上げた「親子心中」事例は、2010～2013年の間に発生した「親子心中」事件のうち、加害者が生存し、起訴された12事例（父親加害者6事例、母親加害者6事例）である。事例検討を踏まえ、保健師、精神科医、弁護士の共同研究者3名がそれぞれの立場から、考察をまとめている。

父親加害者6事例では、父子心中が4事例、父母子（一家）心中が2事例。父子心中のうち3事例

は妻と離婚しており、そのうち2事例は離婚直後に発生していた。また、半数にあたる3事例において多額の借金があったことも特徴的であった。公判で精神鑑定が行われたのは1事例のみであったが、本報告書では「他にも精神鑑定を実施すべき事例が存在したように思われる」と言及している。

一方、母親加害者6事例は、全て母子心中であった。4事例に離婚歴があり、離婚後に再婚したり内縁関係にあるなど複雑な家族関係がみられる事例もあった。事件前に精神科等への通院・入院歴があったのは5事例と多く、全て精神鑑定が行われた。本報告書では、半数にあたる3事例において、生育歴の中で被虐待、幼少期の不適切な養育、性被害等の経験があり、母子心中における母親の抱える問題の根深さが示唆された。

巻末資料には、第2報で掲載した事件以降の2010～2013年に新聞報道された「親子心中」事例の一覧表、厚生労働省の検証報告書による「心中による虐待」の例数・人数、および警察庁生活安全局少年課による「親子心中」事件の検挙件数等を掲載したので、参照されたい。

Kd-43 平成25年度研究報告書

## 今後の虐待対策のあり方について（1）

### 研究動向の把握

研究代表者 津崎 哲郎（花園大学）

平成12年児童虐待防止法が施行された。この間何度か法律や指針が改正され、児童虐待防止の取り組みは前進した。しかし、制度全体を見ると整合性に欠ける部分も多々見られる。この点を踏まえれば各課題を全体の整合性の中で整理する必要があるが、それを担う部署がない。以上の状況を踏まえ、本研究では、現在の制度全体を鳥瞰的に押さえ、今後の児童虐待防止制度の方向性を3年計画で検討することを目的としている。

1年目は、既存の研究、調査データを活用し、制度全体の課題点を整理した。以下に示した内容について検討を行った。

- I. 総務省政策評価書（平成24年1月）に基づく課題点の整理
- II. 制度検討委員会（日本子ども虐待防止学会）の提言に基づく課題点の整理
- III. 死亡事例検証から考える今後の虐待対策（1）
- IV. 虐待された子どもへの医療・保健の役割と課題
- V. 教育分野における課題点の整理
- VI. 児童虐待関連施策に関するアメリカ・ワシントン州における動向

なお、巻末には、資料として当該年度に行った研究会等の議事録を収録している。

2年目は、課題に対する解決策を検討し、その方向性と、メリット、デメリット、あるいは実現の可能性等を検証する。

## アジアにおける児童虐待への取り組みに関する研究 体罰の防止に向けて

研究代表者 柳川 敏彦（和歌山県立医科大学保健看護学部）

虐待に対する取り組みの先進国である欧米諸国の実態や取り組みは、従来からわが国に紹介され、わが国の対策の一助となっている。一方、アジア地域で子どもの人権擁護の概念が今なお乏しく、家庭、学校等における体罰の是非についての社会的課題が依然大きく残されている。

本研究は、アジア各国の児童虐待の現状と課題を明らかにし、アジアにおける今後の虐待対策に資することを目的としている。本報告書に先駆け、「体罰」という社会的課題の解決への提言を目指し、アジア地域の子どもの専門家に参加を呼びかけ、アジア地域虐待防止ネットワーク（CANAL: Child Abuse and Neglect in Asian League）を編成した。また、研究成果の発表や研究意見交換の場としてホームページ<http://canal.wakayama-med.ac.jp/> を開設した。

本報告書は、日本版ICAST（ISPCAN Child Abuse Screening Tools）の作成に加え、アジア地域のISPCAN研究者3名（中国、韓国、タイ）から収集した調査や地域の研究レビューなど4点を翻訳したものである。本報告書に掲載されている計5点の研究論文名は、以下の通りである。

- 1) 柳川敏彦：日本版ISPCAN Child Abuse Screening Tools（ICAST）の信頼と妥当性の検討 その1-日本版ICASTの作成-
- 2) Jiao Fuyong：中国本土における児童虐待とネグレクトの現状の分析と評価
- 3) Yanghee Lee：韓国の国家児童保護サービスを受けている児童が経験した家族によるマルトリートメント
- 4) Yanghee Lee：韓国における児童のマルトリートメント：後方視的研究
- 5) Sombat Tapanya（タイ）：9か国における子どもへの体罰：子の性別および親の性別による影響

## \*児童虐待対応における児童福祉と医療との連携についての研究

研究代表者 山澤 重美（鳥取県米子児童相談所）

本研究は、医療機関と児童相談所、児童福祉施設等、児童福祉に係わる機関がどのような関係を持ち、どのような連携をすればよいかについて検討することを目的とした。

研究は、①アンケート調査、②実践報告の2つの軸に分けて行った。具体的な研究方法と、結果の概略は以下のとおりである。

- ①アンケート調査については、全国の小児科研修指定医療機関と公立・私立の大学病院（207病院）

を対象とし、医療機関側からみた児童福祉との連携について現状と課題を尋ねた。アンケート調査の結果、105病院から回答を得たが（回答率54%）、そのうち64%の病院で子ども虐待対応の専門チームが組織されていた。チームの構成は、10人前後からなる専門チームが最も多く、構成メンバーは医師が大半を占め、その7割が小児科、新生児科であったが、コーディネーター役を務める職種はMSWが最も多く、全体の6割弱を占めていた。なお、虐待対応チームの実績として、虐待対応件数、虐待通告件数、さらに対応チームの課題・問題も尋ねている。

また、子ども虐待に対応するチームがない病院については、虐待ケースの初期対応、専門チームの必要性、専門チームの設置予定などについて調査をした。病院外との連携については、関係者会議の有無及び件数、要保護児童対策地域協議会との関わりなども項目も調査項目に入れている。

今回のアンケート調査では、医療機関と児童福祉との連携における課題点として、医療機関と児童相談所のリスク評価とそれに伴う動きの速度の差異、情報共有のあり方などがあげられた。

②実践報告では、研究者の所属する児童相談所、及び連携する医療機関をとりあげ、援助した事例をふまえて、鳥取県西部地区における医療機関と児童福祉の連携について紹介している。具体的には、大学付属病院におけるマルトリートメントプロジェクトチームと児童福祉機関との連携、市立病院における児童福祉との連携、児童福祉施設と医療機関との連携について検討している。

今回の研究では、医療機関と児童福祉施設の歩み寄りの重要性、情報共有の必要性、要保護児童対策地域協議会を中心とした地域連携の重要性、人材育成の重要性を指摘した。

Kd-40 平成24年度研究報告書

## 被虐待児の援助に関わる学校と児童養護施設の連携

(第4報)

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部附属教育実践総合センター）

### 1. 困難を抱えた子どもたちの学校における成長－学校内連携を基盤として－

全校体制で特別支援教育を行っている小学校をフィールドにして、施設から通学してくる子どもたちへの支援を検討した。「運動会のダンス練習」と「特別支援級の構造化による対応」では、エピソード記述を用いて分析を行った。前者は、問題の「共視」によって子どもの葛藤を見守ること、後者ではパーソナルスペースを基盤としながら「学習する場」であることを前提とした教室作りの工夫が示された。

### 2. 児童養護施設における「学習」：支援者への調査から

児童養護施設における3名の学習支援者に対する面接調査を実施した。3名はいずれも、それぞれの立場で学習支援のみを行うスタッフ（ボランティア、非常勤職員）である。支援者は、知識向上や学力向上という狭義の学習支援だけでなく、自己肯定感を高め、生活や遊びを通して社会のルールや

マナー、物事に取り組む姿勢や意欲を育てるなど、「学校化」していない子どもたちの「学びの芽」を大切にされた柔軟なかかわりをしていることが明らかになった。既成概念にとらわれない対話的な学習の場が、彼らの学びの基盤として重要であることが示された。

### 3. 児童養護施設と学校の連携－入所児童の通学状況把握調査、施設と学校との研修の実施状況調査を通して－

都道府県教育委員会に上記調査を実施した結果、24都道府県から回答があった。入所児童の把握をしているのは6県、また施設と学校の共同研修の実施も4県にとどまり、これらは今後の重要な課題であることと考えられた。校区に施設をもつ学校の状況を教育委員会が把握し、必要な人員配置（加配教員など）を進める体制作りと、教育と福祉の共同研修など人材育成が、現場の実践者をつなぐ仕組み作りとして重要であることを指摘した。

Kd-39 平成24年度研究報告書

## **\* 発達障害が疑われる保護者の虐待についての研究**

(第2報)

－その特徴と対応のあり方をめぐって－

研究代表者 橋本 和明 (花園大学)

前年度に引き続き、発達障害が疑われる保護者の虐待についての研究を第2報としてまとめた。今回は全国の児童相談所を調査対象にしたが、今回は全国の福祉事務所を調査対象とし、①発達障害が疑われる保護者の虐待の特徴や傾向を明らかにし、発達障害と虐待とのメカニズムを把握すること、②そのような保護者への介入とかかわりのあり方を考え、虐待防止に向けた取り組みを探っていくこと、を本研究の目的とした。

その結果、合計65事例の回答が得られた。それらを分析したところ、発達障害が疑われる保護者の傾向として、児童相談所調査の時と同様に心理的虐待の割合が高く、保護者は孤立したり、パートナーや家族員と反発あるいは対立するなど協力体制が組めずにいることがわかった。また、保護者の67.7%に二次障害があり、この割合は児童相談所調査(48.2%)よりも高い数値となった。また、前回調査の第1報では保護者の虐待を「非社会性タイプ」、「コミュニケーション・共感不全タイプ」、「柔軟性欠如タイプ」、「こだわり頑強タイプ」、「見通し不足タイプ」の5つに分けたが、本調査でも同様のタイプに分類することができた。さらに、そのような保護者への支援については、保護者の特性を把握してパターンを見つけ出すことをはじめとし、わかりやすく具体的であること、ハードルを下げてできたところを評価すること、等の多くの支援方法があることがわかった。

以上のことを踏まえ、子育てには「社会性」、「共感性」、「柔軟性」が要求されるが、発達障害を抱える保護者にはなにより「多様性」という視点が必要で、支援者はそれを援助していくことが重要であることがわかった。

## 児童相談所のあり方に関する研究

### －児童相談所に関する歴史年表－

研究代表者 川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）

すでに60年以上の歴史を持つ児童相談所は、わが国における児童福祉の発展に重要な足跡を残してきたが、児童虐待防止法の制定・施行や、市町村が第一義的に児童家庭相談を担うこととした児童福祉法改正によって、その役割は大きな変化を遂げた。一言で言えば、児童虐待対応の最前線で業務を行っている児童相談所は、そのあり方が鋭く問われる激動の時代を迎えながら、果たすべき役割はますます重要となっていると言っている。

ところが、このような児童相談所で勤務する職員の経験年数は決して十分とは言えず、児童相談所の本来果たすべき役割やその意味などを深く理解し得ないまま、厳しい業務に直面している職員も少なくない。本研究は、こうした実情をふまえ、児童相談所のそもそもの原点からふりかえり、児童相談所が果たしてきた役割やその変遷をたどることで現在の業務を俯瞰し、児童相談所の今後のあり方を展望することを大きな狙いとして実施した。本報告書では、児童相談所が設置されてから児童虐待防止法が成立するまでの児童相談所の歴史を、年表を作成することで概観し、あわせて、社会の大きな流れや児童相談所を取り巻く深刻な事件などのさまざまなトピックスを取り上げ、簡潔にコメントしている。

加えて、研究協力者の竹中哲夫氏に「児童相談所小史と展望（試論）」を執筆してもらっているのも、新任の職員をはじめとして多くの児童相談所職員や関係機関の方々に読んでもらい、児童相談所が辿った歴史を知るとともに、今後のあり方を、ともに見つめてもらえればと願っている。

## \*情緒障害児短期治療施設における 性的問題への対応に関する研究

（第2報）

研究代表者 滝川 一廣（学習院大学）

本研究は、児童福祉施設における性的問題の現状と課題、また対応方法について検討することを目的とした研究の第2報である。第1報のアンケート結果に基づき、性的問題が多く起こった施設を中心に事例分析を行い、施設内での性的問題発生のメカニズム、性的問題発生時の対応のあり方、性的問題を抱えた子どもへの治療的支援のあり方、予防の手立てを検討した。

施設の中で起きる性的問題に関わる子どもの特徴として、①ネグレクトを受けた子どもの心的発達

の未熟さ、②性被害体験が必ずしもない、③支配傾向、④孤立傾向、などがあげられた。

施設内での問題の拡大化・深刻化の背景については、①発達の未熟な子どもの遊びなどが媒介となり、②支配服従の関係性と性的問題行動が重なり合うという二つの要因が重なり、あわせて施設環境や職員の認識の差に加え、施設全体が落ち着かないなどの状況要因も関係していることがわかった。

性的問題への対応は、初期対応、治療教育的支援、予防的支援としてまとめた。性的問題の発生は、子どもの心的発達の未熟さに引き起こされるものであるため、発達の再保障を行うことが優先されることを指摘した。そのために、まずは生活のあらゆる場面を視野に入れた個別的対応、身体感覚の統合などを行い、それをベースに性的問題行動の振り返り、被害体験への治療的アプローチ、生育歴・ライフストーリーの整理、知識とスキル習得を行っていく必要性を指摘した。

予防的支援として、①入所時のアセスメントの強化、②入所時の子どもへの動機付け、③性的問題と暴力を認めない文化の構築と環境整備、④プログラムの実施などをあげた。プログラムやマニュアルについては、そのプログラムやマニュアルに備わる発達保障性、治療性などの意味を十分に吟味し、個々のケース、その施設にあった取り組みを行っていく必要があることを指摘した。

Kd-36 平成23年度研究報告書

## **\*乳児院における子どもの社会情緒的発達を促進する 生活臨床プログラムの模索**

～生活臨床のセンスを磨くために～

研究代表者 青木 紀久代（お茶の水女子大学）

国連総会での「児童の代替的養護に関する指針」（2009）の採択後、厚生労働省のとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」（2011）などに認められるように、施設での養育は大きな変革期を迎えており、これまで以上の質の向上や高度専門性の確保が求められている。

このような中で、全国の乳児院は、全国乳児福祉協議会を中心に、いち早く変革に取り組み、将来ビジョンや研修体系などを整えつつあり、乳児院職員の人材育成は、焦眉の課題の一つと言える。

こうした背景から、本研究では、乳児院の基幹的職員をはじめとした指導的立場の職員を対象に、子どもの社会情緒的発達を促進する生活臨床的なセンスをブラッシュアップする研修プログラムを、子どもの虹情報研修センターを拠点に開発することを試みた。

具体的にフォーカスを当てたプログラムのテーマは、「関係性の視点を生活臨床として学ぶ」というものである。関係性や、生活臨床というキーワードは、重要でありながら、それを具体的に研修プログラムにどのように取り入れるかは、難しい課題である。我々は、長期にわたって実際の乳児院でアクションリサーチを行いながら、プログラムの開発を試みた。

まず、乳児院の子どもと担当養育者の生活場面での相互作用に着目し、その映像記録から、研修素材を抽出した。これをもとに、参加型職員研修プログラムのコンテンツを作成し、実践した内容となっ

ている。この研修プログラムは、その後もさらに改良され、継続した実践が行われている。報告書には、コンテンツの詳細と、参加者の事後アンケートなどが掲載されている。

Kd-35 平成23年度研究報告書

## 「親子心中」に関する研究

### (2) 2000年代に新聞報道された事例の分析

研究代表者 川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)

本研究は、昨年度からの継続研究として、現代における「親子心中」の実態を把握することを目的に、2000年代(2000～2009年)に新聞で報道された18歳未満の子どもが被害者として死亡した「親子心中」事例を収集、分析した。以下に、本研究より明らかになった点を紹介する。

2000年代の10年間における「親子心中」件数は395件、死亡児童数は552人であり、毎年少なくとも30件以上の「親子心中」事件が起こり、40人以上の児童が死亡していることがわかった。その中では、「母子心中」が半数以上(158件:65.1%)を占めており、次いで「父母子心中」が71件(18.0%)、「父子心中」が39件(9.9%)、「その他の心中」が27件(6.8%)となっていた。

死亡児の年齢は0歳児が最も多く、5歳以下で半数以上を占めていた。その一方、10歳以上の死亡児も約2割を占めており、高年齢児であっても被害を受ける傾向があった。また、「母子心中」における死亡児の年齢は0歳児が多く5歳以下が半数以上を占める一方、「父子心中」では3歳が最も多く、「母子心中」における死亡児の年齢よりも高い傾向があることがわかった。

加害者をみると、実母が単独加害者の事例では9割以上が「母子心中」の形態をとっていたが、実父が単独加害者の事例では「父子心中」は約半数で、実母も殺害して「父母子心中」に至った事例が約4割を占めていることが特徴的であった。また、実母が単独加害者の事例では、精神疾患が疑われる事例が多々見られたが、実父が単独加害者の事例ではほとんど見られず、借金や仕事上の問題を抱えていた事例がそれぞれ1割以上を占めていた。

報告書には分析対象とした395件の事例一覧と、アメリカを中心とした海外事例も掲載しており、本研究の研究協力者である国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所の松本俊彦氏(自殺予防総合対策センター・副センター長)による講義録『我が国における自殺の現状と課題』も載せているので参照にされたい。

次年度は、「親子心中」に至った動機・背景について、より詳細に分析するため、裁判記録を基に事例研究を行うこととしている。

## 被虐待児の援助に関わる学校と児童養護施設の連携 (第3報)

研究代表者 保坂 亨 (千葉大学教育学部附属教育実践総合センター)

これまでの研究で継続的課題としてきた以下の3点、すなわち①情報共有、②特別支援教育の活用、③進路問題については、本報告書でも引き続き検討した。

また、それらに加え、本研究では、次の3点をテーマとしてとりあげた。

①「児童養護施設－学校間連携の事例検討」：A施設とB小学校との連携のあり方を3期に分けて検討した。とくにB小学校の取り組みは子どもに「事例性」を持たせ、「ケアの発想」を基本にしていた。また学校内連携（情報共有）を重視したこと、柔軟な教育的配慮を行ったことなどが、施設－学校間連携が安定化した要因であった。「児童養護施設を抱える学校で作りに上げた、施設との連携の軌跡」：施設と協力して子どもの入所（学校案内）から退所（転出先への申し送り）までの支援体制を整えたこと、子どものサポート体制を個別に検討する「校内就学委員会」の設置などが報告された。「児童養護施設における心理士と他職員との情報共有および学校との連携」：心理士が行う他職員との情報共有では、「子どもにメリットがあり、職員に役に立つ情報」という工夫がなされていた。心理士と学校との連携は、未だ模索段階であるが、徐々に実践が蓄積されつつあることが明らかとなった。

②「児童養護施設と学校の連携：情報共有上の課題を中心に」：千葉県・千葉市の児童養護施設における特別支援教育対象児童の調査を実施した結果、小学校で19.7%、中学校で22.0%が特別支援教育の対象となっていた。しかし、この数字には施設によってばらつきがある。その背景には、特別支援教育に対する市町村教育委員会の取り組みの違いがあることがうかがわれた。

③「児童養護施設在籍児童の中学卒業後の進路動向」；地域で進学できる高校が固定されてしまうなど、現在も施設入所児の高校進学状況は厳しい。また、進学後1年以内の中退率は6.8%と全国平均1.7%の約4倍であった。子どもを育てる主体が「社会全体へと転換する」流れのなかで、資金の補助、ケアの連続性など、施設入所児の自立支援には、省庁を越えた具体的対策が必要とされている。

## 児童相談所の医務業務に関する研究 (第2報)

研究代表者 小野 善郎 (和歌山県精神保健福祉センター)

近年の児童虐待相談の増加を背景に、全国で常勤精神科医を置く児童相談所が増えており、これまで以上に児童相談所の医師の役割や業務への関心が高まっているが、児童相談所の医師の業務内容に

については児童福祉法制定以来今日まで具体的な指針が示されたことはなく、児童福祉司や児童心理司などの他の職員と比べて、常勤で勤務する医師の組織内での位置づけや業務内容は不明確な状況が続いている。そこで、これまで十分に検討されてこなかった児童相談所における医師の業務に関する包括的な研究が計画され、初年度の平成22年度には医務業務に関する資料調査、全国の児童相談所での常勤医師の配置状況の調査、常勤医師の業務内容についての聞き取り調査を行い、具体的な業務内容についての規定がなく、組織内での位置づけが不明確な現状を報告した。

2年目となる平成23年度の研究では、現行の児童福祉法、児童相談所運営指針等の法令における児童相談所の医師の制度的な位置づけや業務に関する調査、児童相談所職員からの聞き取り調査、具体的な医師の配置事例の調査、教育・研修についての調査を行い、1年目の結果と合わせて児童相談所医師の業務指針案を提言した。児童相談所職員からは常勤医師を求める声が多かったが、現行の法令において、児童相談所業務の多くが必ずしも常勤医師でなければできないとされているわけではなく、常勤医師としての業務を改めて定義する必要性が認められた。これらの結果を踏まえ、児童相談所医師の業務指針案では、新たに医務部門を創設して、医師は医務主任として児童相談所業務に関わることを提案した。また、児童相談所が措置した児童の医学的治療についても継続的に管理・指導する業務の必要性も合わせて提言している。この提言を出発点として、今後さらに活発な議論が広がり、より効果的な医師の活用がはかられることが期待される。

Kd-32 平成23年度研究報告書

## \*発達障害が疑われる保護者の虐待についての研究

—その特徴と対応のあり方をめぐって—

研究代表者 橋本 和明（花園大学）

子どもに発達障害があることが虐待のリスク要因となるといった研究はこれまで数多く存在する。しかし、保護者に発達障害があり、そのことが虐待を招いてしまうという発達障害と虐待の関係を論じた研究は少ない。本研究では、①発達障害が疑われる保護者の虐待の特徴や傾向を明らかにし、発達障害と虐待とのメカニズムを把握すること、②そのような保護者への介入とかかわりのあり方を考え、虐待防止に向けた取り組みを探っていくこと、を目的とした。全国の児童相談所を対象に調査を実施し、回答の得られた計141事例を分析したところ、発達障害が疑われる保護者の傾向として、通常の虐待よりも心理的虐待の割合が高いこと、保護者の半数近くが二次障害を併発しており、保護者は孤立したり、家族員と反発あるいは対立するなど協力体制が組めずにいることがわかった。また、保護者の虐待を「非社会性タイプ」、「コミュニケーション・共感不全タイプ」、「柔軟性欠如タイプ」、「こだわり頑強タイプ」、「見通し不足タイプ」の5つに分けることができた。そして、いずれの保護者にも共通して言えることは、発達障害という特性があるがゆえに、多方面にわたって子育てに苦悩していることであった。彼らはほんの些細なところにも大きな躓きを感じ、それが育児の停滞を招いて子

どもとの関係に不安を抱いてしまう。そのことを十分に理解した上で、われわれは生活全体を見渡した包括的な支援が必要となってくる。毎日の生活が少しでもスムーズに行けば、生活のなかに連続性が生まれる。そうなることで、彼らはこだわりから少し解放され、子育てにも柔軟性を生み、少し先まで見通せる展望が出てくる。このことが子育てをより適切に導く潤滑剤となり、虐待の防止につながると言える。

Kd-31 平成22年度研究報告書

## 「親子心中」に関する研究

### (1) 先行研究の検討

研究代表者 川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)

いわゆる「親子心中」によって子どもが死亡する事例は、児童虐待の一つの形態として「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が実施している「子ども虐待による死亡事例等の検証」の対象となっており、その数は、他の虐待死亡事例件数と比較しても決して少なくない。したがって、虐待死の最たるものとさえ言い得るこのような死亡事例をなくしていくことは、私たちの社会に課せられた大きな責務であると言えよう。

ところが、現在も「親子心中」に関する公式統計はなく、わが国における正確な実態把握が事実上不可能である上、具体的な事例に即した検証を行おうとしても、加害者が死亡している場合には追跡調査の手がかりを失い、原因の追及等が壁に突き当たってしまうため、防止策を検討することも簡単ではない。

そこで本研究では、あらためて「親子心中」の実情に迫り、今後の防止に寄与することを目的とした。

研究は3年計画とし、初年度となる平成22年度は、戦前、戦後の先行研究を収集、分析した。多くの論文があるとはいえ、先に述べたように公式統計がないことや研究者の関心の向け方がさまざまであることなどから、各論文を比較検討することには困難もあったが、本研究によって、大正の末年頃から急増したといわれている「親子心中」が、さまざまな呼称で呼ばれていること、戦前、戦後を通じて母子心中がもっとも多いこと、原因、動機は明確にとらえがたいが、時代によって変遷していること、また母子心中と父子心中、一家心中などではその原因に違いがあると思われること、ほとんどの場合は血縁関係の間で生じ、非血縁での「親子心中」はまれであること、我が国独自のものとする見解が多く見られたが、諸外国にも存在すること等々が明らかとなった。

こうした結果をふまえて、今後は現代における「親子心中」の実態を可能な限り明らかにし、さらには具体的な事例分析を行うことで、さらに深く分析を行い、防止策を検討する予定である。

なお、本報告書の末尾には、「親子心中」に関連する戦前、戦後の書籍、文献等を150件あまり掲載しているので参考にされたい。

## 情緒障害児短期治療施設における 性的問題への対応に関する研究

(第1報)

研究代表者 滝川 一廣 (学習院大学)

本研究では、児童福祉施設における性的問題の現状と課題、また対応方法について検討することを目的として、全国の情緒障害児短期治療施設全37施設を対象にアンケート調査を行った。調査項目は、全入所児に対しての、性的問題行動（全22項目）の有無、性的問題以外の問題（全19項目）の有無、施設の構造や対応のあり方などの取り組みに関する項目（自由記述含む20項目）、性的加害問題の有無とその対応に関する項目（7項目）である。

その結果、性的問題行動としては「ベタベタする、会話の際に相手の身体に触る」「卑猥な言葉、性行為に関する声を出す」「他人の性器やプライベートゾーンに触る」「異性への過剰な関心、過剰に親しくする」「性描写への過剰な反応」「実習生など知らない大人にすぐに抱きつく」が全入所児童の1割以上に認められた。また、性的問題以外の問題としては、心的発達や対人関係上の未熟さが3割以上の子どもに認められた。こうした未熟さは、性的問題化の抑止力の脆弱さと関連し、性的加害-被害が起きやすい状況を後押ししやすいことが懸念される。調査では、過去3年間で約7割の施設が性的加害の問題を経験していることが分かり、加害問題を未然に防ぐには、性教育や性被害に気づく試み、そのための情報収集、関係機関との連携、さらには施設の構造などが重要であることが指摘された。

次年度研究では、これらをふまえ、具体的な事例を通して、問題発生メカニズムを分析し、未然防止の手立て、問題発生時の早期かつ適切な対応のあり方、性的問題を抱えた子どもへの治療的支援のあり方についてさらに検討を深める方針である。

## \*乳児院における子どもの社会情緒的発達を促進する 生活臨床プログラムの模索

研究代表者 青木 紀久代 (お茶の水女子大学)

本研究では、心理職が乳児院の現場で働くことを前提に、生活の場に適合する子どもの社会情緒的発達支援のためのコンサルテーションの方略を検討した。この支援のために本研究で特に重視したものは、担当養育者と子どもの関係性を育てることである。すなわち、コンサルテーションでは、担当養育者側の子どもに対する「間主観的な関わり合い」について、担当養育者自身が様々な気づきを得ながら、子どもの感情を深く理解し、共感する態勢を強化していくことが含まれる。そしてそれは、

子どもにとって特別なものではなく、毎日の何気ない生活場面で確認でき、繰り返し体験可能な相互交流の中で行われることが望ましい。

そこで、食事介助場面でのコンサルテーションという設定を作り、3名の子どもを1年間フォローすることとした。コンサルテーションは、ビデオカンファレンスの形式とし、対象児と担当職員との相互作用場面のビデオ記録を再生しながら、担当養育者の体験を共に振り返った。話し合いの記録は全て逐語に起こし、資料として報告書に掲載した。同時に、発達検査、養育記録などの資料を継続して収集し、子どもの発達と養育者らの子ども理解の変遷を記録した。さらに、全プログラム終了後、担当養育者3名に対し、事後インタビューを行った。

これらの資料の分析から、日常生活における子ども－養育担当者との関係性に働きかける介入によって、子どもの社会情緒的発達を起点とした様々な領域の発達が促進されるプロセスを把握することができた。

この他にも、これらの実践経過の検討を通して、心理職並びに養育を行う職員への専門研修に必要な課題を抽出する試みも行われている。

Kd-28 平成22年度研究報告書

## 児童養護施設における心理職のあり方に関する研究

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

本研究の目的は、1999年に児童養護施設に心理職が配置されてから10年以上が経過した現状において、これまでの実践や体験を整理することによって、今後の児童養護施設に求められる心理職のあり方について一定の示唆を得ることである。児童養護施設で勤務している100名の心理職を対象に、仕事の魅力や困難性、生活場面での支援のあり方や職員チームの構築について工夫している点などを、質問紙調査によって尋ねた。協力者の回答を、統計的な手法と質的な方法によって分析し、経験年数（3年未満と4年以上）と勤務形態（常勤と非常勤）による比較を行った。その結果、①児童養護施設の心理職ならではのやりがいや魅力については、生活に近く、子どもの成長に長期にわたって寄り添えることの利点が強調されていた、②協力者の多くが、子どもや職員との関係の構築、パニックやトラブル時の関わり、生活場面と面接場面をつなぐことができるなどのメリットから、生活でのかかわりの有効性を感じている一方で、有効さを感じていない協力者も2割ほど存在した、③経験の浅い心理職は、チームの一員として認めてもらうために職員との関係形成に重点を置く傾向があったが、常勤で経験の長い心理職は施設全体がどうあるかを考え、個別心理療法は子どもの回復と育ちを促す手段の一つとして相対化されていく、といったことが浮かび上がった。今後の課題としては、児童養護施設において生活を基盤にした治療的機能や構造の構築、その中での心理職の役割の明確化が挙げられた。

## 被虐待児の援助に関わる学校と児童養護施設の連携 (第2報)

研究代表者 保坂 亨 (千葉大学教育学部附属教育実践総合センター)

この第2報では、第1報からの継続的研究課題として、学校との情報共有を中心とした児童養護施設への面接調査、校区の小中学校における特別支援教育の運用実態とその活用方法、高校教員への面接調査をもとにした施設の子どもたちへの進路保障について取り上げた。その結果は、以下の通りである。

- (1) 全国12施設のインタビューを通じて、施設が学校、そして地域と積極的につながろうとしていることが示された。ただ、学校における学級担任の交替、また施設における担当職員の交替など、施設入所児を取り巻く状況の変化が大きいことを考えると、校区に施設を持つ学校への「加配教員」配置が求められる。実際に配置されている学校－施設間連携からも、「加配教員」(例えば、特別支援コーディネーター)が安定的な連携窓口として機能していることが明らかとなった。
- (2) 特別支援学級の設置状況は自治体によってばらつきがあり、地域の方針が大きく影響していることがうかがわれた。このため、特別支援教育を必要としている施設入所児が通学区域外の学級に通学している場合もある。特殊教育から転換した特別支援教育への否定的なイメージとグレーゾーンの子どもたちの誕生、それにとまなう用語の混乱(「通級」や「取り出し指導」など)についても合わせて指摘した。
- (3) 高校専門学科の担任教師への面接調査からは、専門学科では施設から通学する生徒に対してきめ細やかな指導が行われ、生徒の適応も良好であることが明らかになった。我が国では専門学科への進学率は諸外国に比して高くないが、実験や実習といった体験中心で、少人数の班編制を学習に取り入れている専門学科の教育は、虐待を受けた子どもの高校適応、また自立支援という観点からも大きな意味があると考えられる。

## 児童相談所の医務業務に関する研究

研究代表者 小野 善郎 (和歌山県精神保健福祉センター)

子どもに関する広範な相談に対応する児童相談所の業務において、精神科医に期待される役割は大きく、特に近年の虐待相談の増加を受けて常勤の精神科医を配置する児童相談所も増えてきているが、児童相談所の医師の業務内容については、児童福祉法制定以来今日まで具体的な指針が示されたことはなく、児童福祉司や児童心理司などの他の職員と比べて、常勤で勤務する医師の組織内での位置づ

けや業務内容は不明確な状況が続いている。本研究はこれまで十分に検討されてこなかった児童相談所における医師の業務に焦点をあて、児童福祉領域で医師が専門性を十分に発揮できるような枠組みを明らかにすることを目的に実施された。研究は2年計画で実施され、初年度の平成22年度は医務業務に関する資料調査、全国の児童相談所での常勤医師の配置状況の調査、常勤医師の業務内容についての聞き取り調査を行い、児童相談所の医師の現状と課題を検討した。

その結果、児童福祉法制定から現在までの児童相談所運営指針などの資料から、医師は一貫して必須の職員と位置づけられているものの、具体的な業務内容についての記述は乏しく、他職種と比べて曖昧なまま現在に至っていることが明らかになった。現状については、平成22年度には全国で26カ所の児童相談所に45名の常勤医師が勤務していたが、兼務の医師も多く、週4日以上児童相談所に勤務している医師は27名のみであった。医師の業務は主に子どもの診察、子ども・保護者への指示・助言・指導、児童福祉司への助言・指導・研修であったが、現場の医師からは、業務の多様性や基本的な指針の欠如、研修・スーパーバイズの機会がないこと、組織内での位置づけの不明確さなどが指摘された。

これらの結果を踏まえて、次年度には児童相談所の医務業務の指針を策定する予定であるが、今年度の報告書は、児童相談所の医師の歴史的経緯と現状を理解する資料としても活用できる内容になっている。

Kd-25 平成21年度研究報告書

## 被虐待児の援助に関わる学校と児童養護施設の連携

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部附属教育実践総合センター）

近年、施設入所児における被虐待児の増加とともに、その子どもたちを受け入れる学校現場での混乱が顕著になってきた。これまで学校現場は「虐待の発見」において重要な役割を担ってきたが、今後はケア的な側面、すなわち子どもの学校生活全般を含めて支援する際の課題を明らかにしていく必要がある。本研究では、校区に児童養護施設を持つ小中学校の教員に面接調査を実施し、学校と施設の連携について調査した。その結果は、以下の3点にまとめられる。

- ①学校と施設の間で、子どもの背景に関する情報に関しての共有不足がある。特に子どもの「生育史」や「家族背景」などについては、「個人情報」であるため学校も施設も深く立ち入って聞いては（知らせては）いけない、という自主規制の問題が明らかになった。この傾向は、2005年4月の「個人情報の保護に関する法律」施行前後から顕著になっている。
- ②学校の学級担任交代サイクルが早くなっていて、かつて2年持ち上がりであった小学校でも、学級担任の1年交替が増加傾向にある。虐待を受けた子どもは変化の多い生活を余儀なくされてきているが、学校システムが流動的になりつつある中で、「援助者（学級担任）の交替」をどう乗り越えていけるかが大きな課題といえる。（なお、情報共有という視点から、学ぶべきところの多い実践を行っている学校の取り組みを紹介した。）

③施設入所児の特別支援教育の活用と進路保障に焦点をあてたことによって、虐待を受けて施設に入所してきた子どもの学校適応を支援し学力保障を担う場として、特別支援学級の有用性が示唆された。また、学習ボランティアの活用や教員への面接調査などから、進路保障という大きな課題が明確になった。

Kd-24 平成21年度研究報告書

## 児童相談所の専門性の確保のあり方に関する研究

自治体における児童福祉司の採用・任用の現状と課題

研究代表者 才村 純（関西学院大学）

児童相談所における専門性の確保が喫緊の課題となっている。児童相談所の専門性を左右する重要な要素として、児童福祉司の採用・任用制度が挙げられる。本研究では、児童福祉司の採用・任用実態を把握・分析することにより、児童相談所の専門性を確保するための採用・任用制度のあり方について提言を行うこととした。

具体的には、全国の児童相談所主管課と児童相談所を対象に、児童福祉司の専門職採用・任用の実態および意識に関する質問紙調査を実施した。より詳細な情報を得るため、児童福祉司業務に従事する職員が全員福祉職、全員が行政職、最近行政職から福祉職に切り替えた自治体など特徴的な自治体について実地調査を行った。

その結果、福祉職任用の利点として「専門性が確保できる」という意見が共通して出され、行政職を任用している自治体からは、異動サイクルが短く専門性の確保が困難、養成に時間・労力が必要などの意見が出された。児童福祉司に求められる専門性の特質は専門職者としての人格的側面にあり、これは膨大な経験の蓄積とたゆまない研鑽の結果獲得できるものであり、そのためには、福祉職の任用が必要であると考えられた。ただ、福祉職任用の課題として、昇任ポストや異動先の確保が困難であるとする意見が多く出されことを踏まえ、専門職任用の前提として、人事異動システムの改善および採用した専門職に対する人材育成計画の必要性について指摘した。国に対しては、①任用資格の厳格化、②スーパーバイザーの登録及び派遣のシステム化などを提言した。

なお、報告書には、質問紙調査で得られたデータの詳細を掲載するとともに、実地調査についても、先駆的な取り組みなどを含めた具体的なデータを自治体ごとに掲載している。

## 被虐待児への学習援助に関する研究 被虐待児の認知に関する研究 (第4報)

研究代表者 宮尾 益知 (国立成育医療研究センターこころの診療部)

被虐待児において認知障害が生じ、学習および行動に様々な問題を生じることがよく知られている。行動の問題に関する研究は比較的多く認められ、それなりのコンセンサスも得られている。一方、被虐待児が学習の困難を有し、知的レベルに比しても明らかな学習困難がどのような機序で起こっているのかについての研究は全く行われていない。われわれは、被虐待児の認知発達の特性を解明し、学習困難の病態を解明し治療につなげていくために研究を始めた。

研究課題1：視覚性ワーキングメモリー機能の発達研究—被虐待児と定型発達児の比較を通じて—

被虐待児のワーキングメモリーは、定型発達児に遅れて発達していく。聴覚妨害が定型児では妨害にならなかったが、被虐待児においては明らかに低下を示した。

研究課題2：報酬とリスクの見通しによる意志決定の特徴の解明—ギャンブル課題を用いて— 被虐待児と定型発達児の比較を通じて

今回の研究からは、両者ともに未熟なパターンが多く、明らかな差異は検出し得なかった。ただ、罰回避性の傾向が認められた。このことが長期の学習意欲を賦活する際に重要な示唆を与えていることが考えられた。

研究課題3：被虐待児の認知および学習支援に関する研究—指導員に対する児の自発的な働きかけに注目して—

線引き問題、選択式問題に比して記述問題が明らかに低得点であった。すなわち、記述問題児の指導者に対して、暴言、課題の放棄といったことが見られたことから、情緒的な対応方法を模索しなければいけないことが示された。また、固定したメンバーが対応している場合の改善性もそうでない場合に比して明らかであった。

## \*乳児院における愛着の発達支援に関する研究 乳児院を拠点とする子どもの社会・情緒的発達に適した養育環境とは

研究代表者 青木 紀久代 (お茶の水女子大学)

乳児院における子どもの社会・情緒的な発達（その代表的なものとして愛着）を促進する養育・保

育環境作りを目標に、心理職の立場から2年間の実践研究を行った。活動内容は、子どもの発達状況の把握と改善策の提案、養育場面に入っのコンサルテーション、院内研修、家族関係再構築プログラムの全てが含まれる。

1年目は、主に子どもの発達状態について、情緒面を含めたアセスメントを実施した。対象は、Y乳児院に在籍する生後2ヶ月から35ヶ月までの男女44名である。全般に言語以外の発達は良好だった。ただし情動調整が困難でケアが必要な子どもは、多く見られた。

これらの結果から、情動調整と愛着形成に重要な、養育者の応答的環境をより良いものとするニーズの存在を把握することができた。

そこで2年目に、小規模ケアを受ける4名の子どもをモデルケースとして、発達促進プログラムを実施した。プログラムは、①月に一度の発達検査、②担当養育者に対する結果のフィードバック、③担当養育者と子どもの生活場面の関与観察、④②及び③をもとにした心理コンサルテーション、⑤日々の生活における個別プログラムの改良の4つから成る。

開始時点での対象児の発達指数は、1名は平均域であったが、残り3名は平均以下～境界域であった。しかし半年後には、全対象児の発達指数は、顕著に向上した。

コンサルテーションでは、日常できる遊びを多く提案し、子どもとじっくりと遊び込む環境をサポートしたが、その過程では、担当養育者自身の情動調整力を護るためのケアが必要となる。子どもの情動が激しく混乱するようなときに、実は担当養育者自身も大きく動揺しており、良好な応答性を保つことが難しくなるからである。

報告書では、タイプの異なる対象児の発達過程を取り上げ、コンサルテーションの共通性を抽出した。また、一連の介入と愛着形成及び情動調整力促進との関係を検討している。

Kd-21 平成21年度研究報告書

## **\*専門相談における法的問題に関する相談内容の研究**

研究代表者 佐々木 宏二（子どもの虹情報研修センター）

子どもの虹情報研修センターの専門相談室で、平成15年度から平成20年度までに、児童虐待の専門相談・援助機関（児童相談所・都道府県・市町村・児童福祉施設等）から寄せられた法律相談（計160件）のうち、相談・援助の現場で役立つと考えられる相談事例（94件）を抜き出し、その参考回答例を作成した。回答例の作成にあたっては、弁護士の助言を受けながら実施した。

相談事例の内容をみると、通告から調査・介入、一時保護に至る初期介入の問題、28条や面会・通信など一時保護中から措置に至るまでの親権制限に関する問題、施設や里親家庭での生活上のトラブルや親対応の問題、親権にかかわる問題などが主に取り上げられている。相談事例の一つひとつから、相談機関が直面する困難を読み取ることができる。

法律相談は、年を追うごとに増加しており、児童虐待に対応している相談・援助機関では、法律の

解釈で悩むことや、法律上のトラブルを抱えることが、近年とみに目立ってきている。

この研究報告書は、相談現場での処遇・援助で困った時に、関連する事例のQ & Aとして実務上でも役立つ内容となっており、事例を通して法律問題の理解を深めることに役立つものと思う。

Kd-20 平成21年度研究報告書

## **\*児童相談所における 児童福祉司スーパーバイズのあり方に関する研究 (第2報)**

研究代表者 川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)

本研究は、前年度に実施した研究の継続研究である。ただし前回と違い、共同研究者は現役のスーパーバイザーにお願いした。そして、前年度にあげられた課題である「現在行われているスーパービジョンについて、あらためて具体的に検討」することを目的とし、5人のスーパーバイザーが、自身のスーパーバイズ事例を報告、全員で検討した。またそれらをふまえ、まとめの討議をおこなった。

この中で、現在の児童相談所におけるスーパービジョンを、いくつかの類型に分ける試みを行った。具体的には、①継続指導型、②助言・指示型、③組織対応型、④同席面接型、⑤集団カンファレンス型、⑥ケース進行管理型、⑦その他、である。スーパーバイズの型を区分けすることで、スーパーバイザーは自らの業務内容を客観視でき、自己洞察も進むことで、より適切なスーパービジョンが可能となることが示唆された。

報告書では、こうしたスーパービジョンの事例を報告するとともに、まとめの討議を逐語的に掲載し、現場で役立つよう工夫した。

なお、報告書には、児童相談所執務必携(改訂版)においてスーパーバイザー制度が明記された時代に行われていた全国スーパーバイザー研修について、わかる範囲で紹介し、歴史的な流れも振り返っているため、あわせて参考にされたい。

Kd-19 平成19・20年度研究報告書

## **被虐待児の学校場面における支援に関する調査研究**

研究代表者 生島 博之 (愛知教育大学教育実践総合センター)

本研究は、被虐待児の学校場面における支援に関する調査研究である。具体的には、多くの被虐待児が入所している情緒障害児短期治療施設(10施設)に調査協力を求め、入所児童たちが通っている学校(養護学校型、分校・分級型、地元校型、混合型など)を中心に聞き取り調査を行った。

その結果、被虐待児たちが通っている学校においては、学級崩壊などの危機的状況に面していると

ころも存在しており、多くの教員たちは被虐待児の教育の難しさを痛感していることが明らかとなった。

そこで、『子ども虐待という第四の発達障害』（杉山、2007）という観点や『特別支援教育』という視点から調査内容を整理し、①大声をださないということ、②給食指導について、③パニックから守るということ、④感情コントロールの問題への対応、⑤性教育のあり方、⑥学習指導のあり方、⑦攻撃性を肯定的に活かす教育、⑧学校と情緒障害児短期治療施設の連携のあり方などについて考察し、「被虐待児の学校場面における支援」のポイントについて提言した。

また、ハード面などに関する聞き取り調査の内容を整理し、①教員の適切な数、②本校や一般校との交流の重要性、③登校停止について、④ハード面での改善点、⑤研修センター的役割と教員の人事、などについて考察し、緊急に取り組むべき課題として、「情緒障害児短期治療施設に入所している被虐待児が通うことになる学校の基本スタイル（教員数、設備面など）を養護学校方式とし、その教育にあたっては、一般校との交流を深めること」などと提言し、「教育大学の使命・教員養成カリキュラムのあり方」についてもあわせて言及した。

Kd-18 平成20年度研究報告書

## 被虐待児への学習援助に関する研究 被虐待児の認知に関する研究 (第3報)

研究代表者 宮尾 益知（国立成育医療センター）

被虐待児において認知障害が生じ、学習および行動に様々な問題を生じることはよく知られている。行動の問題に関する研究は比較的多く認められ、それなりのコンセンサスも得られている。一方、被虐待児が学習の困難を有し、知的レベルに比しても明らかな学習困難がどのような機序で起こっているのかについての研究は全く行われていない。われわれは、被虐待児の認知発達の特徴を解明し、学習困難の病態を解明し、治療につなげていくために研究を始めた。

研究課題1：TK式標準学力検査を用いて

IQについては全員が良好であるにもかかわらず、国語における意味理解、漢字の書き取り、文脈理解、内容理解が低得点であった。算数では文章題、知識が低得点であった。

研究課題2：視覚性ワーキングメモリの発達研究

視覚あるいは聴覚の妨害刺激による視覚性ワーキングメモリの差異は認められなかった。11～13歳で急速に発達し成人の容量で、保持と排除の機能が成人レベルになるになることが証明された。

研究課題3：報酬とリスクの見通しによる意志決定の特徴の解明－ギャンブル課題を用いて－

通常課題と逆転課題において課題を正しく行うことが出来たのは、9名中3名のみであり、逆転課題においてのみ正しい行動を選択できたのは、4名であった。9名中2名は最後まで正しい行動が出来なかった。

児童虐待における援助目標と援助の評価に関する研究

**情緒障害児短期治療施設における  
アフターフォローと  
退所後の児童の状況に関する研究**  
(続報) 高校生年齢児童の支援の現況と問題点  
(第2報)

研究代表者 滝川 一廣 (大正大学)

平成18年度の情緒障害児短期治療施設(情短)退所後の児童の調査で示された問題点の一つは、就学の困難な児童が少なくないことであった。高校卒業後の進学率は65%で全国値75%に近いが、最終学歴が中卒の率は全国値0.2%に対して16%、高校中退の率も全国値2.5%に対して36%と、顕著に高いことが示された。家庭の支援に期待できず、早期から自立生活力を要求される被虐待児童が、中卒や高校中退のままで、生涯、安定した社会生活を送ることは容易でない。本研究では、被虐待状況から入所時、退所時、退所後の現在までの資料を基に、高校進学・卒業者と比較し、また、中卒・高校中退の個々の事例についてその理由を推察し、改善策を検討した。

中卒者にはネグレクト例が多く、中学卒業前に退所し、知的能力は普通であったが、現在、半数は無職やフリーターであった。退所理由によって退所後の状況が異なり、児童の成長により退所した例は自活し、児童は治療中であるが家庭の希望で退所した例は就労したり家事を担当して家庭を支えており、児童の逸脱行為のために退所した例は、他の施設に移って退所した後も問題行動が多く、就労していなかった。各群に共通して家庭からの支援がなく、自立支援が必要なことが示された。

高校中退者は、中学卒業時または高校在学中に退所し、知的能力に問題が無くても学力の遅れがあり、現在、半数が無職やフリーターであった。退所時に将来への希望がない、対人関係に問題を有するなど社会生活能力が不十分で、更に、家庭が生活苦を抱え、児童の養育が不十分であったと思われる。成長や進路が整って退所した男子は就職かアルバイト、女子はアルバイトか無職、退所時に医療の必要があった例では無職が多かった。中卒者と同様に、家庭からの支援が得にくい、自身の治療がなお必要な状況にあったと推測される。

高校生年齢児の支援体制づくりなど、退所後の児童および家庭に対する長期的で持続的な支援策とネットワークの構築、重症例の医療機関との密接な連携が期待される。

**\*児童相談所における  
児童福祉司スーパーバイズのあり方に関する研究  
(第1報)**

研究代表者 川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)

児童相談所においてスーパーバイザーの果たす役割はきわめて重要である。本研究は、児童虐待対応など児童相談所の専門性を高め、適切な相談援助を行うために、児童福祉司スーパービジョンの現状と課題を明らかにし、児童福祉司スーパーバイザーに必要とされるもの、また児童福祉司スーパーバイズのあり方等について検討し、あわせて今後の改善に向けての提起を行うことを目的として実施した。

具体的には、児童福祉司スーパーバイザーとしての経験を持つ（多くは児童福祉司としてスーパーバイザーの経験も有している）現役の児童相談所長に研究への参加をお願いし、児童福祉司スーパーバイザーの現状と課題を整理した。その結果として浮かび上がってきたのは、次の3点である。

第一は、児童虐待への適切な対応を求められる今日の児童相談所が、経験豊富なスーパーバイザーの存在を強く必要としているという点。

第二は、大きく変化することを余儀なくされた児童相談所の業務などもふまえ、参考資料として示されている「スーパービジョンの要領」を再検討し、現状に沿ったものに改めることが求められているのではないかという点。

第三は、これらの検討を行う上でも、現在行われているスーパービジョンについて、あらためて具体的に検討し、スーパーバイズの実態を明らかにし、スーパービジョンの事例を積み重ねるという点である。

報告書には、各研究者の具体的な経験等についての報告を掲載するとともに、それまで発出されてきた国の指針等を概観してまとめ、児童相談所におけるスーパービジョンについての文献レビューも載せている。

**\*児童虐待における家族支援に関する研究  
(第2報) 児童福祉施設と児童相談所の連携をめぐって**

研究代表者 川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)

本論は平成19年度に報告された第1報「児童福祉施設での取り組み」の続報である。本研究の目的は、  
①児童福祉施設と児童相談所との連携の現状を把握し、有効な取り組みや困難な点、課題等を分析す

ること、②支援を受ける家族にとって有益な連携を行うために必要な視点やシステム、方法についての検討等を行うこと、の2点である。本研究の方法は、児童福祉施設および児童相談所に所属している実践家6名によって報告された、児童福祉施設と児童相談所の連携に関する特徴的な12事例についてのメタ事例検討である。各事例及び討議内容はKJ法に準じる方法を用いて分類した。結果と考察では、児童虐待が生じた家族への支援において児童相談所及び児童福祉施設が担うべき役割と、両者の連携が困難な場合の工夫を具体的な事例を提示しながら論じた。総合的考察では、①入所前アセスメントの重要性、②ケースカンファレンス・関係者会議の開催、③援助者の交代について、④ニーズをめぐって、⑤あらためて連携とは、という5つの視点で検討した。本報告書は「連携とは、児童相談所、施設、それから家族自身によって合意された、援助可能性に開かれたストーリーが、時宜に応じて継続的に作られることである。本論でまとめられた各機関の細かな工夫は、このストーリーに基づいた実践的・経験的な示唆だと言えよう」という言葉でまとめられている。家族支援をめぐる児童相談所と児童福祉施設の連携のみならず、両者の協働関係全体に対する示唆が、実践的・具体的なイメージを持って理解されるよう提示されている。

Kd-14 平成19年度研究報告書

## 被虐待児に対する臨床上の治療技法に関する研究

情緒障害児短期治療施設における被虐待児への心理治療

研究代表者 平岡 篤武（静岡県立吉原林間学園）

情緒障害児短期治療施設（以下「情短」）は昭和37年に設置されて以来、主に不登校等神経症タイプの不適応症状を有する子どもへの入所型心理治療を児童福祉施設として担ってきた。しかし、現在では入所児に占める被虐待ケースの割合が平均7割を超え、施設によっては8～9割に達している。本研究では、全国30の情短で行われている、個人心理治療とグループ治療の実施状況に関する質的な調査・検討を行った。今回の調査により、被虐待児の入所比率が大きくなることによって他害的・破壊的・逸脱的な子どもの問題行動が頻繁に発生し、「施設崩壊」「スタッフの燃え尽き」が危惧される情短の現状において、各施設が行っている心理治療に関する取り組みの実態を明らかにし、課題を提起した。

個人心理治療については、従来のような純粹に言語的なやり取りだけでは個人心理治療時間が成立し難くなっていると考えられ、活動を媒介とした取り組みや心理教育的な構造を持った取り組みが導入されつつある。被虐待児への心理治療の方向性として、従来言われてきた『成長促進的アプローチ』に加え、『安全・信頼感獲得へのアプローチ』、『行動修正的アプローチ（認知・行動への働きかけ）』が必要である。

グループ治療については、被虐待児の入所比率が増え、安心・安全感（二者関係）のレベルで未達成の課題を有する子どもが増えていることの反映として、グループ治療には二者関係から三者関係へ

の橋渡しをしていく効果が期待されており、より構造の明確な心理教育的アプローチが導入されている。被虐待児が増えたことによるグループ治療実施の困難性を克服するためには、施設間での治療技法に関する情報共有が必要である。

巻末に30施設におけるスタッフの勤務体制、心理治療が俯瞰できる資料を付した。

Kd-13 平成19年度研究報告書

## 被虐待児への学習援助に関する研究 被虐待児の感情認知および課題時の行動観察に関する研究 (第2報)

研究代表者 宮尾 益知 (国立成育医療センター)

被虐待児において認知障害が生じ、学習および行動に様々な問題を生じることはよく知られている。行動の問題に関する研究は比較的多く認められ、それなりのコンセンサスも得られている。一方、被虐待児が学習の困難を有し、知的レベルに比しても明らかな学習困難がどのような機序で起こっているのかについての研究は全く行われていない。われわれは、被虐待児の認知発達の特性を解明し、学習困難の病態を解明し治療につなげていくために研究を始めた。

研究課題1：被虐待児の感情認知に関する調査

エラーパターンにおいては差はなかった。コントロール群では、幸せ場面でのエラーは認められなかった。被虐待児においては、幸せ場面を怒りや恐怖と認識することがあった。

研究課題2：課題時の行動観察に関する研究

注意やモチベーションの持続、対人距離、特定の刺激に関する情緒的反応などの問題が認められた。これらの行動特徴を理解しての学習支援が重要となると考えられた。

Kd-12 平成19年度研究報告書

## \*児童虐待における家族支援に関する研究 (第1報) 児童福祉施設での取り組み

研究代表者 川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)

平成16年度より児童福祉施設に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)が配置されるようになり、家族支援の重要性と共に、支援体制や方法、その効果等について盛んに議論されるようになった。そうした状況に鑑み、本研究は、①児童福祉施設に入所している児童の親や家庭状況などの現状の把握をし、②支援状況や困難点、課題などの現状を分析し、③支援に必要な視点、システム、有効な援助方法を検討することを目的として実施した。

方法としては、児童福祉施設（本研究においては、児童養護施設と情緒障害児短期治療施設を主に取り上げた）で家族支援の中核的役割を担う実践家を共同研究者とし、研究1として改善事例、困難事例、気になる事例（改善、困難に分類されないが、援助に困っている事例）全63事例を挙げ、改善事例の特徴、困難事例の特徴、気になる事例の特徴などを整理した。研究2は、各実践家に施設の支援状況を報告してもらい、支援に必要な体制や視点、支援の工夫などを議論し、抽出した。研究3では、より実践的な支援方法を検討するため、改善事例と困難事例の事例研究を行った。幅広く概要を捉える視点から具体性の高い内容へという構成になっている。本報告書には、このようにして抽出された必要な視点や援助の工夫が具体的に挙げられている。とりわけ、困難事例の特徴として挙げられた、アセスメントが立たないことや家族と関係が構築できないことに対応するようにして、アセスメントの視点と関係作りの工夫に多くの紙面が割かれている。援助者にとってヒントとなるような視点が抽出されているので、ご参照頂きたい。

なお、本研究で検討しきれなかった家族支援における児童福祉施設と児童相談所の連携に関しては、重要な課題であるので、引き続き平成20年度の家族支援研究のテーマとした。

Kd-11 平成18年度研究報告書

児童虐待における援助目標と援助の評価に関する研究

## 被虐待児童の施設ケアにおける 攻撃性・暴力性の問題とその対応 情緒障害短期治療施設での事例分析的研究

研究代表者 滝川 一廣（大正大学）

本研究は、情緒障害児短期治療施設に入所した重い被虐待児が、施設内で示す子ども同士あるいは職員への激しい攻撃や暴力への具体的な対応を研究したものである。「児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効活用に関する縦断研究」（平成16年度）において、被虐待児のさまざまな問題が施設ケアを通して改善する道筋を長期に継時的に分析し、攻撃性・暴力性へのケアが大きなポイントになることを明らかにしたが、本研究はそれを踏まえ、実際に激しい暴力の起きた諸事例の詳細な事例検討を通して、そのケアの実践的なノウハウを具体的に研究した。

被虐待児の暴力行動は、受けてきた暴力の再現やPTSDの症状など子どもに内在する問題として捉えられやすい。しかし個々の暴力事例をていねいに分析すると、①ケアの目的や見通しなどの事前の合意、②子どもの生育歴や現況への理解、③施設の治療構造・生活構造のあり方、等に何らかの不備があったなど、むしろケアをする側の手続きやシステム上の不備が、暴力を引き出したり拡大している側面が明らかになった。換言すれば、それらの不備をなくす方策があれば、暴力の予防・軽減が可能となる。本研究では、それらのポイントを検討し、その方策を具体的に詳述した。

次に実際に暴力が起きた場合の危機介入を検討し、①その子自身をみずからの激しい暴力性・破壊

性から護る、②まわりの子どもたちの心身の安全を護る、③スタッフを消耗・燃え尽きから護る、の3つを主眼にその具体的な方法とシステムづくりを示した。

被虐待児が示す攻撃性・暴力性の問題は、その対処だけに力を注げばよい問題ではなく、施設ケアが、①入所から退所して家庭や社会に居場所を得るまでの長期的な視野に立った支援であること、②たえず当事者の子どもを理解し直し、子どもとの合意をとり直しつつ進められる支援であること、この2点の重要性を示す問題と考えられた。暴力の問題に焦点をあてながら、2点について具体的・実践的にどうすればよいかを掘り下げる研究となった。

Kd-10 平成18年度研究報告書

児童虐待における援助目標と援助の評価に関する研究

## 情緒障害児短期治療施設における アフターフォローと 退所後の児童の状況に関する研究 (第1報)

研究代表者 滝川 一廣 (大正大学)

虐待を受けて治療を要する状態となり情緒障害児短期治療施設(情短)に入所した児童が、改善・成長のみならず、退所して施設の保護から離れても社会生活を送れることが重要である。

本研究は、平成12年から平成16年まで行なった5年間の縦断研究に引き続き、情短退所後の児童の状態を把握して、情短のケアの有効性や退所後のフォローアップのあり方を検討することを目的として行なった。上記の縦断調査の対象児童(全国全17施設に2000年9月に在所していた児童、571名)について、2種類の質問紙を作成し、一方は施設を介して本人または家族に、他方は施設の職員に記入を依頼して退所後の実態を把握し、更に、入所前のリスクアセスメントから入所後毎年および退所時までの縦断調査結果(心身の健康・発達や行動など174項目)と併せて解析した。情短のケアの有効性と問題点を、わが国で初めて全国の全情短施設を対象とした調査に基づいて検討したもので、報告書には詳細な結果と図表の他、本人・家族の情短を利用した感想も掲載した。

退所後の状態は、被虐待児の4割、非被虐待児の7割が家族と生活し、一定期間の家族からの分離と適切な治療により家族再統合が可能なケースも多々あることが示され、8割以上が就学または就労して登校・出勤しており、種々の心配がありながらも社会適応している様子が示された。また、入所で治療効果があった児、成長により退所した児は退所後の状態も良く、情短におけるケアが被虐待の有無に関わらず、一定の効果を果たしていると考えられ、環境療法の有効性が確認され、今後の充実が期待される結果となった。

今後の課題として、中学卒業前に退所した児童の中学卒業までのアフターケアの必要性、退所後、特に2年間のフォローの重要性、治療を中断して退所した事例のフォローのあり方、医療ケアを要す

る児童の退所後の医療との連携、自己評価の低い児童への支援、実社会で生きる力の育成、などが浮き彫りとなった。

Kd-9 平成18年度研究報告書

## 被虐待児への学習援助に関する研究

### 被虐待児の学習支援に関する研究

研究代表者 高田 治（横浜いずみ学園）

虐待が子どもに与える悪影響は、心理的な問題以外にも様々な領域で見られることがわかっている。学校での不適応も多くみられるが、学習における成績不振もその一因と考えられる。子どもにとって学業成績は、自己評価を大きく左右し、進学、就職など将来を左右するものである。被虐待児の支援は心理的援助が注目されるが、学習支援も実際は大きな意味をもつと考えられ、学習ボランティアなどによる学習支援は行われているものの、その成果は芳しくない。

本研究は被虐待児の学習支援方法を探求することを目的として3年間行われた。1年目は、施設内での一对一の学習支援に関する難しさを学習ボランティアの大学生数人から聞き取り、苦手な出来そうもない課題を避けようとしたり、取り組もうとしても集中力が続かない様子など学習の構えに関する問題、教授者になかなか慣れない、教え方に合わせられないなどの教授者との関係の問題などが見出された。

2年目は1事例の学習支援の経過から発達障害のような傾向が見られ、それに合わせた支援の必要性を示した。

3年目は1事例の学習支援場面を毎回録画し、スーパーバイズを受け次の支援に生かすことを約1年間行い、その経過を報告し、考察を加えた。その児童は英単語の綴りが殆ど覚えられないことから、ディスレクシアであることがわかり、その視点からの考察も行った。被虐待児の中には学習障害などの認知機能上の問題がある子どもたちがおり、子どもの認知的な特徴、学習の構えなどを考慮した支援が必要であることを示した。しかし、本研究ではより効果的な支援方法の開発には至らず、今後の課題である。

Kd-8 平成18年度研究報告書

## 被虐待児への学習援助に関する研究

### 被虐待児の認知に関する研究

(第1報)

研究代表者 宮尾 益知（国立成育医療センター）

被虐待児において認知障害が生じ、学習および行動に様々な問題を生じることはよく知られている。行動の問題に関する研究は比較的多く認められ、それなりのコンセンサスも得られている。一方、被

虐待児が学習の困難を有し、知的レベルに比しても明らかな学習困難がどのような機序で起こっているのかについての研究は全く行われていない。われわれは、被虐待児の認知発達の特徴を解明し、学習困難の病態を解明し、治療につなげていくために研究を始めた。

#### 研究課題1：虐待と学習効果

学習意欲、読み書きと算数の数概念、注意集中などに問題があることを指摘した。

#### 研究課題2：CBCLなどのチェックリストによる状態像の把握による探索的研究

CBCLにて、4つのタイプに分類できた。CDCにては心理職と生活指導員において差を認めた。

DAMでは、身体イメージのゆがみが不適應状態と相関していた。

#### 研究課題3：前頭葉機能障害と学習効果

遂行機能には問題を認めなかったが、WMに問題が認められ、ADHDとの差異が明らかになった。

#### 研究課題4：視空間手続き学習課題

個々の児童によって認知的処理にも差異があり、その違いにもいくつかのバリエーションがあることが証明された。

Kd-7 平成18年度研究報告書

## 被虐待児における音楽療法の適用

研究代表者 長田 有子（チャイルドリサーチネット）

本研究は、情緒障害児短期治療施設の被虐待児における3年間に及ぶ音楽を用いた SST（ソーシャルスキルトレーニング）と個人療法のセッションの結果をまとめたものである。情動の発達過程から子どもがストレスを受けた時に対処する方法として2つの様式が存在することが指摘されている(Lazarus,1994)。

3歳未満に虐待を受けると視聴覚を閉じることで自分を守ろうとし、5歳未満にて虐待を受けると言葉の意味の解釈で自分を守ろうとする。例えば「自分は悪い子だからこうされる」と自尊感情を低めることによって状況の再評価を行う。この事から低学年の療法において視聴覚を広げる目的によるセッションを行い、また中高学年の療法においては歌詞の意味によって自分の気持ちや感情に共感できる部分を発表することにより、自尊感情を高めるセッションを行った。視聴覚を広げるセッションにおいて1年間月2回のセッション回数においての結果は、視覚（①形の区別、②視覚的記憶、③空間位置の区別、）聴覚（①聴覚的注意、②聴覚的記憶、③音の聞き分け）、粗大運動（①姿勢の維持）、行動／情緒（①過度の緊張、②多動性）において5%水準で統計的な有意差が認められた。また意味の解釈におけるセッションにおいても1年間同数行った。セッション前におけるEQ検査の結果は、どれも本人個人評価が高く自分自身の正当な評価が難しく高得点になっていたが、セッション後数値が低くなり、自分自身の欠点も認められる正当な評価になった。この事により自尊感情を高めるためにはありのままの自分を受け止める許容も必要だということを知ることができた。

この研究後も施設から里親に養育されている個人セッションも行っており、半年でIQ40も伸びた

ケースがあり、より早く被虐待児の幼児期に視聴感覚を広げるセッションを行うことにより、能力の向上が可能であり養育家庭における負担を軽減できると思われる。

Kd-6 平成16年度研究報告書

## 児童虐待に対する 情緒障害児短期治療施設の有効活用に関する縦断研究 (第3報) 2000年から2004年に亘る縦断研究の報告

研究代表者 滝川 一廣 (大正大学)

被虐待児の心理的支援の必要性の認識が広まるに伴い、情緒障害児短期治療施設への期待は大きくなり、新施設も増えている。しかし、被虐待児に対する治療効果に関する実証研究は殆どなく、情緒障害児短期治療施設の治療の留意点などを探る資料も乏しい。そこで、2000年より入所中の子どもの治療効果を探るために、縦断研究を行ってきた。

本研究は、2000年9月1日に情緒障害児短期治療施設全17施設に在籍していた全児童を対象に、2000年10月より毎年10月に5回にわたって行った縦断調査の報告である。回収率はほぼ100%であり、ほぼ実態を示していると考えられる。入所前の状態、入所6カ月の状態、治療効果について結果を示し、考察を加えた。

結果からは、入所前と入所後6カ月の状態の比較から、家庭から離れたことで改善する問題が多いことが示され、保護の意義が示された。また、被虐待児と虐待を受けていない子どもの改善には大きな差はなく、情緒障害児短期治療施設が培ってきた支援法が被虐待児にも有効であることが示された。多くの症状に関しては、入所後24カ月で5割から8割の改善がみられる。抑うつ、孤立などは早く改善するが、衝動、攻撃的問題の改善に時間がかかり、衝動、攻撃的問題が2年以上続く子どもたちを支援し続ける大変さが窺われた。

数量的な結果をもとに、情緒障害児短期治療施設のケアの問題点として、学力と自己評価の問題、問題行動への対応について考察し、今後の展望について述べた。

Kd-5 平成16年度研究報告書

## \*臨床動作法の 児童福祉施設入所児童への適用に関する研究 (第3報)

研究代表者 藤岡 孝志 (日本社会事業大学)

本研究は、平成14年度からの継続研究である。昨年度のグループに参加した一人の児童に焦点を当

て、その児童の状態像の変化、体験様式の変化、またそのような変化を可能にした本グループワークの治療的な意味を明確にする事を試みた。

対象児童は、周囲の喧騒に巻き込まれて調子が上がって止まらなくなるADHD傾向や、大きな音に驚き、動物のようになる解離傾向を抱えていた。その改善を目的に、止まることを自然に促す運動課題や、環境との相互作用を楽しみつつ自分をコントロールする運動課題を中心にプログラムを組んだ。

状態像の変化としては「止まる」ことが動きのレパトリーに加わると共に、解離機制を自律的に用いてキャラクターに成り込むことで課題を乗り越えることが見られた。また、当初は周囲の雰囲気と共振し、集団から飛び出してしまうという体験様式しか持ち得なかったが、自分自身の重さを感じ環境に働きかけると同時に、環境からも働きかけられつつ環境と一体化する「とけ込み」という体験様式を得る変化も見られた。

状態像、体験様式の変化と並行して、対象児童はグループの中で一人離れて過ごす姿が目立つようになる。それは集団と共振するとなくなってしまう自分自身を保つために、集団との間に物理的な距離を作り、自分と集団との間に境界を創り出そうとしていたと考えられた。このグループを通じて、自分と異なる存在である集団に初めて出会うことができ、本児童の生きる世界そのものが大きく変容したことが明らかになった。

適切に設定された運動課題に児童が引き込まれ、積極的に努力し、方略作りを行う。その過程はスタッフや他の参加者に見守られ、支持される。そのような安心できる雰囲気の中で、課題を克服することで、達成感・自己効力感が高まる。そして、それが運動課題への更なる挑戦を引き出すという循環が、本グループワークの重要な治療的構造であり、上記の変化を引き起こす基盤であることを論じた。

Kd-4 平成15年度研究報告書

## 児童虐待に対する 情緒障害児短期治療施設の有効活用に関する縦断研究 (第2報)

研究代表者 滝川 一廣 (大正大学)

情緒障害児短期治療施設に対する被虐待児への心理支援への期待は大きく、2000年10月から2003年10月までの間に8施設が開設した。しかし、多数の被虐待児を受け入れる過程で施設崩壊に近い大きな困難に見舞われた施設もあり、開設当初の施設運営の難しさが見られた。そこで本研究では、2000年10月から2003年4月までに開設した5つの情緒障害児短期治療施設を対象に調査を行い、開設時の問題点、留意点を探った。

前年度に報告した縦断調査と同じアンケート調査を行った結果、入所時の特徴に施設による差異が大きいことが示され、地域の事情の差もうかがわれた。特定の大人との関係や、睡眠や食事などの領域では各施設共通して改善しているが、問題行動が新たに出現したなど悪化した項目がある施設も

あった。

そこで、2人の研究者が5施設の中の4施設に赴き、事例検討会に参加し、問題点を考察した。その結果から、「入所時のあり方と児童との最初の出会い」「生活援助のあり方」「セラピーのあり方とセラピストの役割」「親（家族）とのかかわり」「学校教育をめぐって」「地域の中の施設」「児童相談所、行政との連携」「施設の居住環境」の8項目について考察を加えた。問題点は挙げられたものの、各施設のスタッフの真摯な努力と模索が共通して見られた。その努力を生かすために、情緒障害児短期治療施設のケアにおいて核となるべき基本的な共通理解がまとめられ、全体で共有されることが、今後の課題とされた。

Kd-3 平成15年度研究報告書

## \*臨床動作法の被虐待児への適用に関する研究

(第2報)

研究代表者 藤岡 孝志 (日本社会事業大学)

本研究は、前年度からの継続研究である。今年度は新たなメンバーでのグループ全9回のセッションを基に、①様々な問題を抱えた参加児童に合った運動課題の開発と、②その課題に取り組む中での個々の子どもの変化、③グループプロセスとそれが参加児童に与える影響の3点について考察を行った。

- ①参加児童の多くはじっとしてられない、一度動き出すと止まらない等、自分の体のコントロールに問題を抱えていた。また、すぐに他人と張り合っけんかになる、負けることを受け入れられないなど、対人関係の問題を抱えている子が多かった。その問題の解決をめざすための、楽しみ、リラックスしながらも体の制止を促す運動課題（だるまさんがころんだ、動作法）、子ども同士の直接的な交流を目指した運動課題（タオルキャッチボール）の詳細とその意義について具体的に述べた。
- ②運動課題に取り組む中で、参加児童は、苦手な運動課題にも取り組む、腰の引けた姿勢が改善する、協力的な構えを得る、課題の前に練習をする、自分でさらに難しい課題を設定するなどの変化が見られた。そのような変化を参加児童それぞれについて記述した。
- ③回を重ねるにつれ、参加児童が運動課題に集中し、また各自の挑戦を皆が尊重する雰囲気（規範）が醸し出された。課題が明確である、課題が繰り返され、課題に対する方略が工夫されやすい、自分の努力や方略に対する承認、支持があるなどのグループの特徴は、レジリエンス（自然治癒力）を伸ばす概念に重なることが明らかになった。現在の身体運動の特徴を形作ったトラウマ的な過去を再体験し乗り越えるという方向だけでなく、自我の強さ、弾力性を養うという未来志向のアプローチでもあることを明らかにした。

## 児童虐待に対する 情緒障害児短期治療施設の有効活用に関する縦断研究 (第1報)

研究代表者 滝川 一廣 (大正大学)

被虐待児の施設入所が増加し、心理支援の必要性が訴えられるようになった。情緒障害児短期治療施設は児童福祉施設の中で唯一心理治療を目的としており、被虐待児の心理支援が期待されている。しかし、被虐待児への治療効果に関する実証研究は少ない。

本研究の目的は、縦断調査により治療の有効性、問題点を探ることであり、滝川他(2001)「児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効利用に関する調査研究」(「平成12年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書」恩師財団母子愛育会所収)に続くものである。

本報告では、2000年9月1日に情緒障害児短期治療施設全17施設に在籍していた全児童を対象に、2000年10月に行った初回調査(回収率はほぼ100%)の結果を報告した。各児童について、「子どもの状態に関する調査」(睡眠、情動の傾向、特定の子どもの関係、自分自身に対する構え、いわゆる問題行動など全19領域166項目に該当するかを問う)と加藤他(2000)の作成した「リスクアセスメント」を、担当職員が中心となって評定した。

虐待の種類や性別に加え、リスクアセスメントによる対象集団の特徴を示し、「子どもの状態に関する調査」の各項目とそれらの特徴の関連を調べた。殆どの領域で被虐待児の方が被虐待経験のない児童よりも該当率が高く、被虐待経験の影響が示された。虐待の種類によって影響に違いのある項目も、虐待の種類に関わらず影響が見られる項目もあり、虐待の種類別の影響など、更なる検討が今後の課題として示された。

また、縦断調査の中途であるが、仮説生成を目的にその時点の退所児の効果を調べた。

## \*臨床動作法の被虐待児への適用に関する研究 (第1報)

研究代表者 藤岡 孝志 (日本社会事業大学)

被虐待児は、心理面、対人関係面の問題だけでなく、運動・感覚機能が育っていない、または統合されておらず、転びやすい、なわとびが飛べないなど、身体運動の面でも問題を抱えている。本研究は、このような問題を抱えている被虐待児を対象として、身体運動による治療的アプローチを試みたグループワークについての事例研究である。

「課題通りの動作をしようと努力するプロセスの中で得られる様々な体験が、当人にとって必要・有効・有用な治療体験として経験されることが真の狙いである」という動作療法（臨床動作法）の視点を活用し、運動機能の改善だけではなく、心理面、情緒面での変化・改善も可能になる治療的なグループになることを目指した。

月1回、45分間、全7回のセッションを詳述し、以下の3点について考察を行った。

- ①参加児童が見せる身体運動、動作の特徴は、生活場面での児童のあり方と密接に関連していることが明らかになった。それゆえ、身体運動の変化が生じることによってその子自身の物事への構えが変わる可能性について論じた。
- ②その子に必要な運動課題を工夫・設定し、その運動課題を毎回繰り返すことによって、不安や恐怖を抱えた被虐待児は安心感を抱き、課題に集中して取り組み、自分なりの方略を考え、試行錯誤していけることが明らかとなった。
- ③それぞれの子が運動課題に集中すると、他の子にアドバイスをしたり、応援をしたりと普段見られない協力する雰囲気生まれた。また、グループ全体に躍動感が生まれるなどのグループに生じた変化について記述した。

運動課題の設定については、以下の論文（藤岡他「身体運動による被虐待児のグループアプローチ」子どもの虹情報研修センター紀要No.1 2003）も参考にさせていただきたい。

## イギリスの児童福祉制度視察報告書

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

### 内容

#### 1. 児童福祉におけるイギリスの状況と児童福祉施策

- (1) イギリスの概要
- (2) イギリスにおける子どもと若者、家族に関する諸問題
- (3) イギリスの子どもの安全保障（Safeguard）と児童保護（Child Protection）について
- (4) 児童家庭ソーシャルワーカーの人材育成

#### 2. 視察先報告

- ①アイリーン・ムンロー教授講義 「The Munro Review of Child Protection」について
- ②デイビッド・ゴフ教授とのディスカッション 日本とイギリスの児童虐待対応について
- ③ナオミ・ドイチ氏講義 児童保護における裁判所の関与
- ④ルイーザ・マクギーハン氏講義 子どもの貧困とその対策の変遷について
- ⑤マイケル・キング博士講義 児童相談所-The Family Bond と里親委託率
- ⑥小川紫保子氏講義 傷つきやすい子どもを援助する慈善事業団体とコミュニティ
- ⑦Hertfordshire Children's Social Care（ハートフォードシャー児童保護サービス機関：CSC）
- ⑧Leeds Children's Social Care（リーズ市児童保護サービス機関）
- ⑨Leeds Safeguarding Children Partnership（リーズ市の多機関協働）
- ⑩Falcon Grove Family Assessment Centre（入所型親子アセスメントセンター）
- ⑪Adel Beck Secure Children's Home（非行少年保護施設）
- ⑫Five Rivers Child Care（フォスタリング、入所型ケア、教育による治療的総合支援）
- ⑬Foster Care Associates（FCA）South East（フォスタリングサービス）
- ⑭National Society for the Prevention of Cruelty to Children（英国児童虐待防止協会：NSPCC）
- ⑮The Lucy Faithfull Foundation（子どもへの性犯罪防止のための啓発団体）
- ⑯Women's Aid Federation（ドメスティック・アビューズ対応機関連合）
- ⑰Mermaids（トランスジェンダーの子どもと家庭への支援団体）
- ⑱Refugee Council, Children Section（難民救助団体児童部門）
- ⑲The British Association of Social Workers（英国ソーシャルワーカー協会：BASW）

## イギリスにおける児童虐待の対応 視察報告書

研究代表者 川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）

イギリスは、児童虐待に対して19世紀からの長い取り組みの歴史を持つと同時に、近年、その制度や施策を大きく変化させている。したがって、イギリスの現在の児童虐待対応を深く学ぶことができれば、我が国の今後の児童虐待対策の発展にも大きく寄与すると思われることから、2007年4月、以下の4点を調査課題として、イギリス視察を行った。すなわち、①児童虐待対応の施策とシステム、②児童および家族への支援の実情－特に治療的ケアの状況、③児童虐待対応の専門職への研修のあり方、④児童虐待対応に関する教育と福祉の連携 以上である。

これらの調査課題を達成するため、以下の12機関、施設、個人等を訪問した。すなわちIntensive Parenting Project (IPP) インテンシブ・ペアレンティング・プロジェクト/K&C Social Services (SSD) ケンジントン&チェルシー地区ソーシャルサービス/Sure Startシュアスタート/Tavistock Clinicタビストッククリニック/David Gough教授（ロンドン大学 Executive Director）/Jonathan Picken教授（BAPSCAN会長・ロンドン大学）/The Caldecott Foundationカルデコット・ファンデーション/NSPCC英国児童虐待防止協会/The Lister Primary Health Centreリスタープライマリーヘルスセンター/The Mulberry Bush Schoolマルベリーブッシュスクール/Department for Education and Skills 教育技術省児童保護局/National Children's Home (NCH) ナショナルチルドレンズホーム、以上である。

報告書では、これらの視察先の概要と併せて、今後の参考となるよう、帰国後に収集した資料なども含めて添付した。

## アメリカにおける児童虐待の対応 視察報告書

研究代表者 四方 耀子（子どもの虹情報研修センター）

本視察は、虐待問題先進国である米国から我が国の虐待対応に役立つ情報を得るために企画されたものである。2004年4月に、次の4点を主眼としてロスアンゼルス郡を中心に視察が行われた。

1. 被虐待児の保護システムの具体的状況（介入と援助について）
2. 性虐待への対応（特にファレンジック・インタビューについて）
3. 児童虐待対応における連携アプローチ（特にマルチディシプリナリー・アプローチについて）

#### 4. 児童虐待の治療の現状

視察先は、トーランス警察、DCSF（ロスアンゼルストーランス支所）、チャイルド・クライシス・センター（ハーバードUCLAメディカルセンター内）、スチュアート・ハウス（サンタモニカUCLAメディカルセンター内）、チャドウィック・センター（サンディエゴ子ども病院内）、UCLAロスアンゼルス病院SCANチーム、米国空軍虐待対応システムのSWである。

報告書では、米国における児童虐待の実情と背景、虐待対応の実際を論述した後、各視察先で得られた情報の詳細が記載されている。また、視察先で入手した資料1～24について子どもの虹情報研修センターで訳出したものが掲載されているので参考にされたい。

S-2 平成15年度研究報告書

## ドイツ・フランスの児童虐待防止制度の視察報告書

### Ⅱ フランス共和国編

研究代表者 松井 一郎（子どもの虹情報研修センター）

1. 児童虐待は世界の普遍的な事象で、古い時代の民話や児童文学などにも数多く記載され、現代まで引き継がれている。発生数は増大の一途を辿っており、かつては貧困が主要因であったが、現在ではネグレクトや心理的虐待まで広がり、決め手となる有効な対応策はない。それぞれの国における虐待防止の対応法令、児童福祉の諸法令、虐待防止の子育てスキルなどなど、数多くが実施されているが、海外の情報を検索、集約するとその殆どが英語圏のみのものである。毎年開催される学会の海外研究者の招待講演も、英語圏の学者に限定されている。
2. 30年ほど前、フランスのパリ大学ルジェンヌ教授の〈猫泣き症候群〉の講演を拝聴した。仏語のできる医師が通訳に入ったが、途中で翻訳ができなくなった。ルジェンヌ教授は英語も極めて堪能であったが、5分、10分が過ぎても全くの知らぬ顔……。ダウン症の染色体異常を決定し、新しい症候群を数々発表してきた世界第一級の教授が！である。フランスは面白い国だと思った。
3. 今回のフランス視察では多くの感銘を受けた。まず第一に、被虐待児の統計である。この統計はODAS（政府、県、市が出資するNPO法人）の統一国家統計で、虐待の定義や境界域、評価は明快である。米・英・独など連邦国家ではそれぞれの州政府が独自に統計に責任を持つため、国の統一統計とはならない。ODASの継続統計は驚きである。第二に、フランス全土の児童司法保護機関には子ども（少年）判事、子ども検事が専属で勤務し、乳幼児／青少年問題に対応している。第三には、「もしもし、こども虐待（SNATEM）全国統一119番」。その他、施設見学と帰国後の整理から学んだ点を列挙した。フランスは大統領制であるが、首相・閣僚・知事などは任命制である。利点と思われる点は、かの国の政治体制に大きく依存するのではないか？ 視察は大きな収穫であった。

# ドイツ・フランスの児童虐待防止制度の視察報告書

## I ドイツ連邦共和国編

研究代表者 平湯 真人（平湯法律事務所）

本報告書は、平成12年度に成立した児童虐待防止法が、当初から3年後の見直しを予定していたことを受け、関係各団体から多くの改正提言がなされている中で、子どもの虹情報研修センターとして外国法の調査を企画し、その一環として、平成15年6月に実施されたドイツ調査の報告書である（その一部は平成16年の防止法一次改正に活かされた）。

当時のドイツは、虐待に特化した法整備はなされていなかったが、親権法（民法）については既にたびたびの改正で支配権的な色彩は払拭され、「子は暴力によらずに教育される権利を有する。体罰、精神的侵害およびその他の屈辱的な処置は許されない」などが明記されていた。また裁判所による柔軟な親権制限と行政（少年局）による子ども家庭福祉（青少年援助法）が連携し合っって子どものケアと親の支援（家庭訪問による在宅支援など）を実現しようとしていること等が特徴的であった。ドイツでは、この調査時点以降にも引き続き親権法と青少年援助法が改正され、行政による初期介入権限の強化が導入されたりしたが、基本的には裁判所関与と親の支援を重視する理念は一貫している。

日本では平成23年ようやく親権法の一部改正が実現したが、かつて日本と共通の親権法を持ったドイツが明確な理念と持続的エネルギーを以て改革を進めようとしている姿勢は、日本としてもあらためて学ぶべきであろう。

## 7. その他

Sk-2 平成23年度研究（センター研修資料）

### 児童の虐待死に関する文献研究

（第2報）

研究代表者 川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）他

本研究は、前年度に引き続き「我が国におけるチャイルド・デス・レビューに関する研究」（研究代表者 小林美智子）の分担研究「児童の虐待死に関する文献研究」の成果をふまえ、その一部を加筆・修正し、当センターにおける種々の研修で活用すべく「研修資料」として発刊したものである。

本研究は、第1報の紹介でも述べたように、子どもの虐待死にはどのような背景があり、虐待死をなくしていく上ではどのような問題、どのような困難があるのかを分析、検討すると同時に、虐待死を克服するにはどのような取り組みが必要なのかを明らかにすることをめざして、わが国における「児童虐待死」に関する先行研究を概観したものであるが、第2報となる本冊子では、前年度に積み残されたもの、具体的には、虐待死に関する1990年代以降の全国調査および統計的研究、母親による実子殺に関する研究（精神疾患の問題）に加え、ネグレクト死における判例の考察及び「親子心中」に関する研究、さらに海外における研究を概観した。

2年間にわたって行った「児童の虐待死に関する文献研究」によって、時代により関心の持たれ方がさまざまに変化していることが明らかになったが、児童虐待防止法が制定、施行されてからは、「児童虐待による死亡」への関心が高まっていったことが浮き彫りとなった。

先行研究の検討だけで2冊の冊子になったが、これらが、今後子どもの虐待死を研究する人にとって何らかの水先案内人になればと願っている。

Sk-1 平成22年度研究（センター研修資料）

### 児童の虐待死に関する文献研究

（第1報）

研究者 川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）他

本研究は、厚生労働科学研究費補助金（平成22年度政策科学総合研究事業）「我が国におけるチャイルド・デス・レビューに関する研究」（研究代表者 小林美智子）の分担研究「児童の虐待死に関する文献研究」の成果をふまえ、その一部を加筆・修正し、当センターにおける種々の研修で活用すべく「研修資料」として発刊したものである。センターとして実施した研究ではないが、その多くをセンター研究部で担い、センターホームページにも参考として掲載したので、内容を紹介する。

さて、本研究は、子どもの虐待死にはどのような背景があり、虐待死をなくしていく上ではどのよ

うな問題、どのような困難があるのかを分析、検討すると同時に、虐待死を克服するにはどのような取り組みが必要なのかを明らかにすることをめざして、わが国における「児童虐待死」に関する先行研究を概観したものである。

収集した文献は、1891年（明治24年）から2010年（平成22年）までの約250点。内容は多岐にわたり、著者である研究者や実践家の専門分野も幅広いものであった。

ここではそれらの文献を、①実態調査および統計的研究について（今回は1980年代まで）、②母親による実子殺について（児童虐待防止法制定前まで）、③医学・法医学分野について、④嬰兒殺（新生児殺）について、⑤近年新たに課題とされているテーマについて、⑥関係諸機関をめぐる論考について、という6つの領域に分類し、それぞれの特徴を示すよう努力した。なお、「親子心中」およびネグレクトに関する検討、海外における研究の動向などは、次回以降の課題とした。

## 8. 紀要 総目次

### 紀要 No.16

- 発刊にあたって（川崎二三彦）
- 論文
  - 「思春期に現れる乳児期来の諸問題」（小倉清）
- 研修講演より
  - 講義『『大人の発達障害』の理解と、子育て支援・児童虐待防止のポイント—発達障害は急に大人になってから現われたものではありません—』（志村浩二）
  - 講義「母子生活支援施設におけるジェネラリスト・ソーシャルワーク」（芹澤出）
  - 講義「証拠となる心理所見」（藤田香織）
- 実践報告
  - 「乳児院における里親との協働『乳児院の強みを活かした里親支援機関事業の取り組みと里親支援』（長田淳子）
  - 「子どもと家庭の支援における地域の役割～豊橋市の取り組みと市区町村の立場からの実践報告～」（北村充）
- エッセイ
  - 「子どもは未来である」（山澤重美）
  - 「児童福祉領域における人材育成『～人を育てることの本質論について～』（橘川英和）
  - 「ブカレスト・ベルリン街歩き」（川松亮）
- 事業報告
  - 「平成29年度専門研修の実績と評価」
  - 「2017年度に行った研究等について」
  - 「平成29年度の専門相談について」

### 紀要 No.15

- 発刊にあたって（川崎二三彦）
- 論文
  - 「養子縁組と子どもの権利保障」（林浩康）
- 研修講演より
  - 公開講座「子ども虐待と脳科学」（友田明美）
  - 講義「乳児院における里親との協働～育ちをつなぐ支援～」（河崎佳子）
  - 講義「子育て困難・虐待と境界性パーソナリティ障害」（林直樹）
  - 講義「解離症状の理解」（古田洋子）
  - 講義「学校における児童虐待対応」（玉井邦生）
- 実践報告
  - 「生活の場が変わる時の支援 Aちゃんの措置変更」（西田英子）
  - 「居場所のない子どもたちへの対応」（橘ジュン）
  - 「新たな親子関係の構築を支える」（緒倉珠巳）
- エッセイ
  - 「つなぐ願い—第11回子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーを終えて—」（増沢高）

○事業報告

「平成28年度専門研修の実績と評価」

「平成28年度に実施した研究の概要」

「平成28年度の専門相談について」

## 紀要 No.14

○発刊にあたって（川崎二三彦）

○論文

「子どもの命と成長発達を守る — 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告書と児童福祉法等改正を踏まえて —」（松原康雄）

○研修講演より

講義「虐待を受けた子どもの回復と育ちを支える生活の中の支援」（内海新祐）

講義「多機関コーディネートのある方」（宮島清）

講義「虐待ハイリスクケースの親グループ支援」（鷺山拓男）

○実践報告

「ひとりひとりの主体的な自立を支えるために」（早川悟司）

「退所後に抱える困難とアフターケアの現状」（高橋亜美）

「子どもの性問題への対応」（山口修平）

「特定妊婦への支援における保健・児童福祉司・医療の連携」（荻田和秀）

○エッセイ

「つなぐ願い—第10回子ども虐待防止オレンジリボンたすきりレーを終えて—」（増沢高）

○事業報告

「平成27年度専門研修の実績と評価」

「研究部研究概要紹介」

「平成27年度の専門相談について」

## 紀要 No.13

○発刊にあたって（川崎二三彦）

○論文

「子ども虐待の「支援」を考える」（小林美智子）

○特別講演より

公開講座「子ども虐待の闇 — ネグレクト死の取材から」（杉山春）

○研修講演より

講義「自立を支える制度上の課題」（高橋温）

講義「若年親の理解と支援」（加藤治子）

講義「子どもの誕生と家族の変化」（高橋恵子）

講義「子ども虐待防止と助産師の役割」（岡本喜代子）

○実践報告

「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援—名張版ネウボラの推進—」（上田紀子）

「事例検討を進めるための事例検討会の持ち方 — 試行 — 保健機関において死亡あるいは重大事例の検証をするために —」（木村和代）

「回復と育ちを支える生活」(松永忠)

○海外情報

「韓国の児童福祉について」(丁泰熙)

○エッセイ

「つなぐ願いー第9回子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーを終えてー」(増沢高)

○事業報告

「平成26年度専門研修の実績と評価」

「平成26年度の専門相談について」

## 紀要 No.12

○発刊にあたって (小林美智子)

○<特集>虐待を受けた子どもの治療

講義「虐待を受けた子どもへの認知行動療法」(亀岡智美)

講義「虐待を受けた子どもへの精神分析的アプローチ 心的外傷を負っている自閉症の子どもとの  
かかわり」(森さち子)

論文「誰のための支援なのかー専門職の基盤と専門性の限界の相克」(小野善郎)

○研修講演より

基調講演「日本人と子ども観」(清水將之)

講義「児童相談所におけるソーシャルワーク」(宮島清)

講義「子ども虐待予防活動」(中板育美)

講義「離婚と子ども」(棚瀬一代)

○実践報告

「市民としての虐待未然防止活動」(工藤充子)

「虐待を受けた子どもの自立支援」(藤川澄代)

「里親支援のあり方ー子どもの人生をつなぐために」(渡邊守)

○小論・エッセイ

「つなぐ願いー第8回子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー2014を終えて」(増沢高)

○事業報告

「平成25年度専門研修の実績と評価」

「平成25年度の専門相談について」

## 紀要 No.11

○発刊にあたって (小林美智子)

○論文

「『行方不明』の子どもたち」(保坂亨)

○特別講演より

公開講座「原発事故と子ども～子どもの未来を考える～」(神戸信行)

公開講座「原発事故と子どもの健康～子どもの未来を考える～」(黒部信一)

○研修講演より

「暴力とは何か」(大淵憲一)

「子どもの育ちと暴力」(小倉清)

「ステップファミリーの子育て支援」(津崎哲郎)

○小論・エッセイ

「つなぐ願いー第7回子ども虐待防止オレンジリボンたすきりレーを終えてー」(増沢高)

○実践報告

「『子どもが心配』チェックシート(パンフレット版)の開発と活用」(薬師寺真)

「新潟県三条市の取組み 三条市子ども・若者総合サポートシステム」(久住とも子)

「地域における家庭支援～枚方市家庭児童相談所における児童虐待防止の取組から～」(八木安理子)

○事業報告

「平成24年度専門研修の実績と評価」

「平成24年度の専門相談について」

## 紀要 No.10 (10周年記念号)

○発刊にあたって(小林美智子)

○10周年記念シンポジウムより

・子どもの虹情報研修センター10周年記念シンポジウム

「子ども虐待対応を考える：これまでの10年とこれからの10年」

・第2部「これからの10年の子ども虐待対応を考える」ー座長 西田寿美

「司法の立場から」(岩佐嘉彦)

「虐待死事例から見た我が国の虐待対応の課題」(才村純)

「市町村の立場から」(塚根智子)

「社会的養護の立場から」(安川実)

「ディスカッション」ー座長 津崎哲郎

・第1部「子どもの虹情報研修センターの10年とそこから見えてくるもの」

(増沢高・川崎二三彦・小出太美夫)

○特別講演より

公開講座「トラウマが子どもの発達へ及ぼす影響」(Frank W. Putnam, MD)

○エッセイ 小倉清・桑原教修・坂本正子・橋本和明・保坂亨・村瀬嘉代子・渡辺久子

○小論・エッセイ

「つなぐ願いー子ども虐待防止オレンジリボンたすきりレーへの思い・6ー」(増沢高)

「絶対的貧困社会の児童虐待」(川崎二三彦)

○事業報告

「平成23年度専門研修の実績と評価」

「平成23年度の専門相談について」

## 紀要 No.9

○発刊にあたって(小林美智子)

○論文

「虐待による乳幼児頭部外傷」(長嶋達也)

○特別講演より

「優しい親になるにはー子ども虐待からマタレッセンスとパタレッセンスを考える」(小林登)

○研修講演より

「DV被害者へのフェミニスト・アプローチおよびコミュニティ・アプローチ」(高嶋克子)

- 「周産期における子ども虐待のリスク」(佐藤拓代)
- 「解離について」(細澤仁)
- 「子ども虐待における母子臨床」(山下洋)
- 実践報告・エッセイ
  - 「母子生活支援施設 倉明園の実践」(大塩孝江)
  - 「つなぐ願いー子ども虐待防止オレンジリボンたすきりレーへの思い・5ー」(増沢高)
  - 「原発事故・放射能問題と子どもの権利侵害」(増沢高)
- 研究報告
  - 「児童相談所における児童福祉司スーパーバイズのあり方に関する研究(第2報)」(川崎二三彦他)
- 事業報告
  - 「平成22年度専門研修の実績と評価」
  - 「平成22年度の専門相談について」

## 紀要 No.8

- 発刊にあたって(小林美智子)
- 論文
  - 「子ども虐待問題の基底としての貧困・複合的困難と社会的支援」(松本伊智朗)
- 特別講演より
  - 「マンガで届ける子ども虐待防止」(椎名篤子)
- 研修講演より
  - 「アタッチメント理論の現状と課題：進化・発達・臨床の3つの視座から」(遠藤利彦)
  - 「子どもの記憶ー子どもの証言と司法面接ー」(仲真紀子)
  - 「日本における性的虐待の実態と対応の現状」(山本恒雄)
  - 「施設における家族への援助」(島川丈夫)
- 小論・エッセイ
  - 「つなぐ願いーオレンジリボンたすきりレーへの思い・4ー」(増沢高)
  - 「ことはじめ、児童虐待防止事業」(川崎二三彦)
  - 「インターネットでカンファレンス！」(南山今日子)
- 研究報告
  - 「児童虐待の援助法に関する文献研究(第5報)戦後日本社会の『子どもの危機的状況』という視点からの心理社会的分析ー2000年以降の性的虐待に関する文献研究ー」(保坂亨他)
  - 「児童虐待に関する文献研究(第6報)子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献の分析」(増沢高他)
- 事業報告
  - I. 平成21年度専門研修を振り返って
  - II. 研修評価の試み
  - III. 平成21年度の専門相談について

## 紀要 No.7

- 発刊にあたって(伊岐典子)
- 発刊にあたって(小林登)
- 論文

「児童虐待ケースにおける面会交流」(磯谷文明)

○特別講演より

「子どもの心にとどく子守歌」(西舘好子)

「コミュニケーション能力を育むことの大切さ」(篠原一之)

○研修講演より

「家族について～歴史と現状～」(保坂亨)

「要保護児童対策地域協議会の運営」(安部計彦)

「児童福祉施設での親子を考える」(金井剛)

○小論・エッセイ

「オレンジリボンたすきりレーへの思い・3」(増沢高)

「明治末期から大正初期にかけての児童虐待死亡事例」(川崎二三彦)

○研究報告

「虐待の援助法に関する文献研究(第4報:2000年代)児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第3期(2000年6月から2004年4月まで)」(吉田恒雄他)

○事業報告

「平成20年度専門研修を振り返って」

「平成20年度の専門相談について」

## 紀要 No.6

○発刊にあたって(村木厚子)

○発刊にあたって(小林登)

○論文

「小児救急医療現場から見た児童虐待の実態と課題」(市川光太郎)

○特別講演より

「公開講座 イギリスから学ぶ児童虐待対応」(Jonathan Picken)

「シンポジウム イギリスから学ぶ児童虐待対応」(Jonathan Picken)

(青木紀久代)

(山下洋)

(川崎二三彦)

○研修講演より

「ケースの見立てとレポートについて～専門性を向上させるために～」(近藤直司)

「虐待が脳に及ぼす影響」(岡野憲一郎)

「近年における非行の概況と援助の実際」(橋本和明)

「性的虐待が及ぼす心身への影響」(岡本正子)

○エッセイ

「センター図書室で棄児を追う」(川崎二三彦)

「オレンジリボンたすきりレーへの思い・2」(増沢高)

○研究報告

「児童虐待の援助法に関する文献研究(第4報:2000～2006年まで)～戦後日本社会の『子どもの危機的状況』という視点からの心理社会的分析～」(保坂亨他)

○事業報告

「平成19年度専門研修を振り返って」

「平成19年度専門相談について」

## 紀要 No.5

- 発刊にあたって（大谷泰夫）
- 発刊にあたって（小林登）
- 論文
  - 「臨床心理・精神医学的観点からの児童虐待への対応について」（渡辺久子）
  - 「児童相談所における虐待対応業務等の実態と課題」（才村純）
- 特別講演より
  - 「子どもの脳の発達」（榊原洋一）
  - 「子どもの育ちを支える建物」（仙田満）
- 研修講演より
  - 「虐待と子どもの発達 -子どもが変わる、大人も変わる-」（内田伸子）
  - 「職員と児童福祉施設に求められる視点+ $\alpha$ 」（草間吉夫）
  - 「虐待の発生予防としての教育」（松村京子）
- エッセイ
  - 「ちょっと一休み♪」（高橋温）
  - 「虐待を疑わせる所見について -将来医師として必要な事項-」（定月亮）
  - 「『箱根-東京間 オレンジリボンたすきリレー』への思い」（増沢高）
- 研究報告
  - 「児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第2期（1990年4月から2000年5月まで）」（吉田恒雄他）
- 事業報告
  - 「平成18年度専門研修を振り返って」
  - 「平成18年度専門相談について」

## 紀要 No.4

- 発刊にあたって（大谷泰夫）
- 発刊にあたって（小林登）
- 論文
  - 「虐待された子どもの成長・発達・こころをまもるとは -世代間連鎖を断つことを目指して-」（小林美智子）
- 特別講演より
  - 「アメリカとハワイ州における児童虐待対応システムについて」（メリパ・ゴディネット）
  - 「家族中心ケアと教育と訓練の学際的交流について -米国ハワイ州における実践-」（ロナルド・マタヨシ）
- 研修講演より
  - 「発達障害と児童虐待」（田中康雄）
  - 「乳幼児期の発達」（青木紀久代）
  - 「思春期児童への治療的援助」（齊藤万比古）
  - 「少年非行の理解」（佐々木光郎）
- エッセイ
  - 「見守ること」（高松絵里子）
  - 「重い虐待を受けた幼児との生活実践」（齋藤新二）

「障害児こそが虐待にあっているのでは」(加藤正仁)

○研究報告

「戦後日本社会の『子どもの危機的状況』という視点からの心理社会的分析(虐待の援助法に関する文献研究 第3報:1990年代)」(保坂亨他)

○事業報告

「平成17年度専門研修を振り返って」

「平成17年度専門相談について」

## 紀要 No.3

○発刊にあたって(北井久美子)

○発刊にあたって(小林登)

○論文

「子どもが求めるもの-生まれてきてよかった、この世は生きるに値する、居場所感覚-」(村瀬嘉代子)

「児童虐待防止法および児童福祉法の改正とこれからの課題」(吉田恒雄)

○特別講演より

「子どもの国際化の現状と課題」(李節子)

○研修講演より

「子どもへの性的虐待について」(奥山真紀子)

「子どもの発達過程を視野に入れた児童虐待の理解と対応」(吉田敬子)

「援助の連続性を考える」(窪田道子)

「施設の援助者関係-良好なチームをめざして」(増沢高)

○エッセイ

「なぜケースレポートにこだわるのか」(近藤直司)

「子どもの虹情報研修センターと私-『学びの場は癒しの空間』という証明」(志村浩二)

「今、思うこと」(山澤重美)

○研究報告

「児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効活用に関する縦断研究-2000年から2004年に亘る縦断調査の報告-」(滝川一廣他)

「戦後日本社会の『子どもの危機的状況』という視点からの心理社会的分析(虐待の援助法に関する文献研究 第2報:1980年代)」(保坂亨他)

○事業報告

「平成16年度専門研修を振り返って」

「平成16年度専門相談を振り返って」

## 紀要 No.2

○発刊にあたって(伍藤忠春)

○巻頭に

「児童虐待と優しい子育て-脳の三位一体学説から考える」(小林登)

○論文

「児童虐待対応の変遷と課題-児童相談所を中心に-」(津崎哲郎)

○特別講演より

「チンパンジーの子育て」(Jane Goodall)

- 研修講演より
  - 「乳幼児の虐待と発達－心を育てるために－」（小林美智子）
  - 「虐待に対する法的手段の適切な活用」（岩佐嘉彦）
  - 「乳幼児母子関係と虐待の心身に及ぼす影響」（渡辺久子）
  - 「虐待を受けた子どもの思春期とその援助」（青木省三）
  - 「良好なチームづくりと職員のメンタルヘルス」（長井晶子）
- エッセイ
  - 「子育てを楽しめる社会を目指して」（小野寺宣子）
  - 「重い虐待を受けた子どもへの支援」（橘川英和）
  - 「治療施設専門研修に参加して」（洲鎌昌子）
- 研究報告
  - 「ドイツ、フランスの児童虐待防止制度～視察結果の概要」（才村純）
  - 「児童虐待の援助法に関する文献研究」（保坂亨他）
- 事業報告
  - 「平成15年度専門研修を振り返って」
  - 「平成15年度専門相談事業を振り返って」

## 紀要 No.1

- 発刊にあたって（岩田喜美枝）
- 巻頭に
  - 「児童虐待はどうして豊かな社会に多いのか」（小林登）
- 記念論文
  - 「本当に子どもは変わったのか」（小倉清）
- 研修講演より
  - 「児童養護施設の今日的課題」（加賀美尤祥）
  - 「被虐待児の理解と援助のあり方」（村瀬嘉代子）
  - 「ケースの進行管理などスーパーバイザーの役割」（赤井兼太）
  - 「職員のサポートを考える」（杉山信作）
  - 「虐待に対する法的手段の適切な活用」（磯谷文明）
- エッセイ
  - 「医師専門研修への期待」（小野善郎）
  - 「児童養護施設研修に参加して」（福崎洋子）
  - 「虐待と『学校で暴れる子』～個別対応から学校コンサルテーションへ～」（水鳥川洋子）
- 研究報告
  - 「児童虐待の国際比較」（松井一郎）
  - 「身体運動による被虐待児へのグループ・アプローチ1」（藤岡孝志他）
  - 「児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効活用に関する縦断研究」（滝川一廣他）
- 事業報告
  - 「平成14年度専門研修を振り返って」

子どもの虹情報研修センターの研究活動

## 研究報告書 全紹介

令和元年 9月30日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会  
子どもの虹情報研修センター  
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター  
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地  
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091  
mail : info@crc-japan.net  
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 子どもの虹情報研修センター 研究部

印刷 株ガリバー TEL. 045-440-6341(代)